

# 健康医療行政の概要

令和5年度

大阪府健康医療部



## はじめに

健康医療部では、府民の医療・健康・いのちに関わるセーフティネットの構築に向け、第7次大阪府医療計画をはじめとする関係計画等に沿って、地域医療の充実確保、健康づくりの推進、地域保健・感染症対策、国民健康保険財政の安定的な運営、医薬品・食品・水等の安全性確保等の健康医療の各分野で、多岐にわたる課題に対応するための施策に取り組んでいます。

今年度は万博開催や健康医療分野におけるDX化の動きも見据えつつ、特に、「新型コロナウイルス感染症の円滑な5類移行及び今後の感染症によるパンデミックに備えた取組強化」「地域医療の充実とギャンブル等依存症をはじめとするこころの健康問題への対応強化」「健康寿命の延伸と保健ガバナンスの強化」「日常生活を支える公衆衛生の向上」の4項目について、重点的に取り組みます。

「新型コロナウイルス感染症の円滑な5類移行及び今後の感染症によるパンデミックに備えた取組強化」では、地域全体で対応する「**With** コロナ」体制構築に向けた取組みを推進するとともに、感染症予防計画の改定や医療機関等との協定締結に向けた協議など、今後の感染症パンデミックに向けた対応力の強化に取り組めます。あわせて、大阪・関西万博の開催に向け、様々なリスクに対応できる感染症対策を検討します。

「地域医療の充実とギャンブル等依存症をはじめとするこころの健康問題への対応強化」では、医療計画及び医師確保計画の改定や地域医療構想の推進、医師の働き方改革の取組み支援、救急災害医療の推進等により、地域医療の充実を図るとともに、ギャンブル等依存症や自殺にかかる対策をすすめる、こころの健康問題への対応を強化します。

「健康寿命の延伸と保健ガバナンスの強化」では、健康づくり4計画の改定や「健活10」の普及啓発をはじめとする取組みにより、大阪・関西万博の開催に向け、府民の主体的な健康づくりの取組みを推進します。あわせて、医療費適正化計画の改定や市町村保健事業の支援強化等により、保険財政の安定的運営を図ります。

「日常生活を支える公衆衛生の向上」では、広域化等による水道事業の基盤強化、医薬品や医療機器の適正使用及び薬物乱用防止啓発の推進、医薬品の実用化に必要な治験の府内実施環境の整備、食品や生活衛生関係施設への監視指導等を通じて、公衆衛生の向上を目指します。

これらの取組みにより、府民の健康といのちを守る健康医療分野における各施策を総合的に推進してまいります。

健康医療部長  
西野 誠

## 令和5年度 健康医療行政の概要 目次

### はじめに

健康医療部組織図	1
健康医療部各所属職種別現員表	2
健康医療部各所属の事務分掌	3
令和4年度健康医療部予算の概要	6
附属機関	10
大阪府保健所と関係施設位置図	14

### ◎事業の概要

◆ 部局運営方針	15
◆ 健康医療総務課	
1 厚生統計等調査の実施	16
2 保健所の運営	16
3 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の運営	17
4 旧大阪府立公衆衛生研究所跡地の処分	17
5 旧大阪府立成人病センター跡地の処分	17
◆ 保健医療室 保健医療企画課	
1 府域における医療提供体制の構築	18
2 在宅医療の推進	20
3 医療安全の確保	21
4 地方独立行政法人大阪府立病院機構の運営等	21
◆ 保健医療室 医療対策課	
1 医療従事者の確保	23
2 救急医療体制の整備	25
3 災害医療体制の整備	28
4 脳卒中、心臓病その他の循環器病対策の推進	30
5 献血の推進	30
6 入院患者待機ステーションの整備	31
◆ 保健医療室 地域保健課	
1 難病対策の推進	32
2 精神保健・医療の推進	33
3 母子保健・医療の推進	34
4 原爆被爆者の援護	37

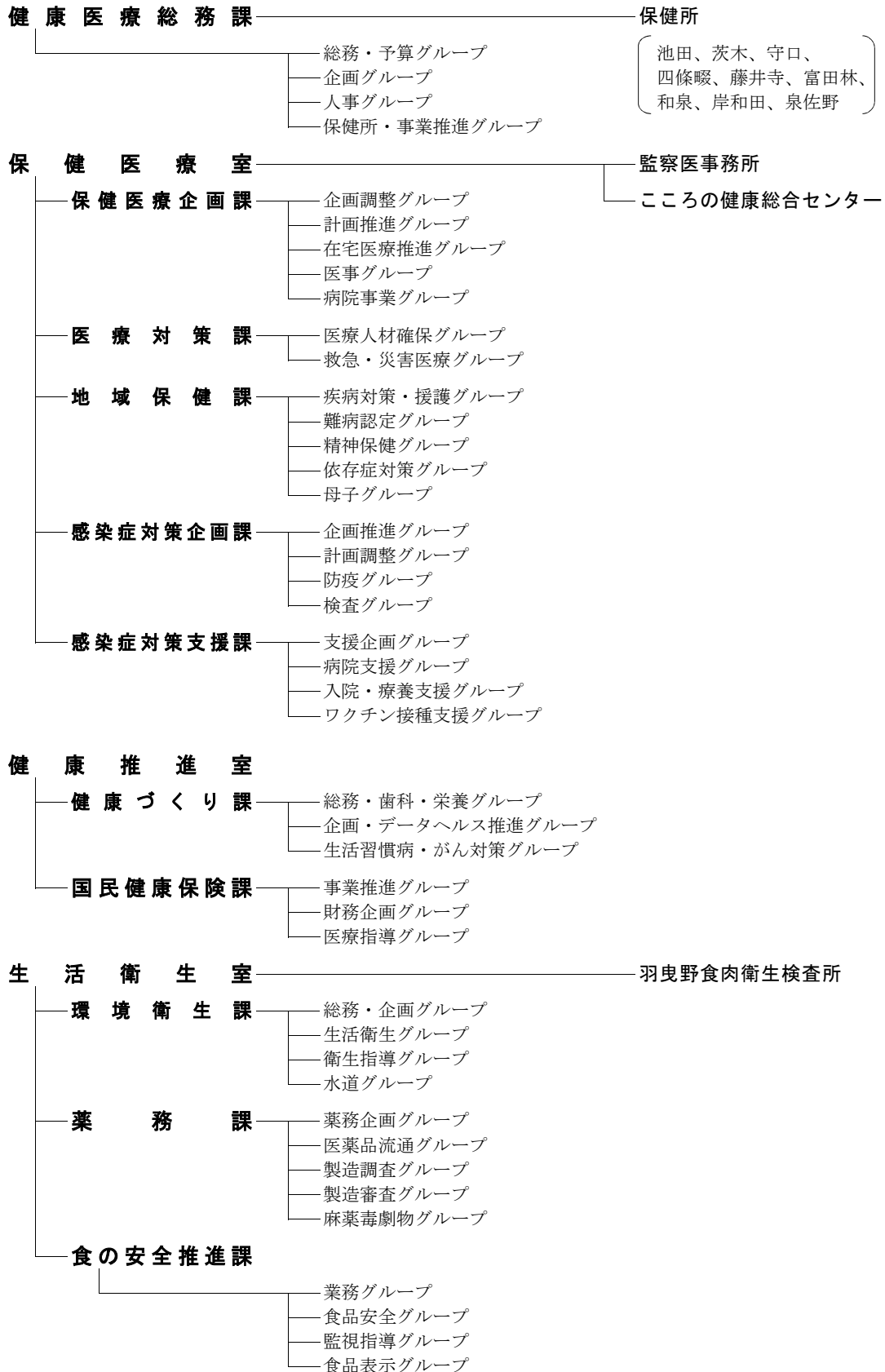
5	ハンセン病対策の推進	37
6	こころの健康総合センターの運営	37
7	アレルギー疾患対策の推進	37
8	臓器移植対策の推進	38
◆	保健医療室 感染症対策企画課	
1	総合的な新型コロナウイルス感染症対策の推進	39
2	相談・検査体制の整備等	39
3	医療機関等に対する支援等	40
4	保健所等の体制強化	40
5	感染症対策の推進	40
6	結核対策の推進	44
◆	保健医療室 感染症対策支援課	
1	新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への支援	46
2	入院・療養体制の確保	46
3	新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保	47
◆	健康推進室 健康づくり課	
1	大阪府健康づくり推進条例及び大阪府受動喫煙防止条例並びに健康づくり4計画の推進	48
2	おおさか健活10推進プロジェクトをはじめとする健康づくり	48
3	がん対策の推進	49
4	生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防対策の推進	51
5	歯科保健対策の推進	52
6	栄養施策の推進	53
◆	健康推進室 国民健康保険課	
1	国民健康保険事業の運営	54
2	後期高齢者医療制度の安定化	56
3	国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会の運営	56
4	保険医療機関等への関係規則等の周知	56
5	医療費適正化計画の推進	56
◆	生活衛生室 環境衛生課	
1	水道等の整備の推進	57
2	環境衛生施設における衛生の確保	57
3	生活環境における衛生の確保	59

4	環境保健調査の実施	59
◆	生活衛生室 薬務課	
1	医薬品・医療機器等の安全確保	61
2	覚醒剤及び危険ドラッグ等薬物乱用防止対策	62
◆	生活衛生室 食の安全推進課	
1	食品の安全対策の推進	63
2	食品による危害への対応	64
3	食品表示の適正化の推進	65

◎参考資料

# 健康医療部組織図

令和5年4月1日



# 健康医療部 各所属職種別現員表

令和5年4月6日現在

	一 般 行 政	事 務	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	栄 養 士	看 護 師	保 健 師	臨 ・ 衛 ・ 検 査 技 師	診 療 放 射 線 技 師	ケ ー ス ワ ー カ ー	心 理 師	獣 医	食 品 衛 生 監 視 員	環 境 衛 生 指 導 員	農 学	環 境	建 築	電 気	化 学	土 木	機 械	生 物	農 芸 学	解 剖 補 助 員	経 営 工 学	府 市 ・ 府 県 交 流 等	自 動 車 運 転 手	電 話 交 換 手	医 療 機 器 操 作 手	施 設 管 理 員	衛 生 検 査 補 助 員	合 計		
本 庁	健康医療総務課	38						3	1	1								1																	44
	保健医療室	175	1	15	1	4		29	1	2	3		2	2	3												2							240	
	健康推進室	66 <sup>(2)</sup>		1	1		3	3						1																				75 <sup>(2)</sup>	
	生活衛生室	18				52	1						22	47	31	1	1										6							179	
出 先 機 関	池田保健所	8		2			2	26		2	2		1	4	3												1	1						52	
	茨木保健所	11		1	1	7	2	26	12	2	4		2	4	3												1					1		77	
	守口保健所	8	1	1		5	3	26		2	3		2	4	2												1							58	
	四條畷保健所	10		1			2	22		1	3		2	2	3																			46	
	藤井寺保健所	12		3		6	2	32	14 <sup>(2)</sup>	2	4		2	3	3												1						1	85 <sup>(2)</sup>	
	富田林保健所	8 <sup>(2)</sup>		1			2	29		2	3		1	2	3													1						52 <sup>(2)</sup>	
	和泉保健所	8 <sup>(1)</sup>		1			2	26		1 <sup>(1)</sup>	5		2	2	4																			51 <sup>(2)</sup>	
	岸和田保健所	12 <sup>(2)</sup>		1			2	23		1	4		1	3	3																			50 <sup>(2)</sup>	
	泉佐野保健所	8		2		6	2	27	8	2	4		2	4	3													1						69	
	監察医事務所	3							6																1									10	
	こころの健康センター	8		3				1			20 <sup>(1)</sup>	3																						35 <sup>(2)</sup>	
	羽曳野食肉衛生検査所												10																					10	
小 計	本庁計	297 <sup>(2)</sup>	1	16	2	56	4	35	2	3	3		24	50	34	1	1	1									8							538 <sup>(2)</sup>	
	出先計	96 <sup>(3)</sup>	1	16	1	24	19	238	40 <sup>(2)</sup>	15 <sup>(1)</sup>	52 <sup>(1)</sup>	3	25	28	27										1		4	3 <sup>(1)</sup>				2	595 <sup>(10)</sup>		
総 計	計	393 <sup>(7)</sup>	2	32	3	80	23	273	42 <sup>(2)</sup>	18 <sup>(1)</sup>	55 <sup>(1)</sup>	3	49	78	61	1	1	1							1		12	3 <sup>(1)</sup>			2		1133 <sup>(12)</sup>		

※（ ）内は短時間再任用職員で外教。



## 健康医療部各所属の事務分掌

課 名	分 掌 事 務
健康医療総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の行政の総合企画及び調整に関すること。</li> <li>2 部の予算に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>3 部の職員の人事、給与、厚生福利及び服務に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>4 部の組織及び定数に関すること。</li> <li>5 部の行政運営の管理に関すること。</li> <li>6 部の広報及び広聴に関すること。</li> <li>7 部の統計調査に関すること。</li> <li>8 保健所の事務の調整に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>9 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に関すること。</li> <li>10 部中他課の主管に属しないこと。</li> </ol>
保健医療室	
保健医療企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健及び医療の連携に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>2 医療計画・地域医療構想に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>3 地域医療介護総合確保基金に関すること。</li> <li>4 在宅医療に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>5 医療法の施行に関すること。</li> <li>6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関すること。</li> <li>7 死体解剖保存法に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>8 死因究明等の体制整備に関する施策の推進に関すること。</li> <li>9 監察医事務所に関すること。</li> <li>10 地方独立行政法人大阪府立病院機構に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> </ol>
医療対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師及び看護職員の確保対策に関すること。</li> <li>2 医師、歯科医師等医療従事者に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>3 救急医療及び災害医療体制の整備に関すること。</li> <li>4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>5 献血の推進に関すること。</li> <li>6 脳卒中、心臓病その他の循環器病対策に関すること。</li> </ol>
地域保健課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域保健に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>2 スモン等特定の疾患に関する対策に関すること。</li> <li>3 アレルギー疾患対策基本法の施行に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>4 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関すること。</li> <li>5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事項のうち保健及び医療に関すること（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>6 自殺対策基本法の施行に関すること。</li> <li>7 アルコール健康障害対策基本法の施行に関すること。</li> <li>8 ギャンブル等依存症対策基本法及び大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例の施行に関すること。</li> <li>9 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。</li> <li>10 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の施行に関すること。</li> <li>11 母子保健に関すること。</li> <li>12 こころの健康総合センターに関すること。</li> </ol>

<p>感染症対策企画課 ※</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症対策本部専門家会議等に関する事。</li> <li>2 大阪モデル・モニタリング指標に関する事。</li> <li>3 新型コロナウイルス感染症の陽性事例に関する事。</li> <li>4 医療物資（N95マスク・防護服等）に関する事。</li> <li>5 新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の確保等に関する事。</li> <li>6 施設の感染対策に関する事。</li> <li>7 新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> <li>8 結核・エイズ対策等に関する事。</li> <li>9 予防接種法の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>10 臨床検査技師等に関する法律の施行に関する事。</li> <li>11 感染症予防計画に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> </ol>
<p>感染症対策支援課 ※</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への支援に関する事。</li> <li>2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する事。</li> <li>3 新型コロナウイルス助け合い基金に関する事。</li> <li>4 大阪コロナ重症センターに関する事。</li> <li>5 新型コロナウイルス感染症に係る看護師の人材バンク事業に関する事。</li> <li>6 感染症予防計画に関する事項のうち人材派遣に関する事。</li> <li>7 新型コロナウイルス感染症患者の入院調整・転退院支援に関する事。</li> <li>8 感染症予防計画に関する事項のうち入院調整・後方支援体制に関する事。</li> <li>9 新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養・自宅療養に関する事。</li> <li>10 感染症予防計画に関する事項のうち宿泊療養・自宅療養に関する事。</li> <li>11 予防接種法の施行に関する事項のうち新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事。</li> </ol>
<p>健康推進室</p>	
<p>健康づくり課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康増進法及び大阪府健康づくり推進条例に基づく生活習慣病の予防及び健康づくりに関する事。</li> <li>2 大阪府受動喫煙防止条例及び大阪府子どもの受動喫煙防止条例の施行に関する事。</li> <li>3 健康増進法及び食育基本法に基づく食育の推進及び栄養の指導に関する事。</li> <li>4 栄養士法の施行に関する事。</li> <li>5 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>6 障がい者の歯科診療に関する事。</li> <li>7 歯科衛生士法及び歯科技工士法の施行に関する事。</li> <li>8 大阪府がん対策推進条例に基づくがん対策の推進に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>9 がん登録等の推進に関する法律に基づくがん登録の推進に関する事。</li> <li>10 肝炎・肝がん対策に関する事。</li> <li>11 大阪府がん対策基金に関する事。</li> </ol>
<p>国民健康保険課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に関する事。</li> <li>2 国民健康保険団体連合会に関する事。</li> <li>3 国民健康保険組合に関する事。</li> <li>4 医療費適正化計画に関する事。</li> <li>5 国民健康保険特別会計の運営に関する事。</li> <li>6 国民健康保険・後期高齢者医療制度の審査請求に関する事。</li> <li>7 国民健康保険給付点検に関する事。</li> <li>8 保険医療機関及び保険薬局並びに柔道整復、はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術療養費に係る施術師の指導・監査に関する事。</li> <li>9 国保診療報酬審査委員会委員・柔整療養費等審査委員会委員の委嘱に関する事。</li> </ol>

生活衛生室	
環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道法及び大阪府特設水道条例の施行に関する事。</li> <li>2 理容師法、美容師法、旅館業法、興行場法、クリーニング業法、公衆浴場法、温泉法及び大阪府遊泳場条例の施行に関する事。</li> <li>3 大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の施行に関する事。</li> <li>4 住宅宿泊事業法の規定による住宅宿泊事業に係る届出の受理及び同法の監督に関する事。</li> <li>5 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>6 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する事。</li> <li>7 化製場等に関する法律の施行に関する事。</li> <li>8 大阪府産汚物等取締条例の施行に関する事。</li> <li>9 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事。</li> <li>10 下水道終末処理場の維持管理の指導監督に関する事。</li> <li>11 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関する事。</li> <li>12 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設及びごみの最終処分場を除く。）に関する事。</li> <li>13 浄化槽法の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>14 指定地域特定施設に関する事。</li> <li>15 公害の健康影響調査に関する事。</li> <li>16 大阪広域水道企業団に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> </ol>
薬務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び薬剤師法の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>2 毒物及び劇物取締法の施行に関する事。</li> <li>3 覚醒剤取締法の施行に関する事。</li> <li>4 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法及びあへん法の施行に関する事。</li> <li>5 大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の施行に関する事。</li> <li>6 医薬品の適正使用に関する事。</li> </ol>
食の安全推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品衛生法の施行に関する事。</li> <li>2 食に係る安全及び安心の確保に関する施策の調整に関する事。</li> <li>3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事（他課分掌のものを除く。）。</li> <li>4 調理師法及び製菓衛生師法の施行に関する事。</li> <li>5 と畜場法の施行に関する事。</li> <li>6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する事。</li> <li>7 食品表示法の施行に関する事。</li> <li>8 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事。</li> <li>9 羽曳野食肉衛生検査所に関する事。</li> </ol>

※ 令和5年4月時点のものであるため、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行（令和5年5月8日）に伴い、年度途中で事務の廃止や縮小等を行う予定です。

# 令和5年度健康医療部予算の概要

## 1. 健康医療部当初予算額推移表

区分	年度	大阪府当初予算額	健康医療部 予 算 額	部予算額 の府予算 に占める 割合	部 予 算 の 対 前 年 度 増 減	部 予 算 の 対 前 年 度 伸 び 率
		千円	千円	%	千円	%
一般 会計	5 年 度	3,642,079,301	674,929,571	18.5	7,020,137	1.1
	4 年 度	3,779,801,328	667,909,434	17.7	194,464,196	41.1
	3 年 度	3,508,579,364	473,445,238	13.5	186,887,882	65.2
	2 年 度	2,636,765,819	286,557,356	10.9	3,676,652	1.3
	元 年 度	2,598,448,940	282,880,704	10.9	858,751	0.3
	30 年 度	2,554,266,957	282,021,953	11.0	195,455,764	225.8
	29 年 度	3,086,560,356	86,566,189	2.8	▲ 32,138,958	▲ 27.1
	28 年 度	3,277,227,988	118,705,147	3.6	24,275,919	25.7
	27 年 度	3,288,570,407	94,429,228	2.9	21,727,269	29.9
26 年 度	3,071,337,978	72,701,959	2.4	—	—	
特別 会計	5 年 度	3,082,400,911	814,830,441	26.4	9,348,899	1.2
	4 年 度	2,908,698,632	805,481,542	27.7	▲ 10,166,916	▲ 1.2
	3 年 度	2,850,521,665	815,648,458	28.6	3,484,833	0.4
	2 年 度	3,009,355,567	812,163,625	27.0	▲ 9,673,515	▲ 1.2
	元 年 度	2,848,292,979	821,837,140	28.9	▲ 14,989,214	▲ 1.8
	30 年 度	2,920,124,598	836,826,354	28.7	—	—
	29 年 度	1,304,346,387	0	0	—	—
	28 年 度	1,482,987,539	0	0	—	—
	27 年 度	1,512,291,520	0	0	—	—
26 年 度	1,413,152,922	0	0	—	—	
合計	5 年 度	6,724,480,212	1,489,760,012	22.2	16,369,036	1.1
	4 年 度	6,688,499,960	1,473,390,976	22.0	184,297,280	14.3
	3 年 度	6,359,101,029	1,289,093,696	20.3	190,372,715	17.3
	2 年 度	5,646,121,386	1,098,720,981	19.5	▲ 5,996,863	▲ 0.5
	元 年 度	5,446,741,919	1,104,717,844	20.3	▲ 14,130,463	▲ 1.3
	30 年 度	5,474,391,555	1,118,848,307	20.4	195,455,764	1,192.5
	29 年 度	4,390,906,743	86,566,189	2.0	▲ 32,138,958	▲ 27.1
	28 年 度	4,760,215,527	118,705,147	2.5	24,275,919	25.7
	27 年 度	4,800,861,927	94,429,228	2.0	21,727,269	29.9
26 年 度	4,484,490,900	72,701,959	1.6	—	—	

注) 平成26年度以降は、環境農林水産部への移管事務予算額を除く。

注) 平成30年度以降は、福祉部からの移管事務予算額を含む。

注) 令和元年度当初予算額は、補正予算額（第1号）を含む。

## 2. 令和5年度健康医療部当初予算額表

<一般会計>

(単位:千円)

款	項	目	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳			
				国支出金	地方債	その他	一般財源
健 康	公衆衛生費	公衆衛生総務費	24,529,299	61,821	2,206,000	2,724,904	19,536,574
		予 防 費	377,112,619	342,131,061	0	239,326	34,742,232
		健 康 増 進 費	6,092,322	1,947,653	0	369,298	3,775,371
		精 神 衛 生 費	19,843,855	9,710,632	0	303,541	9,829,682
		衛 生 研 究 所 費	1,687,699	0	24,000	168	1,663,531
		計	429,265,794	353,851,167	2,230,000	3,637,237	69,547,390
医 療	環境衛生費	食 品 衛 生 費	134,675	21,188	0	134,371	▲ 20,884
		環 境 衛 生 指 導 費	1,824,553	1,742,251	0	24,332	57,970
		計	1,959,228	1,763,439	0	158,703	37,086
保 健 所 費	保 健 所 運 営 費	424,863	33,877	0	40,204	350,782	
	計	424,863	33,877	0	40,204	350,782	
費	医 薬 費	医 務 費	13,058,767	5,701,171	200,000	3,896,062	3,261,534
		保健師等指導管理費	1,639,376	11,797	0	1,613,686	13,893
		薬 務 費	77,139	19,448	0	164,320	▲ 106,629
		国民健康保険調整費	97,014,687	0	0	0	97,014,687
		後期高齢者医療費	131,489,717	0	0	4,974	131,484,743
		計	243,279,686	5,732,416	200,000	5,679,042	231,668,228
健 康 医 療 費 計			674,929,571	361,380,899	2,430,000	9,515,186	301,603,486
一 般 会 計 合 計			674,929,571	361,380,899	2,430,000	9,515,186	301,603,486

<特別会計>

名 称	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳			
		国支出金	地方債	その他	他会計から繰入
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	814,830,441	247,443,466	0	511,407,109	55,979,866
特 別 会 計 合 計	814,830,441	247,443,466	0	511,407,109	55,979,866
健 康 医 療 部 合 計	1,489,760,012	608,824,365	2,430,000	520,922,295	357,583,352

### 3. 令和5年度健康医療部各課（室）別当初予算表

(単位:千円)

区分	課 別	令和5年度当初予算	
			うち一般財源 ※特別会計は他会計からの繰入
一般 会計	職員費	9,711,192	9,669,149
	健康医療総務課	2,515,150	2,396,264
	保健医療室	427,431,271	59,910,209
	保健医療企画課	16,447,054	10,220,404
	医療対策課	8,196,032	2,434,927
	地域保健課	37,691,321	18,581,449
	感染症対策企画課	131,212,243	27,704,782
	感染症対策支援課 (ワクチン接種推進課含む)	233,884,621	968,647
	健康推進室	230,592,306	229,673,851
	健康づくり課	2,086,813	1,173,332
	国民健康保険課	228,505,493	228,500,519
	生活衛生室	4,679,652	▲ 45,987
	環境衛生課	4,473,420	87,108
	薬務課	71,557	▲ 112,211
	食の安全推進課	134,675	▲ 20,884
		計	674,929,571
特別 会計	健康推進室 国民健康保険課	814,830,441	55,979,866
合	計	1,489,760,012	357,583,352
重	複 控 除	▲ 55,979,866	▲ 55,979,866
純	計	1,433,780,146	301,603,486

4. 令和4年度～令和5年度大阪府当初予算額表

目的別		令和4年度			令和5年度			増減	対前年比
		金額	比率		金額	比率			
	%	千円	‰	‰	千円	‰	‰	千円	%
一般会計	議会費	2,616,612	0.7	0.4	2,699,206	0.7	0.4	82,594	103.2
	総務費	157,592,421	41.7	23.6	148,770,799	40.8	22.1	▲ 8,821,622	94.4
	福祉費	387,201,430	102.4	57.9	395,358,217	108.6	58.8	8,156,787	102.1
	健康医療費	667,909,434	176.7	99.8	674,929,571	185.4	100.4	7,020,137	101.1
	商工労働費	948,308,493	250.9	141.7	776,216,461	213.2	115.4	▲ 172,092,032	81.9
	環境農林水産費	19,305,403	5.1	2.9	21,526,163	5.9	3.2	2,220,760	111.5
	都市整備費	124,983,488	33.1	18.7	143,085,104	39.3	21.3	18,101,616	114.5
	都市計画費	4,445,532	1.2	0.7	10,705,662	2.9	1.6	6,260,130	240.8
	警察費	274,807,201	72.7	41.1	275,067,180	75.5	40.9	259,979	100.1
	教育費	575,430,402	152.2	86.0	574,377,675	157.7	85.4	▲ 1,052,727	99.8
	災害復旧費	609,249	0.2	0.1	610,098	0.2	0.1	849	100.1
	諸支出金	606,542,753	160.5	90.7	616,733,165	169.3	91.7	10,190,412	101.7
	繰上充用金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	—
	予備費 (建築費)	2,000,000 8,048,910	0.5 2.1	0.3 1.2	2,000,000 0	0.5 0.0	0.3 0.0	0 ▲ 8,048,910	100.0 皆減
一般会計合計		3,779,801,328	1,000.0	565.1	3,642,079,301	1,000.0	541.6	▲ 137,722,027	96.4
特別会計	国民健康保険	805,481,542	276.9	120.4	814,830,441	264.3	121.2	9,348,899	101.2
	その他	2,103,217,090	723.1	314.5	2,267,570,470	735.7	337.2	164,353,380	107.8
特別会計合計		2,908,698,632	1,000.0	434.9	3,082,400,911	1,000.0	458.4	173,702,279	106.0
総計		6,688,499,960		1,000.0	6,724,480,212		1,000.0	35,980,252	100.5

‰…千分率

## 附属機関

(法令に基づくもの)

所管室・課	名称	担任する事務	委員数	根拠法令
健康医療総務課	大阪府市地方独立行政 法人大阪健康安全基盤 研究所評価委員会	地方独立行政法人法の規定 により設立団体の長に意見 を述べる事務	5人以内	地方独立行政法 人法 第11条
保健医療室 保健医療企画課	医療審議会	医療法の規定により、医療 計画の作成・変更等その権 限に属させられた事項を調 査審議するほか、都道府県 知事の諮問に応じ、当該都 道府県における医療を提供 する体制の確保に関する重 要事項の調査審議に関する 事務	30人以内	医療法 第72条
	大阪府地方独立行政法 人大阪府立病院機構評 価委員会	地方独立行政法人法の規定 により設立団体の長に意見 を述べる事務	7人以内	地方独立行政法 人法 第11条
保健医療室 地域保健課	精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律第9条の規 定による精神保健及び精神 障害者の福祉に関する事項 の調査審議及び意見具申に 関する事務	20人以内	精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律 第9条
	精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律第12条の規 定による入院届及び定期的 病状報告書並びに退院等の 請求の審査に関する事務	40人	精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律 第12条
	指定難病審査会	難病の患者に対する医療等 に関する法律第7条第2項 の規定による支給認定をし ないときに関する審査	20人以内	難病の患者に対 する医療等に関 する法律 第8条
	小児慢性特定疾病審査 会	児童福祉法第19条の3第4 項の規定による小児慢性特 定疾病の医療費支給認定の 審査に関する事務	14人以内	児童福祉法 第19条の3
保健医療室 感染症対策企画課	感染症の診査に関する 協議会	感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する 法律第18条第1項の規定に よる就業制限通知、第20条 第1項及び同条第4項の規 定による感染症患者の入院 勧告及び入院延長並びに第 37条の2第1項の規定によ る結核患者の医療費の負担 の審議に関する事務	6人以内	感染症法 第24条



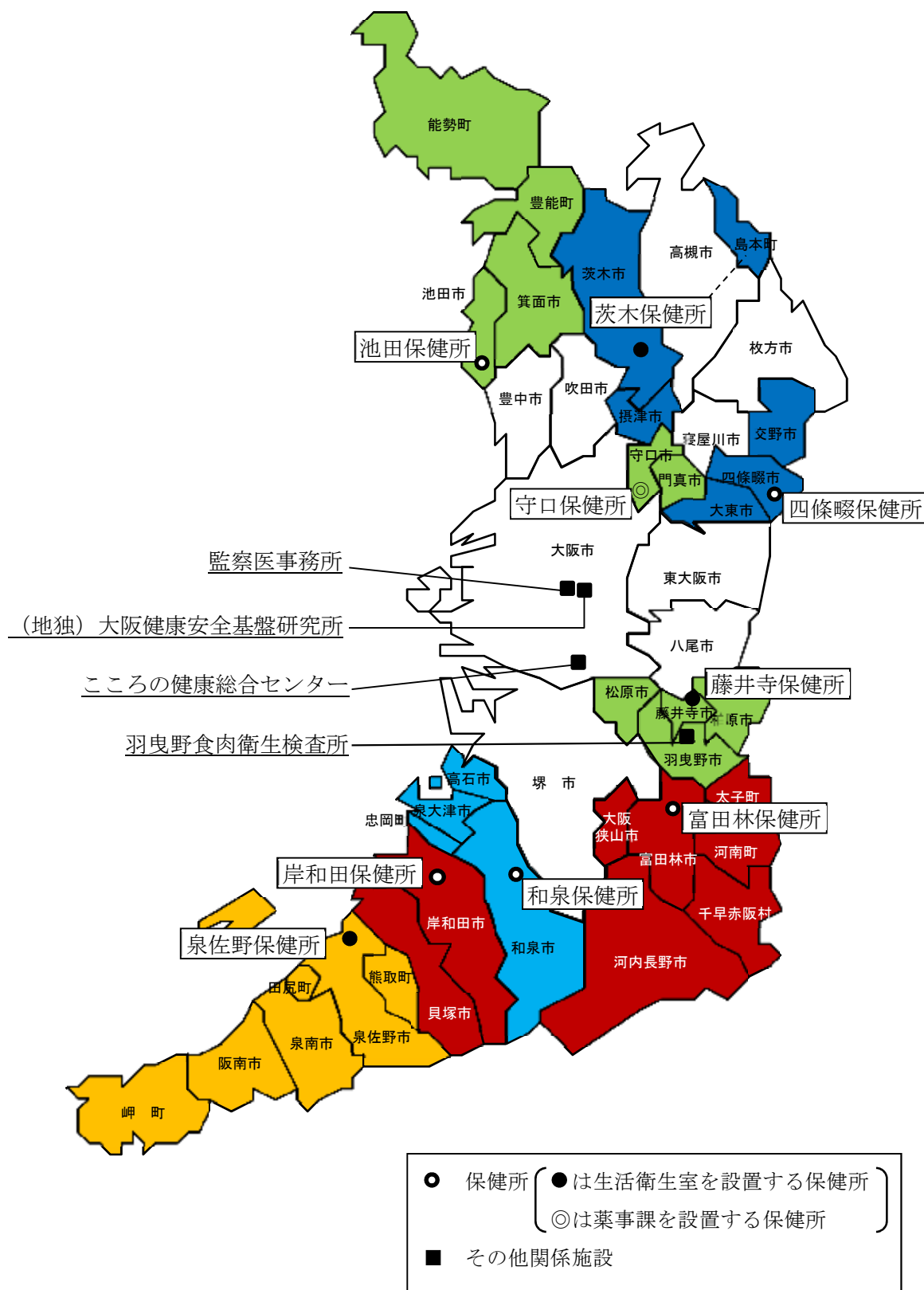
所管室・課	名称	担任する事務	委員数	根拠法令
健康推進室 国民健康保険課	国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分についての不服申立ての受理、審査に関する事務	9人	国民健康保険法第92条
	後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分についての不服申立ての受理、審査に関する事務	9人	高齢者の医療の確保に関する法律第129条
	国民健康保険運営協議会	大阪府が定める都道府県国民健康保険運営方針及びその他の重要事項の審議に関する事務	15人	国民健康保険法第11条
生活衛生室 環境衛生課	環境審議会温泉部会	自然環境保全法第51条、環境基本法第43条及び大阪府環境審議会条例第1条の規定による、温泉法第32条で定める温泉掘削許可等の処分に関する事項その他温泉行政に関し必要な事項の調査審議に関する事務	10人以内	自然環境保全法第51条 環境基本法第43条 温泉法第32条
	生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する建議に関する事務	20人以内	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条
生活衛生室 薬務課	麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院期間等の適否の審査に関する事務	5人	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13

(条例に基づくもの)

所管室・課	名称	担任する事務	委員数
健康医療総務課	衛生対策審議会	衛生関係諸問題についての重要事項の調査審議に関する事務	26人以内
	保健所運営協議会	地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務	30人以内
保健医療室 保健医療企画課	保健医療協議会	医療法第30条の4第1項に規定する計画に関する事項その他保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務	50人以内
	死因調査等協議会	死体の死因の調査及び身元の確認の体制の整備に関する施策についての調査審議に関する事務	15人以内
保健医療室 医療対策課	医療対策協議会	医療法第30条の23第1項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	救急医療対策審議会	救急医療対策についての重要事項の調査審議及び救急病院等を定める省令第2条の規定による救急病院又は救急診療所の認定又はその取消しに当たっての事前審査に関する事務	23人以内
	大阪府立中河内救命救急センター指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の指定についての審査に関する事務	5人以内
	大阪府立中河内救命救急センター指定管理者評価委員会	公の施設の指定管理者の業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	5人以内
	献血推進審議会	献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての調査審議に関する事務	25人以内
保健医療室 地域保健課	精神科救急医療運営審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11第1項に規定する体制の整備その他同法に基づく医療及び保護を行うため必要な事項についての調査審議に関する事務	23人以内
	自殺対策審議会	自殺対策基本法に基づく自殺対策の総合的な推進のため必要な事項についての調査審議に関する事務	40人以内
	周産期医療及び小児医療協議会	周産期医療及び小児医療の体制の整備についての調査審議に関する事務	16人以内
	大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議	大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（令和4年大阪府条例第59号）第13条第2項に規定する事項についての調査審議に関する事務	25人以内
	母子保健運営協議会	母子保健に関する事業の推進に関する施策についての調査審議に関する事務	20人以内
保健医療室 感染症対策企画課	衛生検査所精度管理審議会	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保についての調査審議に関する事務	10人以内
	感染症対策審議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務	20人以内

所管室・課	名称	担任する事務	委員数
健康推進室 健康づくり課	地域職域連携推進協議会	生涯にわたる地域及び職域における健康の増進に関する計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務	30人以内
	生涯歯科保健推進審議会	歯科保健の推進に関する施策についての調査審議に関する事務	30人以内
	食育推進計画評価審議会	食育基本法第17条第1項に規定する計画の目標の達成状況及び進捗状況の評価その他食育の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務	20人以内
	がん対策推進委員会	大阪府がん対策推進条例第17条に規定するがん対策推進計画の策定又は変更に関する事項及びがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策についての調査審議に関する事務	30人以内
健康推進室 国民健康保険課	医療費適正化計画推進審議会	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定による大阪府医療費適正化計画の策定、同法第12条第1項の評価その他大阪府医療費適正化計画の推進に関する施策についての調査審議に関する事務	15人以内
生活衛生室 環境衛生課	公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務	20人以内
	クリーニング師試験委員	クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験の実施に関する事務	10人以内
生活衛生室 薬務課	薬事審議会	薬事の振興についての重要事項の調査審議に関する事務	22人以内
	薬物指定審査会	大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条第2項に規定する事項についての審査に関する事務	7人以内
生活衛生室 食の安全推進課	食の安全安心推進協議会	大阪府食の安全安心推進条例第8条第2項に規定する計画の策定及び変更その他食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
	食品健康被害防止審議会	大阪府食の安全安心推進条例第19条に規定する事項その他食品による健康被害の拡大の防止等に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務	8人以内

# 大阪府保健所と関係施設位置図



## 事業の概要

※新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行（令和5年5月8日）等に伴い、  
年度途中で事業の廃止や縮小等を行う予定です。

## 健康医療部・令和5年度部局運営方針

健康医療部では、府民のいのちと健康を守るため、「地域医療の充実確保」「健康づくりの推進」「地域保健、感染症対策」「国民健康保険財政の安定的な運営」「医薬品、食品、水等の安全性確保」等の各施策に総合的に取り組んでいます。令和5年度は、万博開催や健康医療分野におけるDX化の動きも見据えつつ、医療計画をはじめとする様々な計画の改定を着実に進めるとともに、次の4つのテーマに重点的に取り組みます。

### 重点テーマ1：新型コロナウイルス感染症の円滑な5類移行及び今後の感染症によるパンデミックに備えた取組強化

新型コロナの円滑な5類移行に向け、移行期間に、医療機関や施設等が各自で感染症対応力を向上させ、行政の関与なしで地域全体が対応する「Withコロナ」体制を構築します。また、新型コロナへの対応の検証も踏まえ、平時からの備えを確実にし、今後の感染症によるパンデミックに対応できる体制の構築に取り組みます。

〔主な取組み〕

- 地域全体で対応する「Withコロナ」体制に向けた取組みの推進（医療のすて野の拡大、高齢者施設等の感染拡大防止対策支援等）
- 今後の感染症パンデミックに向けた対応力の強化（感染症予防計画の改定、医療機関等との協定締結に向けた協議、大阪健康安全基盤研究所の健康危機事象への対応力の向上）
- 大阪・関西万博の開催に向けた様々なリスクに対応できる感染症対策の検討、梅毒や風しんをはじめとする感染症への対応強化

### 重点テーマ2：地域医療の充実とギャンブル等依存症をはじめとするこころの健康問題への対応強化

少子化・超高齢社会における医療需要の変化を踏まえ、府民が住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスの提供を受けることができるよう、地域医療の充実を図るとともに、ギャンブル等依存症や自殺対策等こころの健康問題への対応を強化します。

〔主な取組み〕

- 地域の実情に沿った医療提供体制の構築（医療計画の改定、地域医療構想や医師確保計画の推進、医師の働き方改革の取組支援、救急災害医療や小児・周産期医療の推進、在宅医療の充実・人生会議の普及啓発、難病・循環器病対策の推進）
- 第2期計画に基づくギャンブル等依存症対策の更なる強化（「（仮称）大阪依存症センター」の設置に向けた検討など、9つの重点施策を展開）
- 若年層等への相談体制の強化など自殺対策の推進
- 女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康教育を促す取組みであるプレコンセプションケアの推進

### 重点テーマ3：健康寿命の延伸と保健ガバナンスの強化

大阪・関西万博の開催に向け、府民の主体的な健康づくりの取組を推進するとともに、市町村保健事業の支援等を強化し、保険財政の安定的運営を図ります。

〔主な取組み〕

- 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進（健康づくり4計画の改定、「健活10」を柱とした健康づくり活動の普及啓発、受動喫煙防止対策の推進、がん・肝炎対策の充実など）
- 市町村保健事業の支援強化やデータヘルスの推進（ヘルスアップ支援事業や大学等と連携した市町村支援の推進、健康づくり支援プラットフォーム整備等事業「アスマイル」など）
- 医療費適正化計画の改定、国民健康保険財政の安定的な運営（国民健康保険運営方針の改定、府内統一保険料率に向けた市町村への働きかけなど）
- 万博開催のインパクトを活かした健康づくりの推進（第19回（令和6年度）食育推進全国大会の府開催に向けた取組みなど）

### 重点テーマ4：日常生活を支える公衆衛生の向上

水道事業の基盤強化、医薬品・医薬機器の適正使用及び薬物乱用防止啓発の推進、環境衛生・薬事・食品関係施設への監視指導等を行い、日常生活を支える公衆衛生の向上をめざします。

〔主な取組み〕

- 広域化等による水道事業の基盤強化の推進（水道基盤強化計画の策定、企業団と市町村水道事業者との統合促進、施設の最適配置・統廃合の推進など）
- 高齢者の多剤・重複投薬により生じる課題の対策や後発医薬品の安心使用の促進（地域連携薬局等の取組支援、地域フォーミュラ構築の支援など）
- 効果的な啓発手法による若年層向け薬物乱用防止対策の推進、医薬品の実用化に必要な治験の府内実施環境の整備
- 食の安全安心の確保（事業者のHACCP取組支援や情報発信の推進など）

## 健康医療総務課

### 1 厚生統計等調査の実施

20,763千円

保健医療等の厚生行政施策立案の基礎資料を得るため、出生・死亡・死産・婚姻及び離婚等の人口動態、病院・診療所の分布及び整備状況、医療施設の診療機能の全数調査を実施するとともに、健康・医療・福祉・年金・所得等の状況に関する無作為調査を実施する。

### 2 保健所の運営

424,863千円

府保健所は、健康相談や健康診査等、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスを提供する市町村の保健センターとも相互に連携し、所管地域の保健・医療サービスの向上を図っている。

政令指定都市・中核市では、保健所設置市として行政区単位で、住民により身近なところで保健所業務と保健センターの業務を総合的に実施している。中核市移行により新たに保健所を設置した市に対しては、保健所業務の実施のための人的支援等を行っている。

また、近年の大阪府保健所の運営体制の変化に伴い、保健所業務の集約化や効率化という観点から、保健医療分野における業務のあり方を検討する。

#### 《地域保健業務における役割分担》

府保健所が実施する業務	市町村（保健センター）が実施する業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者、慢性疾患や身体障がい児等への相談支援、こころの健康相談支援</li> <li>・感染症対策</li> <li>・食品衛生、環境衛生、水質検査</li> <li>・医事・薬事（※）</li> <li>・先駆的な健康づくり、企画調整</li> <li>・市町村への技術支援 など</li> </ul> <p>※薬事は茨木、守口、藤井寺、泉佐野の4保健所で実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談、健康診査 （母子保健・老人保健サービス、一般的な栄養相談）</li> <li>・予防接種 など</li> </ul>
<p>政令指定都市・中核市が実施する業務 （行政区単位で、保健所業務と保健センターの業務を総合的に実施）</p>	

#### 《参考：保健所設置市》

政令指定都市	大阪市、堺市
中核市	豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

《大阪府内の保健所管轄区域》

保健所	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	保健所	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )
市町村				市町村			
池田保健所	269,186	118,877	203.13	枚方市	395,255	173,108	65.12
池田市	104,865	48,942	22.14	東大阪市	490,173	233,187	61.78
豊能町	18,024	7,599	34.34	八尾市	263,245	114,843	41.72
箕面市	137,418	58,692	47.90	富田林保健所	299,341	125,982	238.00
能勢町	8,879	3,644	98.75	大阪狭山市	58,175	24,300	11.92
吹田市	388,530	183,112	36.09	富田林市	107,697	45,836	39.72
豊中市	401,062	178,091	36.39	河内長野市	100,354	42,453	109.63
茨木保健所	406,065	179,567	108.17	河南町	15,459	6,404	25.26
摂津市	87,321	40,491	14.87	太子町	12,837	5,057	14.17
茨木市	287,749	126,104	76.49	千早赤阪村	4,819	1,932	37.30
島本町	30,995	12,972	16.81	堺市	821,598	367,618	149.83
高槻市	352,056	153,786	105.29	和泉保健所	329,502	136,960	114.58
寝屋川市	228,133	101,974	24.70	和泉市	183,879	74,303	84.98
守口保健所	261,055	125,679	25.01	泉大津市	73,961	32,681	14.33
守口市	142,381	68,044	12.71	高石市	55,224	23,213	11.30
門真市	118,674	57,635	12.30	忠岡町	16,438	6,763	3.97
四條畷保健所	247,839	105,115	62.51	岸和田保健所	272,050	112,436	116.65
四條畷市	54,724	22,452	18.69	岸和田市	188,815	79,272	72.72
交野市	74,766	29,815	25.55	貝塚市	83,235	33,164	43.93
大東市	118,349	52,848	18.27	泉佐野保健所	275,330	115,007	213.70
藤井寺保健所	356,024	155,537	77.33	泉佐野市	99,222	43,904	56.51
柏原市	68,274	30,274	25.33	熊取町	43,486	17,338	17.24
松原市	116,646	52,171	16.66	田尻町	8,252	3,610	5.62
羽曳野市	107,931	45,235	26.45	泉南市	59,379	23,178	48.98
藤井寺市	63,173	27,857	8.89	阪南市	50,455	20,722	36.17
大阪市	2,750,835	1,483,413	225.33	岬町	14,536	6,255	49.18
				大阪府保健所合計	2,716,392	1,175,160	1,159.08
				総数	8,807,279	4,369,710	184,981.24

注1) 面積は「全国都道府県市区町村別面積調」(令和3年10月1日現在の面積(国土地理院))によるものである。  
 2) 世帯数、人口は「令和3年国勢調査人口等基本集計」(総務省統計局)によるものである。

3 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の運営

1,588,434千円

大阪市と共同で設立した地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「大安研」という。)は、調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び研修指導等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行っている。

設立団体である府として、大安研が中期目標及び中期計画を着実に達成できるよう、運営に必要な経費を交付するとともに、府市研究所の統合効果を最大限発揮し「西日本の中核的な地方衛生研究所」としての機能を果たせるよう、サポートを行う。

4 旧大阪府立公衆衛生研究所跡地の処分

98,928千円

大安研一元化施設の整備に伴い不用となった旧施設の撤去に係る準備を進めるとともに、跡地の管理等を実施するほか、関係部署と連携して平成26年12月に策定された「府立成人病センター跡地等のまちづくり方針」に基づき処分を進める。

5 旧大阪府立成人病センター跡地の処分

104,530千円

森之宮地区における旧大阪府立成人病センター跡地等の管理を実施するとともに、関係部署と連携して平成26年12月に策定された「府立成人病センター跡地等のまちづくり方針」に基づき処分を進める。



## 1 府域における医療提供体制の構築

地域における効果的かつ効率的な医療提供体制の構築に向けた取組みを進める。

### (1) 医療計画及び地域医療構想の推進

20,878千円

平成30年3月に策定した「第7次大阪府医療計画」（平成30年度から令和5年度まで）についてはPDC Aサイクルの手法等を用いて、大阪府医療審議会や各二次医療圏の保健医療協議会において、同計画の進捗状況等について協議・検討し、継続的に改善を図りながら、推進するとともに計画の最終評価を行う。

さらに、「第8次大阪府医療計画（令和6年度から令和11年度）」については、国をはじめ、関係機関等と連携し、策定に向けた協議等を進め、令和5年度末に策定する。

また、大阪府の将来のあるべき医療提供体制の姿を示す「地域医療構想」の実現に向け、地域の病床機能の実態を分析し、地域医療構想調整会議（保健医療協議会）等において、関係団体、関係医療機関等と協議、調整を進め、取組みを具体化していく。

### (2) 地域医療介護総合確保基金計画の策定

（基金計画額）5,752,028千円

（基金積立額）2,225,651千円

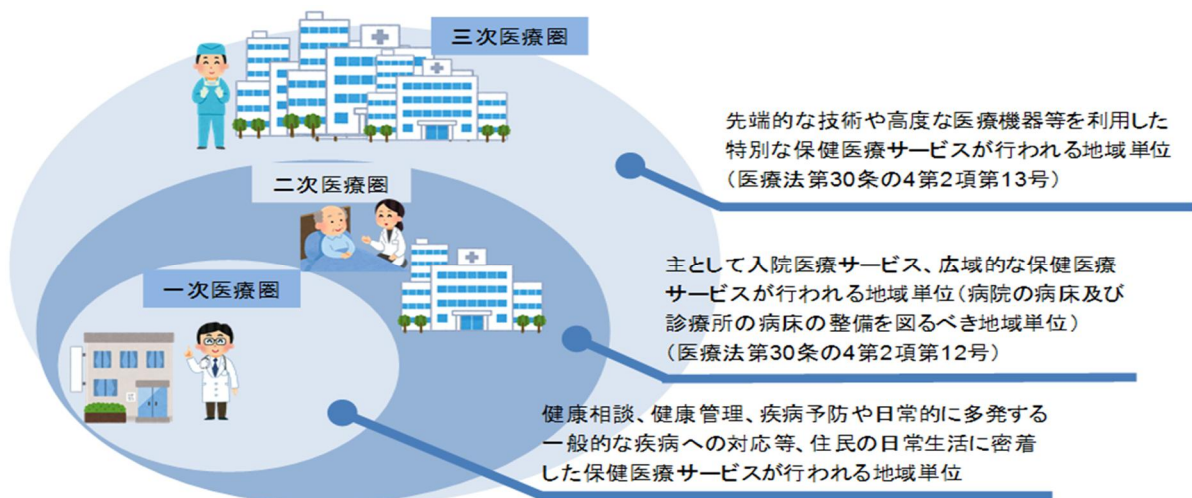
「地域医療介護総合確保基金」を活用し、関係団体等との協議を行い、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」、「地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更」、「居宅等における医療の提供」、「医療従事者の確保」、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備」の5本柱からなる事業計画を策定する。

### (3) 病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業（地域医療介護総合確保基金を活用）

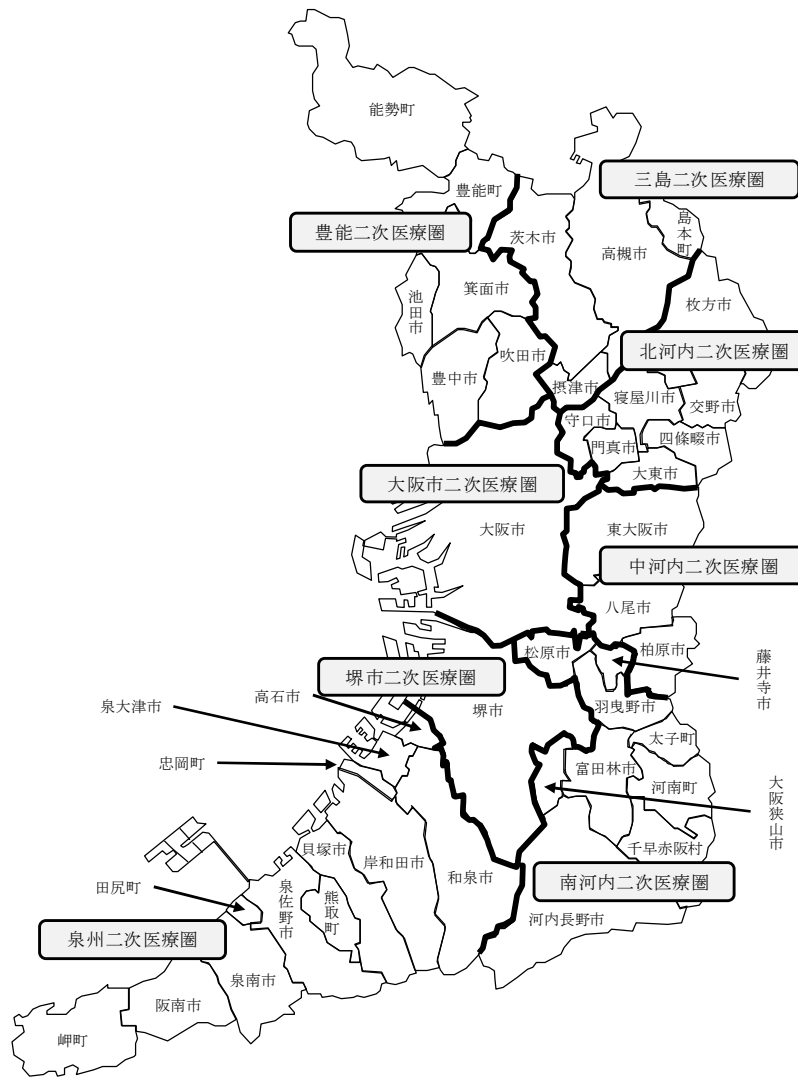
1,237,152千円

地域医療構想を踏まえ、近い将来、需要増が見込まれる回復期病床への機能転換に必要な改修等の経費を一部補助する。

《医療圏の概念図》

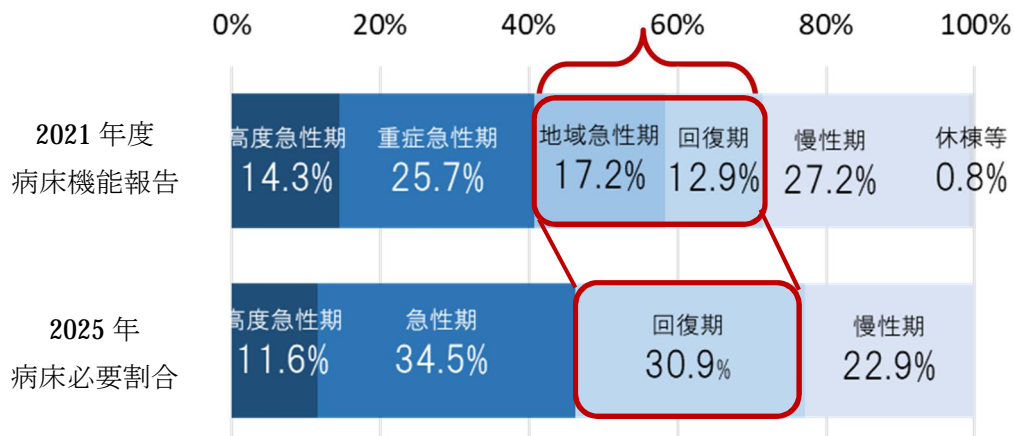


《二次医療圏の区域》



《病床機能報告の分析と病床数の必要量の比較》

- ① 「急性期」報告病棟を診療実態分析により「(重症)急性期」と「地域急性期(サブアキュート・ポストアキュート)」に分類
- ② 「地域急性期」と「回復期」の合計と病床数の必要量の「回復期」とを比較し、転換が必要な病床の割合を推計



**(4) 新型コロナウイルス感染症患者等受入病床の確保**

新型コロナウイルス感染症に係る病床確保計画に基づき、患者等を受け入れる病床を確保し、新型コロナウイルス感染症患者等受入のための入院体制を整備する。(5類化に伴い縮小)

**(5) 外国人患者受入体制の整備**

17, 122千円

外国人患者の増加が見込まれていることから、多言語遠隔医療通訳サービスの実施や医療機関や薬局等から寄せられる外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題にも対応できるワンストップ相談窓口の設置等により外国人を受入れる医療機関を支援し、外国人患者の受入れのための体制整備を行う。

**2 在宅医療の推進**

高齢化が急速に進む中、住み慣れた生活の場において必要な医療が受けられるよう、介護と相互に補完しながら、在宅医療の推進を図る。

**(1) 人生会議（ACP）の実践促進（地域医療介護総合確保基金を活用）**

14, 661千円

医療・ケア従事者（特に看護師）向けのマニュアル（看護協会作成）を活用した実践人材の育成に対し補助を行うとともに、市町村へのセミナー開催支援（補助）、事業者主催の職場研修への支援を行う。また、昨年度までに作成した府民向けの啓発資材を広く配布する。

**(2) 市町村在宅医療・介護連携推進事業の支援**

福祉部と連携して、在宅医療・介護連携に関する市町村研修会等を行い、広域的に市町村を支援する。

**(3) 在宅医療提供体制の確保（地域医療介護総合確保基金を活用）**

13, 114千円

在宅医の質の確保のための研修等の取組みに対し、助成する。

**(4) 24時間対応できる往診体制の強化（地域医療介護総合確保基金を活用）**

59, 634千円

在宅医の確保に向けた同行訪問を実施するとともに、連携体制を構築する医療機関の取組みに対し、助成する。

**(5) 在宅医療情報基盤の整備（地域医療介護総合確保基金を活用）**

105, 302千円

診療所に医療情報の提供を行うネットワークシステムを導入する医療機関に対し経費を助成する。また、当該ネットワークシステムのあり方について検討するためのモデル事業を実施する。

**(6) 在宅医療を支える病院の機能強化（地域医療介護総合確保基金を活用）**

32, 918千円

在宅医療に携わる人材の養成、在宅療養患者の退院支援や急変時対応の機能強化を図る病院の取組みに対し助成する。

**(7) 訪問看護ネットワーク事業の実施（地域医療介護総合確保基金を活用）**

50, 666千円

府内訪問看護ステーションの実態を調査するとともに、訪問看護ステーションの相互連携による機能強化や規模拡大を図る各種事業に対し、助成する。

**(8) 訪問看護師確保定着支援事業の実施（地域医療介護総合確保基金を活用）**

55, 867千円

各医療機関の看護師間の相互理解を促す研修を行うとともに、訪問看護師のキャリアに応じた各種研修等の事業に対し、助成する。

**(9) 死因究明等の体制整備（地域医療介護総合確保基金を一部活用）**

20, 094千円

救急医向けの死亡診断書（死体検案書）作成技術向上等の研修や府内均てん化のための府モデル

事業及び国モデル事業を実施する。

- (10) **監察医事務所の運営** 138,885千円  
「死体解剖保存法」の規定に基づき、大阪市内における死因の明らかでない死体について、検案やCTによる死亡時画像診断、解剖等を実施し、死因の究明を行う。
- (11) **在宅医療に係るデータ分析等支援業務**（地域医療介護総合確保基金を活用） 9,460千円  
第8次医療計画の策定にあたり、KDB、NDBデータ等の統計データの分析及び地域医療関係者へのヒアリング調査を行う。

### 3 医療安全の確保

医療の安全の確保に関し必要な措置を講じることにより、府民が安心して医療を受けることができる体制を確保する。

- (1) **病院・診療所への立入検査の実施** 1,456千円  
病院・診療所における医療施設・設備の基準の維持・向上、清潔の保持、医療安全対策の推進等、「医療法」に基づく医療機関に対する立入検査を実施する。  
とりわけ、問題がある医療機関に対しては、無通告による立入検査の実施や、関係者に対する個別面談による事情聴取を行うなど厳正に対処する。
- (2) **医療法人の指導・監督**  
「医療法」に基づく定款（寄附行為）の認可や、法人運営等についての指導を行う。
- (3) **医療関係資格養成施設等の指定・監督**  
各種資格者の養成施設(※)を指定・監督のほか、認定規則等に定める事項を報告させ、内容を確認するとともに定期指導調査を行う。

#### ※養成施設

はり師・きゅう師養成施設、診療放射線技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、言語聴覚士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、救急救命士養成所及び柔道整復師養成施設

なお、あん摩マッサージ指圧師の養成施設等については、厚生労働省が指定・監督を実施。

- (4) **有床診療所等スプリンクラー等の整備** 158,387千円  
スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、整備費用の助成を行う。
- (5) **視覚障がい者施術所への支援** 331千円  
視覚障がい者が開設する施術所の整備促進を図るため、施設及び設備の整備に必要な事業資金融資に際し信用保証料を負担する。
- (6) **医療安全支援センターの運営** 3,116千円  
保健所に医療相談窓口を整備し、医療に関する苦情や相談に対応するとともに、医療機関、患者、府民に対して医療安全に関する助言や情報提供を行う。  
また、府内関係機関等による情報交換等を行う医療相談等連絡協議会の設置や医療安全に関する研修会を実施し、医療安全対策を推進する指導者を育成する。

### 4 地方独立行政法人大阪府立病院機構の運営等

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下、「府立病院機構」という。）は、5病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大

阪母子医療センター) を設置・運営している。

設立団体である府として、府立病院機構が中期目標及び中期計画を着実に達成できるよう、5病院が担っている精神医療、結核医療、高度な周産期及び小児医療等の政策医療の実施に係る経費に対して運営費負担金を交付すること等により病院運営の取組みの支援等を実施する。

- (1) 大阪府立病院機構運営費負担金 7, 126, 779千円  
政策医療に係る経費及び元利償還に要する経費等を負担する。
- (2) 大阪府立病院機構建設改良資金貸付金 2, 170, 000千円  
施設整備や医療機器更新に係る資金を貸し付ける。
- (3) 大阪府立病院機構職員共済公的負担金 2, 094, 908千円  
府立病院機構職員に対する基礎年金拠出金等の納付に要する費用のうち、法令に基づく部分(公的負担分)を負担する。
- (4) 大阪府立病院機構移行前地方債償還費公債管理特別会計繰出金 104, 316千円  
法人移行前に発行した地方債を償還するため、府立病院機構からの償還負担金を一般会計に一旦収入した後、公債管理特別会計に繰り出す。
- (5) 大阪はびきの医療センター整備事業費 159, 814千円  
大阪はびきの医療センターの現地建替え整備に要する費用の一部の負担等を行う。
- (6) 大阪母子医療センター整備事業費 99, 250千円  
大阪母子医療センターの現地建替え整備に向けた基本設計及び測量等に要する費用の一部を負担する。

《府立の5病院の概要》

病院名	大阪急性期・総合医療センター (旧急性期・総合医療センター)	大阪はびきの医療センター (旧呼吸器・アレルギー医療センター)	大阪精神医療センター (旧精神医療センター)	大阪国際がんセンター (旧成人病センター)	大阪母子医療センター (旧母子保健総合医療センター)	
主な役割及び機能	高度な急性期医療のセンター機能	難治性の呼吸器疾患医療、結核医療及びアレルギー性疾患医療のセンター機能	精神医療のセンター機能	難治性がん医療のセンター機能	周産期・小児医療のセンター機能	
病床数※	一般	831	360	—	500	375
	結核	—	60	—	—	—
	精神	34	—	473	—	—
	感染症	—	6	—	—	—
	計	865	426	473	500	375
所在地	大阪市住吉区万代東	羽曳野市はびきの	枚方市宮之阪	大阪市中央区大手前	和泉市室堂町	

※ 病床数は、医療法上の許可病床数である。

(令和5年4月現在)

## 1 医療従事者の確保

高齢化により急増する医療ニーズに対応するため、医療従事者の適切な確保、とりわけ、医師の地域や診療科による偏在の解消、潜在看護職員の再就職促進が重要な課題となっており、令和2年3月に策定した「大阪府医師確保計画」（計画期間：令和2年度から令和5年度まで）に基づき、人材の育成・確保・定着に向けた総合的な取組みを進めていく。

### (1) 医師の確保

医師確保対策を総合的・効果的に実施するため、地域医療支援センターの運営や地域医療確保修学資金等貸与事業等により、地域や診療科間におけるバランスの取れた医師確保の取組みを進めるとともに、医療勤務環境改善支援センターを運営し、医師の勤務環境の改善に向けた支援等を行う。

#### ① 医師の養成・確保

- (ア) 大阪府医療対策協議会の運営（地域医療介護総合確保基金を活用） 2, 320千円  
医師確保計画（医療計画において定める医師の確保等に関する事項）等についての協議を行い、今後の医師確保策について検討する。
- (イ) 医師確保計画策定事業 10, 984千円  
大阪府医師確保計画（計画期間：令和6年度から令和8年度）の策定にあたり、府内医療機関に対する実態調査を行い、府独自の必要医師数等の算出を行うとともに、医師確保及び医師の働き方改革の推進に向けた取組み等についてとりまとめる。
- (ウ) 地域医療支援センターの運営（地域医療介護総合確保基金を活用） 70, 206千円  
地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援するとともに、地域や診療科間の医師偏在の解消を図るため、地域医療支援センターを設置し、医学生等へのキャリア面談や医師の派遣調整、診療科別セミナー等を実施する。
- (エ) 医学生に対する修学資金の貸与（地域医療介護総合確保基金を活用） 111, 044千円  
小児を含む救急医療や周産期医療等の分野で重症・重篤患者を受け入れる拠点医療機関で、一定期間勤務することを返還免除の条件とする地域医療確保修学資金等貸与事業を行う。
- (オ) 自治医科大学への運営支援等 130, 055千円  
自治医科大学の運営費の一部を負担するとともに、府より学生を推薦する。  
なお、卒業生は、一定期間公衆衛生分野や医師確保が困難な分野で勤務する義務がある。
- (カ) 臨床研修病院等の審査 2, 061千円  
臨床研修病院又は同病院の指定を受けようとする病院に対して書面審査及び実地調査を行う。

#### ② 医師の定着促進

- (ア) 産科医・小児科医等の定着促進（地域医療介護総合確保基金を活用） 130, 906千円  
医師等に分娩手当等を支給する医療機関に対し、経費の一部を助成する。
- (イ) 女性医師等の離職防止及び定着促進（地域医療介護総合確保基金を活用） 140, 294千円  
勤務環境の改善や復職支援に関する事業を実施する二次救急告示医療機関等に対し、経費の一部を助成する。

#### ③ 医療従事者の勤務環境改善支援及び医師の働き方改革の取組み支援

- (ア) 医療勤務環境改善支援センターの運営（地域医療介護総合確保基金を活用） 34, 145千円

大阪府医療勤務環境改善支援センターの運営を（一社）大阪府私立病院協会に委託し、相談、必要な情報提供、助言その他必要な支援等を行う。また、令和6年度からの医師に対する時間外労働上限規制の適用開始に向け、同センターと連携しながら、医療機関に対し、医師の労働時間の短縮と勤務環境の改善の取組みを働きかける。

- (イ) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備（地域医療介護総合確保基金を活用）

580,164千円

令和6年4月から開始する医師の時間外労働の上限規制に向け、勤務医の労働時間の短縮に資する取組を行う医療機関に対し、経費の一部を助成する。

## (2) 看護職員の確保

### ① 看護職員の養成・確保

- (ア) 養成施設に対する運営支援（地域医療介護総合確保基金を活用） 829,915千円

医療法人及び学校法人等が設置する養成所に対し運営費補助を行うとともに、施設の新・増改築に伴う建築工事費や初度設備の整備費等を助成する。

- (イ) 専任教員及び実習指導者講習会の開催（地域医療介護総合確保基金を活用）

14,312千円

看護師等養成所における専任教員を確保するための専任教員養成講習会や、看護臨床実習に不可欠である実習指導者を確保するための実習指導者講習会を、（公社）大阪府看護協会に委託し、実施する。

- (ウ) 看護師等養成所の指定・監督 4,501千円

保健師・助産師・看護師・准看護師養成所の指定及び監督等を行う。

- (エ) 「看護」に関する普及啓発 583千円

功労のあった看護師の表彰を行うほか、府内の高等学校に在学中の高校生を対象に、看護に対する理解を深めるとともに進路の参考となるよう、「一日看護師体験」を実施するとともに、看護職の資格取得に関する情報を掲載したリーフレット「看護への道」を配布する。

### ② 看護職員の定着及び再就業の促進

- (ア) 病院内保育所の整備・運営支援（地域医療介護総合確保基金を活用） 437,087千円

医療法人等が設置する院内保育施設の運営及び施設の新・増改築に係る工事費の一部を助成する。運営費補助については、近隣医療機関の医療従事者に対する児童受入れ体制を整備している場合、加算額を交付する。

- (イ) 新人看護職員研修支援等（地域医療介護総合確保基金を活用） 159,752千円

病院において実施する新人看護職員研修に要する経費を助成し早期離職を防止するとともに、新人看護職員を対象とした多施設合同研修を実施する。

- (ウ) ナースセンター事業（地域医療介護総合確保基金を一部活用） 53,823千円

（公社）大阪府看護協会内にナースセンターを設置し、資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業看護職員に対して、情報提供、再就業支援講習会等の実施、無料職業紹介等の業務を行うナースバンク事業を実施し、円滑な職場復帰を促進する。

また、看護職員離職時の届出制度を活用し、求職・復職に向けたきめ細やかな働きかけによる再就業支援を実施する。

加えてアフターコロナを見据え、定年間近等のベテラン看護職員や潜在看護職員等を対象に災害・非常時等に必要な専門研修を実施し、災害時や感染症対応等に活躍できる人材を育成する。

- (エ) 潜在看護師等オーダーメイド研修（地域医療介護総合確保基金を活用） 15,000千円  
 体験演習などを中心としたより実践的な離職者のための再就業支援研修を実施し、潜在看護師等のニーズにあった円滑な復職を支援する。

《府内の養成状況》

(令和5年4月現在)

●課程数

区分	保健師	助産師	看護師		統合 (看+保)	5年一貫	准看護師
			3年課程	2年課程			
大学院	2	3	-	-	-	/	/
大学	12	9	18	0	1		
短大	1	0	1	1	0		
専門学校等	0	3	33	5	1	0	7
高校	0	0	0	0	0	2	1

※通信制課程を除く。

●入学定員

区分	保健師	助産師	看護師		統合 (看+保)	5年一貫	准看護師
			3年課程	2年課程			
大学院	12	18	-	-	-	/	/
大学	195	80	1660	0	100		
短大	40	0	80	100	0		
専門学校等	0	45	1928	205	40	0	370
高校	0	0	0	0	0	110	120
計	247	143	3668	305	140	110	490

※大学については、保健師・助産師課程は看護師課程と重複する数を含んでいる。

※通信制課程を除く。

2 救急医療体制の整備

府民が安心して暮らせるよう、「大阪府医療計画」に基づき、初期、二次、三次に至る（小児科や特定科目を含む）府内の救急医療体制の充実に努める。

(1) 救急医療情報システム等の運用

- ① 「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」の運用等

（地域医療介護総合確保基金を一部活用）

538,267千円

消防・医療関係者向けに救急医療情報、災害医療情報を提供するとともに、スマートフォン等を活用した「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」の運用により、「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に基づく迅速かつ適切な救急搬送・受入体制の整備や実施基準の運用状況を検証する仕組みを構築する。また、大阪府救急医療情報センターの運営を行う。

- 救急・災害医療で必要な情報を収集・管理し、消防・医療関係者に提供
- 休日・夜間救急診療所や救急病院の情報を24時間体制で府民に提供
- 医療圏内の病院に対し一括で緊急搬送要請を実施する機能「まもってNET」を運用
- 二次医療機関での受入困難患者等の受入調整を行う三次ネットワークコーディネート事業を実施



(2) 救急受入体制の整備

① 救急搬送患者の受入促進（地域医療介護総合確保基金を活用） 425,690千円  
救急搬送が困難となっている症例（搬送困難症例）の受入に協力する医療機関に対し、経費の一部を助成する。

② 休日・夜間における小児救急搬送患者の受入促進（地域医療介護総合確保基金を活用） 158,508千円  
入院治療が必要な小児の重症救急患者を受入れる救急病院の運営費を市町村とともに助成する。

③ 眼科・耳鼻咽喉科二次救急医療体制の整備（地域医療介護総合確保基金を活用） 71,923千円  
入院治療が必要な重症救急患者に対応できる病院を輪番制で確保する。

(3) 救命救急センターの運営支援 2,482,734千円  
府立中河内救命救急センター（指定管理者：地方独立行政法人市立東大阪医療センター）を運営するとともに、他の4か所（関西医科大学総合医療センター、大阪府済生会千里病院、近畿大学病院、大阪医科薬科大学病院）の救命救急センターの運営及び医療機器の整備に対して助成する。

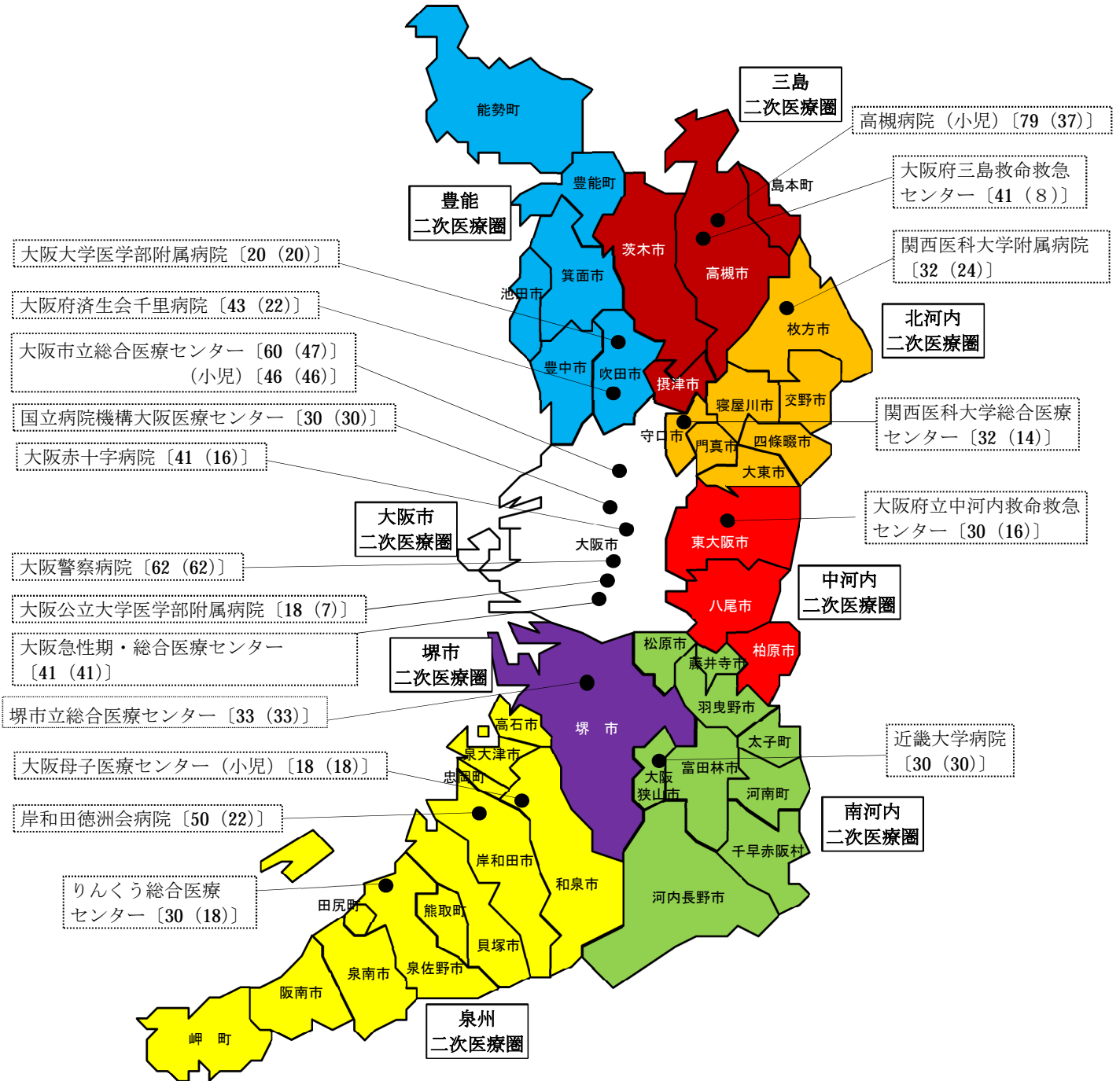
《救急医療体制整備状況》

	事項	整備状況
初期救急医療体制	休日急病診療体制	47か所
二次救急医療体制	二次救急医療機関	284か所
三次救急医療体制	救命救急センター	16か所
	小児救命救急センター	3か所

（令和5年1月現在）

(4) 小児救急電話相談体制の整備（地域医療介護総合確保基金を活用） 56,222千円  
適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院への患者集中を緩和し、救急病院に勤務する医師の負担軽減に繋げるため、小児科医による支援体制のもと看護師による夜間の子どもの急病等に関する電話相談を実施する。

《三次・小児救急医療体制》



(令和4年4月1日時点)

- 救命救急センター施設名  
〔病床数 (内特定集中治療管理病床数)〕  
※特定集中治療管理とはICU、CCU、SCU、HCU、熱傷ベッドをいう
- 小児救命救急センター施設名 (小児)  
〔専用病床数 (内PICU等病床数)〕  
※PICU等とはICU、PICU、NICUをいう  
ICUについては、小児のみでなく病院の総数となる

### 3 災害医療体制の整備

災害拠点病院の整備や医薬品等の確保を行うなど、災害医療体制の整備・充実を図る。

#### (1) 施設等の整備

- ① 災害拠点病院支援施設に対する医療機器等整備の支援 20,665千円  
基幹災害拠点病院である大阪急性期・総合医療センターに設置する災害拠点病院支援施設（被災者の受入れや初期治療等に必要な病室・機材等を備える。）に対し、必要な医療機器等を整備するための費用を助成する。
- ② 災害拠点病院における衛星無線の運用 13,523千円  
電話回線が途絶した場合にも医療救護活動を行うことができるよう、災害拠点病院において整備された防災行政無線を適正に維持管理する。
- ② 救急病院の耐震化等の支援 1,379,262千円  
府内救急病院に耐震化工事及び施設整備にかかる経費の一部を助成する。

#### (2) 資機材等の整備

- ① 災害拠点病院における医薬品等の確保 5,775千円  
発災後3日間の入院患者が必要とする医薬品等について、災害拠点病院と契約を締結し、病院備蓄を利用した医薬品等の確保・供給体制を整備する。
- ② 原子力事故を想定した調査の実施及び医療用資機材の整備 48,477千円  
府内の原子力事業所において原子力事故が起こった場合を想定し、「大阪府緊急被ばく医療活動マニュアル」を基に、放射線事故と被ばく医療形態及び傷病についての調査及び検討会を実施するとともに、原子力災害拠点病院等に必要な医療用資機材を整備する。
- ③ NBC災害に備えた災害拠点病院における防護服等資機材の整備 20,000千円  
災害拠点病院がNBC災害時に円滑な医療活動が実施できるよう防護服や除染設備等を助成する。

#### (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修の実施等（地域医療介護総合確保基金を一部活用）

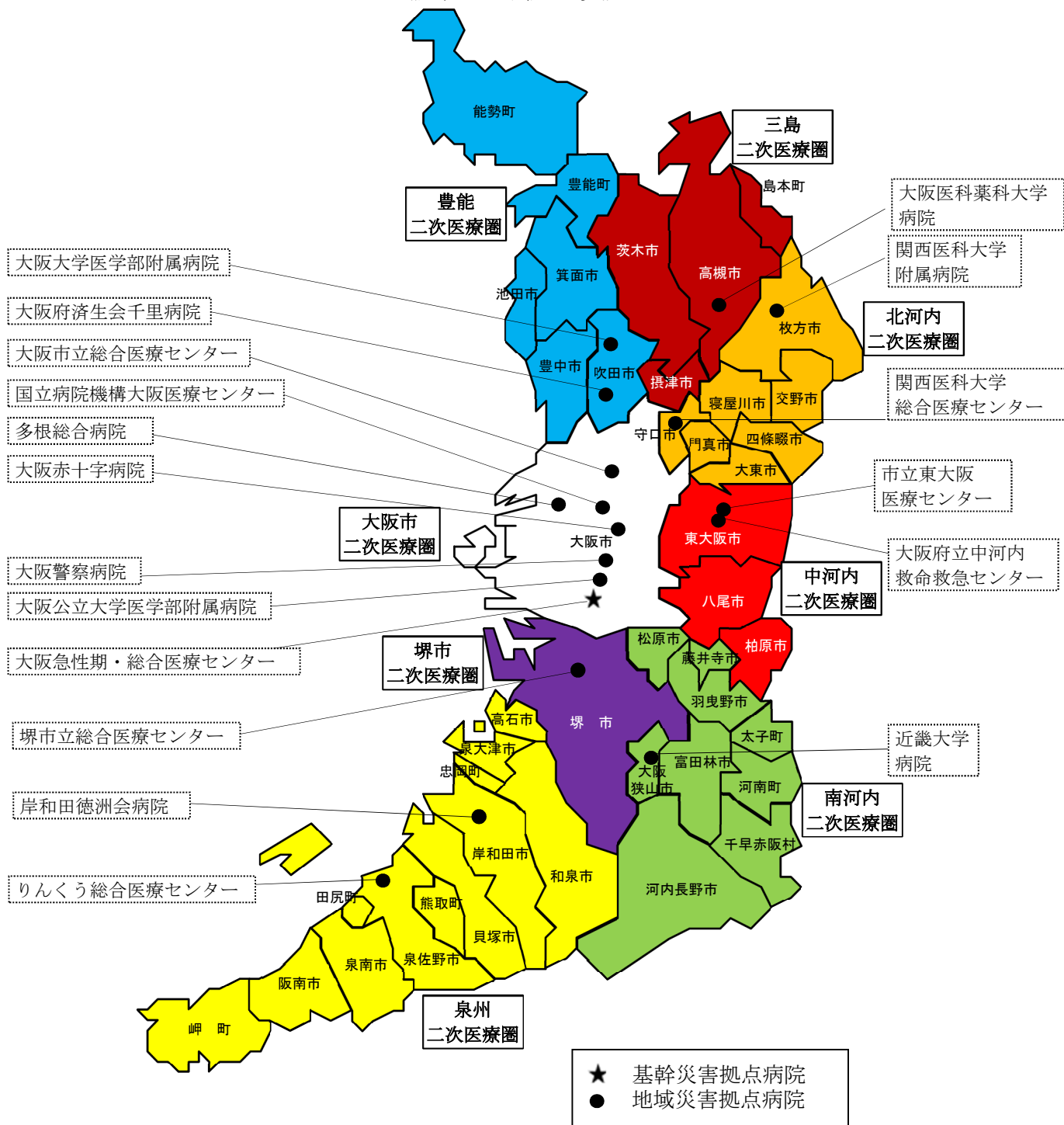
24,552千円

「大阪DMAT」の育成のためDMAT研修を実施するとともに、「大阪DMAT」として派遣された者の災害現場での事故に備えた保険の保険料を負担するなど、体制の整備を図る。

また、災害発生時に派遣されるDMAT等の保健医療活動チームの派遣調整や府保健医療調整本部等に対し必要な助言等を行う災害医療コーディネーターの養成研修を実施する。

さらに、普段救急医療や災害医療に従事していない医療従事者を対象に災害医療及び外傷初期診療の基本等の研修を実施する。

《災害拠点病院 一覧》



#### 4 脳卒中、心臓病その他の循環器病対策の推進

250千円

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）に基づき、大阪府の脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）対策を推進するため、循環器病対策に係る者からの意見聴取の場として、「大阪府循環器病対策推進懇話会」を運営するとともに、「大阪府循環器病対策推進計画」の第二期に向けた改定を行う。

#### 5 献血の推進

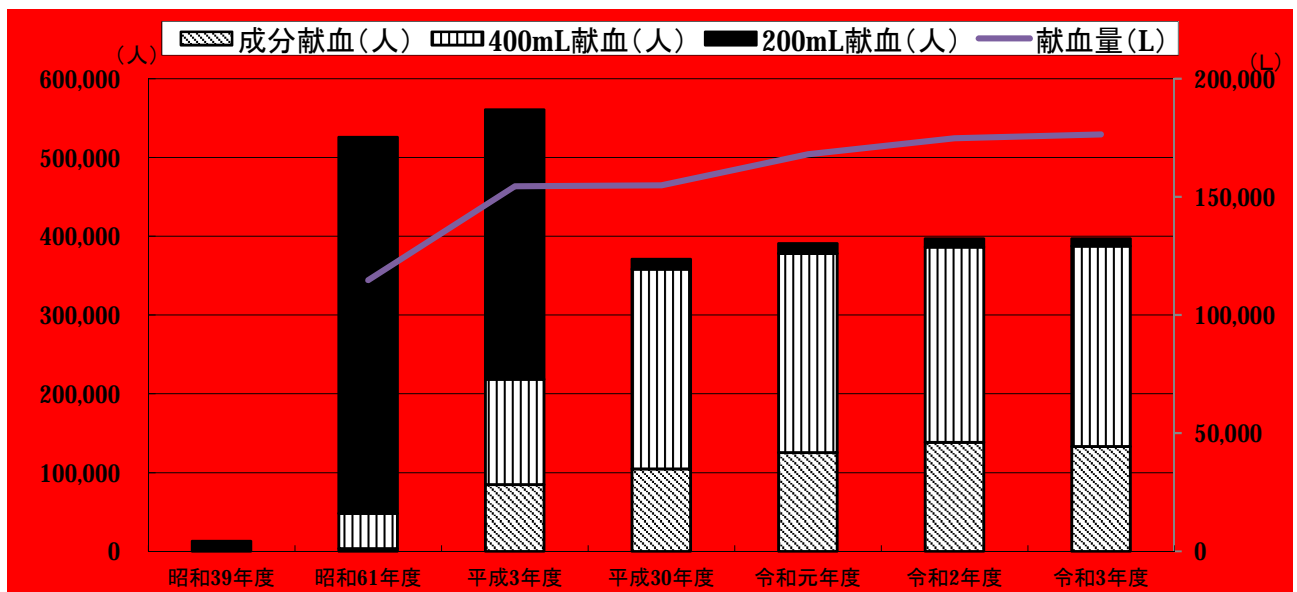
5,582千円

大阪府赤十字血液センター及び市町村献血推進協議会等と連携のもと、地域・職域・街頭献血を推進し、安定的な献血を確保する。

また、血液製剤の安全性を確保するため、成分献血と400mL献血の推進を図るとともに、検査目的の献血をなくすため、献血の正しい知識や必要性、血液製剤の適正使用の周知及び普及啓発を行う。

《大阪府年度別献血者数》

年度	献血者数 (人)	内訳						対前年度比
		成分献血		400mL献血		200mL献血		
		献血者数 (人)	構成比	献血者数 (人)	構成比	献血者数 (人)	構成比	
平成27年度	387,285	109,218	28.2	264,107	68.2	13,960	3.6	100
平成28年度	383,598	116,471	30.4	254,226	66.3	12,901	3.4	99
平成29年度	375,143	104,552	27.9	257,799	68.7	12,792	3.4	98
平成30年度	370,826	104,584	28.2	253,856	68.5	12,386	3.3	99
令和元年度	390,758	125,502	32.1	252,681	64.7	12,575	3.2	105
令和2年度	396,847	138,330	34.9	248,137	62.5	10,380	2.6	102
令和3年度	397,018	133,273	33.6	254,382	64.1	9,363	2.3	100



6 入院患者待機ステーションの整備

387,622千円

自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者からの救急要請が増加することに伴う一般救急のひっ迫に対応するため、移送先医療機関が決まるまでの間、一時的に患者が待機することができる入院患者待機ステーションの運営や、設置する市町村への補助金の交付などを行う。(5類化に伴い縮小)

## 1 難病対策の推進

難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることから、難病の特性に応じて保健・医療・福祉その他関連施策と連携した総合的な取り組みが必要とされている。これを踏まえ、患者の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行うとともに、保健所、大阪難病相談支援センター、大阪難病医療情報センターにおいて難病患者等に対する療養生活支援事業を行う。

### (1) 地域における難病対策及び慢性疾患児童対策の維持向上 594千円

「大阪府難病児者支援対策会議」において各分野の専門家と意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有し難病対策等の維持向上を図る。

### (2) 相談・情報提供機能の充実 28,654千円

#### ① 大阪難病相談支援センターの運営

難病患者・家族等の療養上・生活上の悩み、不安等の解消を図るとともに、電話や面談等による相談、患者会等の交流促進など、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援を行う。

#### ② 大阪難病医療情報センターの運営

大阪府難病診療連携拠点病院等を中心とした診療連携体制を構築することにより、医療的側面から在宅難病患者の医療相談や、難病医療ネットワーク事業等の医療提供体制の充実及び療養生活支援を保健所や関係機関と連携の下で行う。

### (3) 医療費の助成 11,290,000千円

#### ① 難病患者に対する医療費助成

##### ○難病法に基づく医療費助成

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたる療養が必要となるものの中から、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定する指定難病の患者に対して、保険診療における医療費助成を行う。

※対象疾病は、大阪府地域保健課ホームページに掲載。

(URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryohi/zyose/index.html>)

##### ○特定疾患医療費援助

国が指定するスモン等の4対象疾病の患者に対して、保険診療における医療費助成を行う。

##### ○大阪府指定疾患医療援助

蛋白喪失性腸症、肺線維症及び悪性腎硬化症の3疾患の患者に対して、保険診療における医療費助成を行う。

#### ② 先天性血液凝固因子欠乏症等患者に対する医療費助成

先天性血液凝固因子欠乏症等について、保険診療における医療費助成を行う。

※先天性血液凝固因子欠乏症一覧は、大阪府地域保健課ホームページに掲載。

(URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/senntenn/index.html>)

#### (4) 地域における難病対策の推進

21,204千円

##### ① 保健所による患者等への支援

様々な問題を抱えている難病患者等に対し、保健所において、保健師の相談・訪問指導や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等による専門的指導を行う。

また、難病患者等への地域における療養生活支援体制を整備するため、協議会の運営、保健・医療・福祉に関する相談会や患者・家族の交流会等の事業を実施する。

##### ② 患者を抱える家族への緊急時における支援（在宅難病患者一時入院事業）

在宅難病患者が、介護者の疾病等の理由により介護が受けられなくなった場合に、緊急一時的に入院することができる病床を確保する。

## 2 精神保健・医療の推進

### (1) 精神保健の推進

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「自殺対策基本法」、「アルコール健康障害対策基本法」、「ギャンブル等依存症対策基本法」、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」等に基づき、精神障がい者の適切な医療保護、府民のこころの健康の保持・増進等、精神保健関係施策の推進を図る。

#### ① 各種依存症患者への支援の充実

122,691千円

アルコール・薬物・ギャンブル等といった依存症の当事者・家族などに対する治療体制や相談支援体制及び回復支援体制の強化を図るとともに、依存症問題に関する関心と理解を深めるための普及啓発活動を実施する。

また、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」や「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和5年度3月策定）に基づき、普及啓発・相談支援体制・治療体制・切れ目のない回復支援体制の強化、「(仮称)大阪依存症センター」の設置に向けた検討など大阪独自の支援体制や調査・分析の推進及び人材の養成を基本方針に、依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。

なお、「ギャンブル等依存症対策基金」の周知を図るとともに、その活用に向けた検討を進める。

さらに、「大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」（平成29年9月策定）に基づき、アルコール健康障がい対策を総合的に推進するとともに、計画変更に向けた検討を行う。

#### ② 自殺対策の推進

139,469千円

令和5年3月に策定した「大阪府自殺対策計画」に基づき、相談支援従事者等の対応力の向上をめざす人材養成や、重層的な対応を可能とするための相談窓口の強化、保健所や市町村、民間団体等によるネットワークの構築を推進するとともに、産後うつ等妊産婦のこころの健康への対応等を行う「大阪府妊産婦こころの相談センター」、自殺者数が増加傾向にある若年層を対象とするSNSを活用したこころの悩み相談「大阪府こころのほっとライン」を引き続き実施する。

また、孤独・孤立対策など関連施策との有機的な連携を強化して民間団体等との協働を推進する。

#### ③ 府保健所におけるこころの健康相談等の実施

24,221千円

府保健所において、総合的なこころの健康相談や精神障がい者の保健・医療の相談・訪問等を行う。

### (2) 精神科医療の推進

#### ① 精神科医療体制の整備

##### (ア) 適正な保護及び精神科医療の確保

27,628千円

府内（大阪市・堺市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市内を除く。）における精



神科病院（精神科病床を有する病院）に対し、関係法令の遵守を呼びかけるとともに、医療や保護の状況調査及び入院中の患者の処遇に関する審査を実施した上で、必要な指導を行う。

また、「精神医療審査会」において、医療保護入院届及び定期病状報告書並びに入院患者等からの退院又は処遇改善請求の審査を行うとともに、「精神科医療機関療養環境検討協議会」を運営する。

- (イ) 精神障がい者への医療費助成等 18,715,581千円

大阪府知事が入院措置した者及び在宅精神障がい者の通院医療に係る医療費について、保険診療における自己負担分を公費助成する。

- (ウ) てんかん診療の地域連携体制の整備 959千円

「てんかん支援拠点病院」において、専門的な相談や治療、関係機関との連携・調整、普及啓発等を行う。

- ② 精神科救急医療体制の整備（救急患者の受入病院の確保等） 356,762千円

府内精神科病院における緊急措置診療の実施、入院受入医療機関の確保及び一般科救急病院に搬送された精神疾患を有する身体合併症患者への対応体制の整備に取り組むとともに、専門相談員等による府民、救急隊、警察等からの受診・入院等の医療相談に対応する。

### 3 母子保健・医療の推進

成育医療等基本方針に基づき、全ての成育過程にある者等が健やかに育つ社会の実現に向け、「健やか親子 21」を通じた取組みを進め、市町村による住民に身近な母子保健施策の充実と、府による専門性の高い母子保健施策と広域的な母子保健対策を展開する。

また、市町村等が実施する医療費給付について、費用負担を適切に行う。

さらに、大阪府医療計画（第6章第8節 周産期医療）等に基づき、高度専門的な周産期医療を効果的に提供する周産期母子医療センターの運営補助等により、限られた医療資源を有効に活かしながら、将来を見据えた周産期医療提供体制の整備を図る。

#### (1) 母子保健の推進

住民に身近な市町村が一般的な母子保健施策を実施し、府は専門性の高いハイリスクな慢性疾患や身体障がい児等に対する母子保健施策や広域・専門的な母子保健対策を展開する。

- ① 児童虐待発生予防対策 8,310千円

「予期せぬ妊娠」等で妊娠に悩む人を早期に把握し、孤立することなく必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携して継続的に支援する体制を整備するとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目なく子育て施策を展開する環境整備を行う。

また、地域の医療機関等において児童虐待防止体制構築を推進する。

- ② 母子保健コーディネーターの育成 396千円

市町村保健師及び助産師を対象とした母子保健コーディネーターの育成研修や、妊娠・出産包括支援推進連絡会議を行い、市町村が事業主体となる妊娠・出産包括支援事業の円滑な実施を支援する。

- ③ 障がい・難病児等への支援 10,600千円

専門的なサービスを必要とする障がい・難病児等の地域での総合的な支援体制の整備（小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を含む）を推進する。

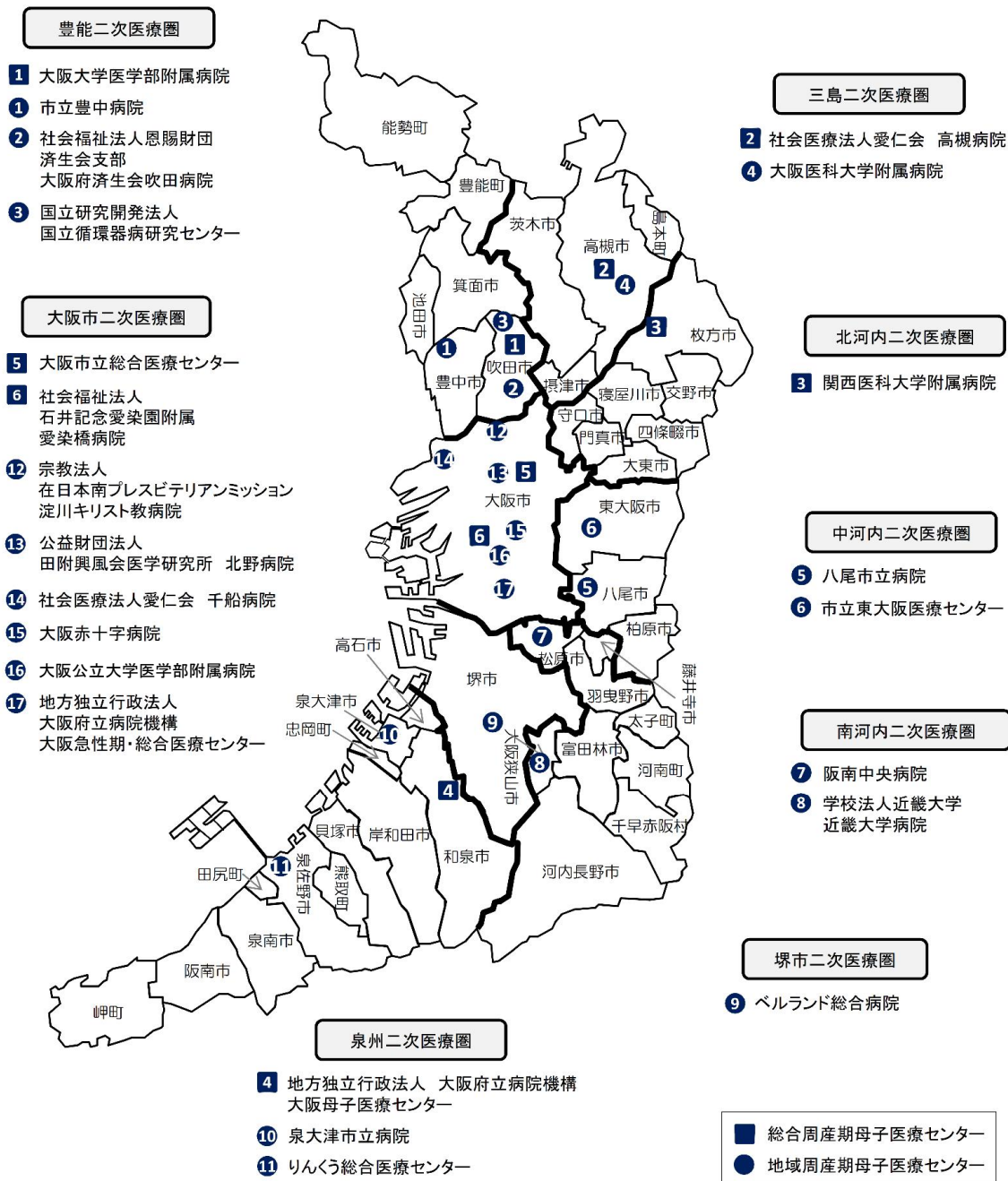
また、「大阪府難病児者支援対策会議」の各分野の専門家と意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有し、難病対策等の維持向上を図る。

- ④ 移行期医療支援体制整備事業 4, 276千円  
小児慢性特定疾病の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援センターを設置し、医療機関等の連携の調整並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族等の移行期における相談支援を実施する。
- ⑤ 先天性代謝異常等検査の実施 79, 997千円  
先天性代謝異常症、先天性副腎過形成症及び先天性甲状腺機能低下症の早期発見及び早期治療が図られるよう、府内の医療機関で出生した新生児を対象に「マススクリーニング検査」を実施する。
- ⑥ 弱視児・難聴児早期発見・早期療育体制の整備 30, 026千円  
「弱視」を早期に発見し、治療に繋げられるよう、府内市町村における3歳児健診での屈折検査導入を支援するとともに、新生児の聴覚障がい早期発見・早期療育が図られるよう、府内一元的な検査体制を整備する。
- ⑦ 不妊症・不育症等に関する相談及び情報提供等の実施 19, 070千円  
大阪府・大阪市での「おおさか性と健康の相談センター」の共同運営及び関係機関等による協議会を開催し、不妊症・不育症・グリーンケアのほか、女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取組みであるプレコンセプションケアに関する専門相談及び情報提供等を行い、不妊等に悩む府民の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、出産を望む府民を支援する。
- ⑧ 不育症検査への助成 2, 700千円  
国が創設した助成事業を活用し、現在研究段階にあり保険適用を見据え先進医療として実施される不育症検査に要する費用の一部を助成する。
- ⑨ 「旧優生保護法一時金受付・相談窓口」の運営 11, 201千円  
「旧優生保護法一時金支給法」に基づく一時金請求やこれに係る相談を受け付けるとともに、請求内容の調査や支給対象となりうる方へ情報が届くよう積極的な周知・広報を行う。
- ⑩ 「妊産婦総合対策事業」の実施 2, 160千円  
新型コロナウイルス感染症に対し無症状かつ強い不安を抱える妊婦等に対し、本人が希望する場合、分娩前にPCR検査を無料で実施する。
- (ア) 小児慢性特定疾病にり患した児童への医療費助成 989, 845千円  
「児童福祉法」に基づき国が定める小児慢性特定疾病にり患した児童に対する医療給付を行う。
- (イ) 身体に障がいのある児童への医療費助成 24, 974千円  
「障害者総合支援法」に基づき、市町村が実施する身体に障がいのある児童に対する医療給付について、費用の一部を負担する。
- (ウ) 未熟児への医療費助成 144, 405千円  
「母子保健法」に基づき、市町村が実施する入院を必要とする未熟児に対する医療給付について、費用の一部を負担する。
- (エ) 結核にり患した児童への医療費助成 277千円  
「児童福祉法」に基づき、結核にり患した児童に対する療養等に必要な医療費の給付を行う。
- ⑪ 小児在宅医診療の促進（地域医療介護総合確保基金を活用） 2, 429千円  
地域の内科医や医療スタッフ等を対象に、在宅の小児の医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解等を目的とした研修を行う。
- ⑫ 「出産・子育て応援交付金事業」の実施 1, 843, 080千円  
全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出

産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援の充実と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等への経済的支援を一体として実施する市町村に対し、補助を行う。

(2) 周産期医療体制の整備

《周産期母子医療センター位置図》



① 周産期母子医療センターの運営支援

1,041,965千円

高度専門的な周産期医療を効果的に提供する周産期母子医療センターの運営費に対し補助する。

## ② 周産期緊急医療体制の整備

- (ア) コーディネーターの設置 39,178千円  
大阪母子医療センターに委託し、緊急搬送が必要となる府内のハイリスク妊産婦の搬送調整を担う専任医師をコーディネーターとして設置することで、緊急搬送を円滑に実施する。
- (イ) 緊急搬送体制の整備 17,647千円  
危険な状態にある妊産婦や新生児を専門医療機関へ緊急に搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保する。
- (ウ) 産婦人科救急搬送体制の整備 127,979千円  
かかりつけ医がいない未受診妊産婦等の救急搬送を休日・夜間等に受け入れる医療機関を当番制により確保する。
- (エ) 周産期緊急医療体制の確保 9,800千円  
NMC S（新生児診療相互援助システム）、OGCS（産婦人科診療相互援助システム）の参加病院について助成を行っている大阪府医師会の事業に対し、補助を実施する。

## 4 原爆被爆者の援護 1,816,157千円

「原爆被爆者援護法」に基づき、被爆者健康手帳を交付する。また、年2回の定期健康診断（希望者には各種がん検診等の受診が可能）を実施するとともに、医療の給付、各種手当等の支給を行い、原爆被爆者の健康の保持増進を図る。

また、介護保険利用等助成事業、在外被爆者支援事業及び被爆二世健康診断調査事業を実施するほか、生活支援等事業及び健康相談等事業を通じて、原爆被爆者の福祉の向上を図る。

## 5 ハンセン病対策の推進 17,286千円

療養所に入所している本府出身者に対する見舞金の支給及び大阪への里帰り事業を実施する。

また、ハンセン病回復者及び家族等が相談を行うことができるコーディネーターの設置や、大阪急性期・総合医療センター等の診療体制整備、療養所入所者への診療・看護に関する研修に対し府内の医療従事者等を派遣するなど、社会復帰等のための総合的な支援を行う。

さらに、ハンセン病回復者等に対する偏見や差別の解消と尊厳回復を図る啓発事業として、パンフレットの配布や講演会・交流会を開催する。

## 6 こころの健康総合センターの運営 44,682千円

精神保健福祉に関する中核施設である精神保健福祉センターとして、保健所、社会復帰関連施設、医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めるとともに、精神保健福祉法の理念にのっとり、広く府民の心の健康づくりの保持、増進を図る。

## 7 アレルギー疾患対策の推進 2,634千円

「アレルギー疾患対策基本法」、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針」を踏まえたアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「大阪府アレルギー疾患対策連絡会議」を設置し、「大阪府アレルギー疾患医療拠点病院」を中心とした診療連携体制や医療人材の育成・普及啓発など、府民のアレルギー疾患の発症・重症化予防や症状改善のための取組を行う。

## 8 臓器移植対策の推進

臓器提供意思表示カードの普及啓発をはじめとする臓器移植対策や骨髄移植・末梢血幹細胞移植に関する正しい知識の普及啓発等、骨髄移植対策の推進を図る。

### (1) 臓器移植等の推進

7, 222千円

臓器移植に関わる業務を行う大阪府臓器移植コーディネーターを配置して、(公社)日本臓器移植ネットワークとの連携により移植医療を推進する。

また、(公財)大阪腎臓バンクと連携し、府内における腎移植を推進する。

さらに、骨髄移植・末梢血幹細胞移植に関する正しい知識の普及啓発や骨髄バンクドナーの休日登録会、府内4か所の保健所(池田、四條畷、富田林、和泉)における骨髄バンクドナーの登録(平日・予約制)を実施する。

### (2) アイバンクへの支援

(公財)大阪アイバンクの角膜提供者確保の推進を図るとともに、角膜移植に関する知識の普及啓発を図る。

## 保健医療室 感染症対策企画課

### 1 総合的な新型コロナウイルス感染症対策の推進

新型コロナウイルス対策協議会等の開催により、同感染症の対策を推進するとともに、府民への正しい知識の普及・啓発を着実に実施する。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策企画広報事業

協議会等の運営や、府民に対する正しい知識の普及啓発等を実施する。

- ① 専門家会議・協議会等運営事業 3, 371千円  
新型コロナウイルス感染症に係る専門家会議・対策協議会の運営を行う。(5類化に伴い縮小)
- ② 新型コロナウイルス感染症対策サイト運営事業 2, 642千円  
府内の最新感染動向公表に係るサイト運営の委託を行う。(5類化に伴い廃止)
- ③ 広報・啓発事業 2, 076千円  
新型コロナウイルス感染症について、府民への正しい知識等の普及啓発及び医療機関に対するセミナー等を開催する。

### 2 相談・検査体制の整備等

新型コロナウイルス感染症にかかる必要な相談、検査を実施できるよう相談体制、検査体制の確保を図る。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

8, 621, 993千円

感染が疑われる症状が出ている府民向け発熱者SOS等の相談・受付機能を整理し、5類感染症への位置づけ変更後も当面続く府民の不安への寄り添いや、一般医療に繋げる大阪府コロナ府民相談センターを設置する。

#### (2) 行政検査実施事業

高齢者施設の従事者等に対する検査を実施する。

- ① 検査機関への検査分析委託事業 26, 512, 939千円  
陽性者が発生した高齢者施設の従事者・入所者等に対する検査を、大阪健康安全基盤研究所および衛生検査所等において実施する。(5類化に伴い縮小)
  - ② 高齢者施設等の従事者等への頻回検査事業 12, 082, 559千円  
高齢者施設等の入所者、利用者の感染を防止するため、高齢者施設等の従事者に対し3日に1回の抗原定性検査キットでの検査を実施する。
  - ③ 高齢者施設等「スマホ検査センター」事業 477, 774千円  
高齢者施設等における感染拡大を防止するため、少しでも症状がある高齢者施設等の職員・入所者、利用者が迅速に検査を申込できるスマホ検査センターを設置する。(事業実施は福祉部)
  - ④ 検査調整センター運営事業 1, 595, 777千円  
高齢者施設等における検査等の受検調整や日々の検査件数の代行入力・集計等を行う検査調整センターを設置する。(5類化に伴い縮小)
- #### (3) 医療費等公費負担事業 25, 639, 292千円
- 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関において実施する検査の費用や宿泊・自宅療養中の医療費、入院医療費の助成を行う。(5類化に伴い縮小)

### 3 医療機関等に対する支援等

コロナ病床の確保や院内感染対策を強化するため、医療機関等に対し必要な支援を実施する。

- (1) 個人防護具等資材の確保・供給 393, 271千円  
新型コロナウイルス感染症対応に必要な個人防護具等資材を確保・管理し、入院受入れ医療機関等に対して配布を行う。
- (2) 院内感染対策にかかる支援（研修含む） 9,804千円  
クラスターが発生した医療機関等に対し、感染制御専門家の派遣や、医療機関向けに、院内感染対策研修会を実施する。

### 4 保健所等の体制強化

- (1) 保健所の支援等
  - ① 外部人材確保事業 919, 524千円  
新型コロナウイルス感染症対策実施にあたり、効率的な業務運営と人的資源の有効活用を図るため、人材派遣を活用する。（5類化に伴い縮小）
  - ② 新型コロナウイルス保健所機能強化事業 11, 750千円  
新型コロナウイルス感染症対応を行うにあたりインターネットFAX・AI-OCR業務を委託し、保健所の機能強化を実施する。（5類化に伴い廃止）
  - ③ 新型コロナウイルス感染症患者SMS配信事業 17, 468千円  
保健所業務の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症発生届対象者に療養にかかる留意点等に関するショートメッセージの送信を行う。（5類化に伴い廃止）
- (2) 高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT） 156, 033千円  
陽性者が発生した高齢者施設等において、感染拡大を防止するとともに早期治療につなげることで、重症化を防ぐため施設支援を行う。（5類化に伴い縮小）

### 5 感染症対策の推進

「大阪府感染症予防計画」に基づき、感染症の発生予防・まん延防止・医療提供体制の整備等の総合的な感染症対策を推進する。

- (1) 感染症予防計画の改定 4, 201千円  
感染症によるパンデミックに対応できる体制構築に向け、改定を予定している感染症予防計画について、専門家等による意見聴取のため、感染症対策審議会の運営を行う。
- (2) 発生予防の推進
  - ① 感染症情報センターによる情報の収集・提供等 35, 353千円  
感染症の疾患ごとに全数把握（全医療機関から報告）、定点把握（区域毎に定められた医療機関から報告）および病原体定点（検体提出による病原体情報）による発生状況の正確な把握と分析を行い、結果を速やかに感染症情報センターのホームページにて提供するとともに、府のホームページにおいても、感染症の予防・啓発を行う。
  - ② 予防接種に係る取組み 325, 392千円  
予防接種事業や予防接種後の健康状況調査事業等を行うほか、「予防接種法」に基づき市町村が実施する予防接種健康被害者への救済事業に対して補助を行う。
  - ③ 風しんワクチン接種の促進 57, 698千円

風しんの抗体価が十分でなく、ワクチン接種が必要と判定された妊娠を希望する女性とその配偶者等に対し、市町村が実施する風しんワクチン接種費用への助成事業に対し補助を行う（府内全市町村が助成事業を実施）。

- ④ 造血細胞移植後の定期予防接種ワクチン再接種の促進 500千円  
定期の予防接種で得た免疫が造血細胞移植（骨髄移植等）によって失われた場合の再接種費用を助成する市町村に対し補助を行う。

- ⑤ HPVワクチン接種体制強化事業 8,977千円  
HPVワクチン接種の積極的勧奨が令和4年4月から再開されたことから、接種前の懸念不安や接種後に生じた様々な症状等に関する相談体制の強化を行う。

### (3) まん延防止の推進

- ① 先天性風しん症候群の抗体検査の実施 32,976千円  
妊娠を希望する女性等に対し、抗体価を確認するための抗体検査を協力医療機関において無料で実施する。

- ② HIV（ヒト免疫不全ウイルス）・エイズ（後天性免疫不全症候群）等の相談指導および検査体制の充実 40,738千円  
保健所に相談窓口を設置するとともに、大阪市と共同して外国語による外国人エイズ電話相談事業を実施する。また、エイズ治療拠点病院等の担当医師からの要請に基づき、HIV陽性者およびその家族等の心理的、社会的援助を行うエイズ専門相談員を派遣する。

HIV検査については、保健所において無料・匿名の検査を実施するとともに、大阪市と共同して、平日夜間や休日等において検査を受けやすい検査場を運営する。

さらに、性感染症に関する知識の広報啓発事業を実施するとともに、早期発見のため、保健所等においてクラミジアトラコマチス検査、HBV（B型肝炎ウイルス）検査および梅毒血清反応検査等を実施する。梅毒についても、検査機会を拡充するとともに、若年層や感染者報告数の多い層を中心に啓発を強化する。

- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施 89,661千円  
「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、薬等の備蓄、医療機関に対する設備整備事業補助金の交付など、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策を講じる。

- ④ 蚊媒介感染症対策の実施  
「大阪府蚊媒介感染症（デング熱・チクングニア熱およびジカウイルス感染症）対策・対応マニュアル」（平成30年12月策定）に基づき、府民への蚊の刺咬に関する防除対策についての啓発や各自治体と共同した蚊媒介感染症の予防対策を行う。

- ⑤ エボラ出血熱などの海外における流行感染症に関する対策の実施  
海外感染症について、WHO（世界保健機関）やCDC（米国疾病予防管理センター）などの情報を確認し、流行の拡大により国内での発生が憂慮された場合には厚生労働省との協議の上、保健所設置市、市町村、医療機関などと連携し、感染対策を行う。

### (4) 医療提供体制の整備

- ① 感染症患者の指定医療機関への移送 1,312千円  
感染力が極めて高く、ヒトに感染させる危険性が高い感染症の患者を、アイソレータ（感染症患者搬送用陰圧式移動ベッド）により感染症指定医療機関へ移送する。なお、現在所有する移送車のうち1台については、患者負担の軽減等を考慮して、車椅子型のアイソレータを搭載できる仕様としてい



る。

② 感染症患者への医療費助成 794千円

入院勧告を受けた患者に対し、全額または一部医療費の負担を行う。

③ 指定医療機関に対する運営支援 172,920千円

各感染症指定医療機関に対し、運営費補助を行う。

④ HIV・エイズ医療体制の充実 628千円

「大阪府感染症対策審議会エイズ対策及び医療連携推進部会」等を通じて、患者等が安心して適切な治療が受けられる医療連携体制の推進・充実を図る。

また、地域の医療機関がHIV陽性者を受け入れられるよう、患者支援のノウハウや最新の治療に関する研修等を行う。

《感染症発生動向調査等対象疾患及び疾患ごとの医療体制》

対象疾患	把握方法	主な対応	医療体制	医療費負担
一類感染症 (ペスト、エボラ出血熱等 7疾患)	全数把握	原則として入院	第一種感染症指定医療機関 (大阪府：3病院4床) ※②	医療保険適用 (残額(入院に係る分)は公費負担)
二類感染症 (結核、SARS等 7疾患)	全数把握	状況に応じ入院	第二種感染症指定医療機関 (大阪府：6病院72床) ※③ 結核病床を有する医療機関 (大阪府：5病院268床) ※④	
三類感染症 (腸管出血性大腸菌 感染症等5疾患)	全数把握	特定業務への就業制限	全ての医療機関	医療保険適用 (残額は自己負担)
四類感染症 (マラリア、サル痘等44疾患)	全数把握	輸入規制・消毒・物件の廃棄		
五類感染症 (風しん、麻しん等24疾患)	全数把握	発生動向の把握・提供		
五類感染症 (感染性胃腸炎等24疾患)	定点把握			
新感染症	全数把握	原則として入院	特定感染症指定医療機関 (全国：4病院10床、 大阪府：1病院2床) ※①	全額公費 (医療保険適用なし)
新型インフルエンザ等 (新型、再興型インフルエンザ 新型、再興型コロナウイルス 感染症の4種)	全数把握		大阪府新型コロナウイルス感 染症患者等受入医療機関	医療保険適用 (残額(入院に係る分)は公費負担)
指定感染症	全数把握	一類～三類感染症に準じた措置		

(令和5年4月現在)

【大阪府内の感染症指定医療機関】

※①特定感染症指定医療機関：りんくう総合医療センター2床

※②第一種感染症指定医療機関：大阪市立総合医療センター1床、堺市立総合医療センター1床、りんくう総合医療センター2床

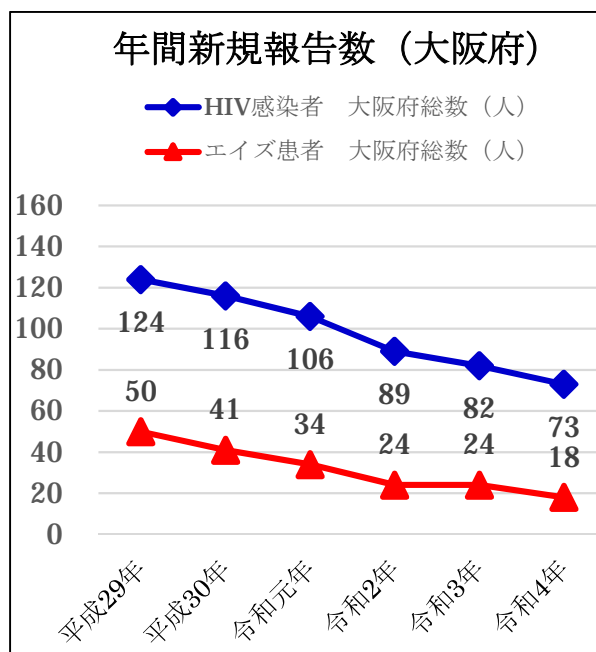
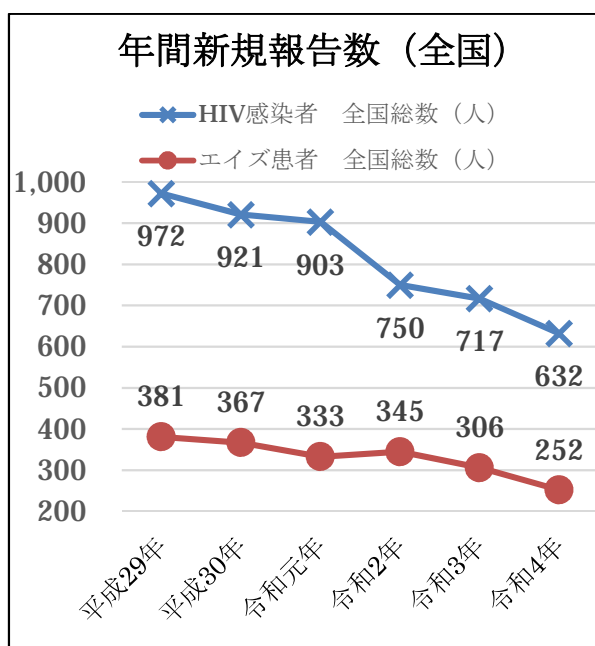
※③第二種感染症指定医療機関：市立豊中病院14床、市立ひらかた病院8床、大阪市立総合医療センター32床、堺市立総合医療センター6床、りんくう総合医療センター6床、大阪はびきの医療センター6床

※④結核病床を有する医療機関：大阪複十字病院30床、阪奈病院99床、大阪はびきの医療センター60床、大阪市立十三市民病院39床、近畿中央呼吸器センター40床

《参考：H I V感染者、エイズ患者 年間新規報告数》

		大阪府				全国			
		総数	同性間 性的接触	異性間 性的接触	その他	総数	同性間 性的接触	異性間 性的接触	その他
平成 29 年	H I V感染者	124件	78%	10%	12%	972件	74%	14%	11%
	エイズ患者	50件	58%	10%	32%	381件	58%	24%	18%
平成 30 年	H I V感染者	116件	78%	9%	13%	921件	71%	17%	12%
	エイズ患者	41件	51%	17%	32%	367件	55%	23%	22%
令和元年	H I V感染者	106件	70%	15%	15%	903件	72%	15%	13%
	エイズ患者	34件	53%	12%	35%	333件	54%	17%	29%
令和 2 年	H I V感染者	89件	73%	8%	19%	750件	72%	13%	15%
	エイズ患者	24件	54%	21%	25%	345件	55%	17%	28%
令和 3 年	H I V感染者	82件	70%	12%	18%	742件	72%	12%	16%
	エイズ患者	24件	46%	17%	38%	315件	49%	17%	32%
令和 4 年	H I V感染者	73件	71%	15%	14%	625件	70%	16%	14%
	エイズ患者	18件	56%	11%	33%	245件	49%	22%	29%

※令和 4 年については速報値



(5) 集団発生等緊急時連絡体制の整備

近畿府県感染症担当者連絡会等の開催により、国・自治体間の連絡体制の確保を図る。

(6) 感染症に関する知識の普及および人材の養成等

インターネット等の活用やリーフレット等の作成、報道機関との連携のほか、府民向けセミナーや保育士や養護教員等への研修を実施し、感染症に対する正しい知識や対処法を普及する。

また、全ての保健所に配置している感染症対策の担当者、医療機関の医師に対し研修を実施する。

さらに、ペット等の動物由来感染症に関しては、関係部局と連携を図り専門家の意見を参考に対策を講じる。

- ① 感染症対策従事者研修の実施 927千円  
各保健所における感染症対策の担当者に研修を行い知識等の向上を図る。
- ② 感染症に関する普及・啓発（性感染症予防を含む。） 19,692千円  
感染症の発生予防やまん延防止に加え、差別や偏見をなくすことを目的とした啓発を行う。
- ③ 動物由来感染症に関する調査の実施 1,273千円  
府内での各種サーベイランスを実施し、その状況を検討のうえ、各部局との情報共有や対策を図る。
- (7) 衛生検査所への立入検査等の実施 658千円  
臨床・衛生検査技師免許の進達を行うとともに、衛生検査所の精度管理調査および立入検査等を実施する。  
また、臨床検査技師養成施設の指定および監督に係る事務を行う。

## 6 結核対策の推進

府内における新登録結核患者数・り患率は、依然、全国平均を大幅に上回り、厳しい状況にあることから、保健所設置市や医師会をはじめ保健医療関係機関と連携を図り、結核事情の改善に向けた事業を推進する。

《新登録結核患者数・り患率年別推移》

	府保健所管内（※1）		大阪府		全国	
	新登録患者数	り患率（※2）	新登録患者数	り患率（※2）	新登録患者数	り患率（※2）
平成29年	580人	15.9	1,881人	21.3	16,789人	13.3
平成30年	543人	16.2	1,805人	20.5	15,590人	12.3
令和元年	423人	13.6	1,619人	18.4	14,460人	11.5
令和2年	342人	12.6	1,400人	15.8	12,739人	10.1
令和3年	277人	10.2	1,171人	13.3	11,519人	9.2

※1 大阪市、堺市、高槻市、豊中市、東大阪市、枚方市、（平成30年4月からは八尾市、平成31年4月からは寝屋川市、令和2年4月からは吹田市）を除く。

※2 人口10万人対。

### (1) 結核患者に対する検査等の実施

- ① 接触者に対する健康診断等の実施 31,456千円  
結核患者の家族、接触者を対象とする結核検診の実施や医療放置者、経過観察者に対する精密検査を実施する。
- ② 再発早期発見のための患者状況の把握 2,310千円  
医療機関への照会等により、治療が終了した結核患者の状況を把握する。
- ③ 適正な治療と二次感染防止のための保健師による家庭訪問指導等の実施 1,231千円  
保健師の家庭訪問指導および結核登録者に対し結核菌検査等を実施する。
- ④ 高齢者等特に重要な階層に対する結核健診等の実施 5,948千円  
結核対策上、特に重要な地域および階層等に対する重点的・効果的な各種事業を実施する。

(ア) デインジャー層（発病した場合に多くの人に感染させる恐れのある職業に従事する者）及びハイリスク層（免疫低下により発病するケースが多い高齢者層）等に対する結核健診推進事業

(イ) 患者の治療成績情報を収集・分析し検討することで課題を抽出し、効果的な治療へ結び付けていく結核患者治療成績評価推進事業

(ウ) 外国人結核患者および接触者への対策

外国人結核患者へ母国語による情報提供を行い、入院や健康診断受診に対して理解を得ために、入院勧告書、健康診断勧告書、ホームページの多言語化を進める。また、母国語による健診受付ができるようにする。

**(2) 検査の実施等に対する支援**

① 定期健康診断実施への支援 19,877千円

私立学校や施設設置者に対し、定期健康診断に要する経費を助成する。

② 結核治療の医療費助成 93,083千円

「感染症法」に基づき、結核治療に要する医療費の公費負担を行う。

## 保健医療室 感染症対策支援課

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への支援

新型コロナウイルス感染症への対応として、医療提供体制の整備のため、医療機関への支援を行う。

- (1) 病床確保事業 215,571,392千円  
新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関が必要とする病床確保料に対する経費の補助を行う。(5類化に伴い縮小)
- (2) 入院医療機関設備整備事業 1,452,450千円  
新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関に対して、人工呼吸器やECMO(体外式模型人工肺)等の設備導入等に要する費用の補助を行う。
- (3) 帰国者・接触者外来等設備整備事業 320,805千円  
帰国者・接触者外来等設置医療機関に対して、簡易診察室等の設備整備費用の補助を行う。
- (4) 重点医療機関等設備整備事業 220,000千円  
重点医療機関に対して、超音波画像診断装置やCT撮影装置等の設備導入に要する費用の補助を行う。(5類化に伴い廃止)
- (5) 救急・周産期・小児医療体制確保事業 333,200千円  
救急・周産期・小児医療機関が類似症状患者を受け入れるために要する設備等の整備に要する費用を補助する。
- (6) 診療再開支援事業 3,470千円  
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対して、診療再開に要する消毒費用等の補助を行う。
- (7) 感染拡大時における協力金支援事業 2,803,042千円  
医療体制ひっ迫時等における医療機関への支援として協力金を支給する。(5類化に伴い縮小)
- (8) 中小規模病院等感染対策重点強化事業 21,877千円  
専門家派遣を通じた感染対策の強化や看護師の感染症への対応力向上に係る研修及び研修修了者を専門家派遣の人材として活用する事業に要する費用の補助を行う。

### 2 入院・療養体制の確保

新型コロナウイルス感染症への対応のため、陽性者の入院調整や宿泊療養・自宅療養における健康管理体制等を確保する。

- (1) 宿泊療養体制確保事業 11,496,940千円  
宿泊療養者に係る健康管理体制を確保する。(5類化に伴い廃止)
- (2) 医療搬送体制等確保事業 857,089千円  
入院フォローアップセンターを設置し、陽性者の入院調整を行う。(5類化に伴い縮小)
- (3) 自宅療養体制等確保事業 32,316,948千円  
自宅療養者等生活支援及び健康管理事業(自宅療養者等への配食サービス等)を行う。  
(5類化に伴い縮小)
- (4) 新型コロナウイルス感染症患者移送体制拡充事業 439,494千円  
民間救急や民間タクシーを活用し、安全かつ円滑な移送体制を確保する。(5類化に伴い廃止)
- (5) 診療型宿泊療養体制確保事業 6,080,333千円

診療型宿泊療養施設において、療養者の症状増悪等に対応するため、必要な体制を充実させる。  
(5類化に伴い廃止)

### 3 新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保

新型コロナウイルスワクチン接種を促進するため、実施主体である市町村への支援や府による接種会場の設置、個別接種促進等の支援をはじめ、副反応等に対応する専門的相談体制の確保等により、接種体制を確保。

#### (1) 新型コロナワクチン接種体制確保事業

- |  |             |
|--|-------------|
| ① 接種体制構築に係る市町村支援   | 56,613千円    |
| ワクチン接種の円滑な実施に向け、国から供給されるワクチンの市町村への配分や府域全体の調整を行う等、市町村の接種体制構築に係る支援を実施。                 |             |
| ② 府による接種会場の設置  | 125,399千円   |
| 市町村の接種体制を補完するため、府による接種会場を設置。   |             |
| ③ 個別接種等の促進   | 5,595,414千円 |
| ワクチン接種回数増加を図るため、診療所等への個別接種促進の支援を実施。また、更なるワクチン接種の加速化を図るため、職域接種に対する支援を実施。(国方針を踏まえ一部廃止) |             |
| ④ 高齢者施設等における接種促進   | 298,554千円   |
| 高齢者施設等の入所者が迅速かつ円滑に接種を受けられるよう、府による巡回接種及び接種券の代行手配を実施。(国方針を踏まえ縮小)                       |             |
| ⑤ 副反応等に対応する専門的相談体制の確保  | 382,860千円   |
| 副反応等に対する専門的な相談窓口の設置及び専門的医療体制を確保。   |             |

1 大阪府健康づくり推進条例及び大阪府受動喫煙防止条例並びに健康づくり4計画の推進

平成30年10月に制定した「大阪府健康づくり推進条例」に基づき、府民の「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現に向けた取組みを実施する。

また、府民の健康のために、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境整備を図るため、令和2年4月に全面施行となった「健康増進法」及び、平成31年3月に制定した「大阪府受動喫煙防止条例」に基づき、全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進める。

さらに、令和3年度に施策の進捗状況や社会・経済情勢等を踏まえ中間点検を実施した「第3次大阪府健康増進計画」「第3期大阪府がん対策推進計画」「第3次大阪府食育推進計画」「第2次大阪府歯科口腔保健計画」の健康づくり4計画に基づき、がん・生活習慣病の発症予防・重症化予防等に取り組む。

加えて、令和5年度は上記4計画の最終年度であるため、国における次期国民健康づくり運動プラン等を踏まえ、現行計画の最終評価及び次期計画の策定を行う。

2 おおさか健活10推進プロジェクトをはじめとする健康づくり

「第3次大阪府健康増進計画」に基づき、若い世代から働く世代、高齢者までライフステージに応じた健康づくりの取組みを推進する。

(1) オール大阪による健康づくり推進事業

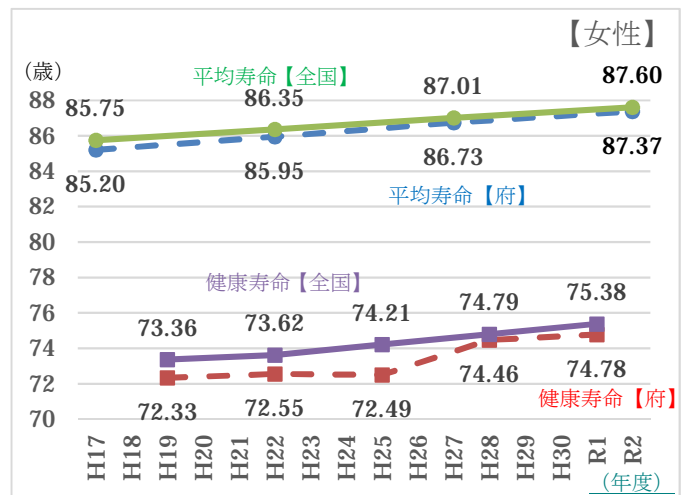
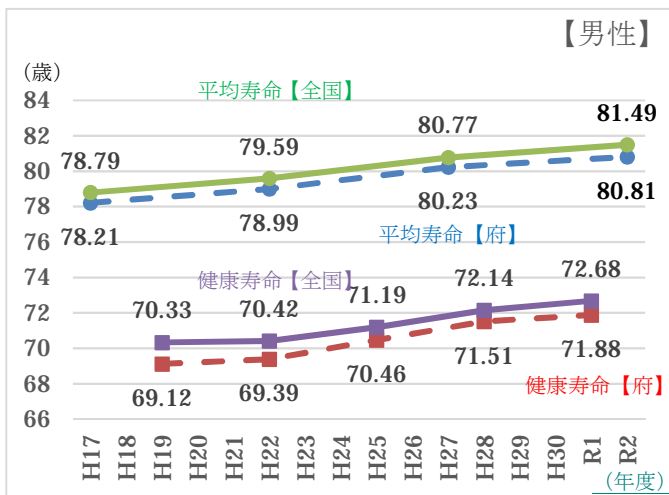
27, 134千円

『健活10〈ケンカツテン〉』を活用した普及啓発や「健活おおさか推進府民会議」での活動の共有、健康づくりアワードの実施等、公民の多様な主体との連携による健康づくり活動を展開し、オール大阪での健康づくりの気運醸成・社会環境整備を推進する。



- (2) **健康キャンパス・プロジェクトの推進（若い世代の健康づくり推進事業）** 2, 460千円  
 大学と連携し、府内全大学を対象とした研修会・情報提供などを通じて健康キャンパスづくりを推進し、若者のヘルスリテラシーの向上を図る。
- (3) **中小企業の健康づくりの推進（職域の健康づくり推進事業）** 4, 495千円  
 府内中小企業を対象とした、健康経営優良法人認定取得に向けたオンラインセミナーの開催を通じて、健康経営の取組みを支援する。
- (4) **健康格差の解決プログラムの促進** 39, 220千円  
 市町村及び職域と連携し、特定健診受診率の向上、特定保健指導の実施率向上、働く世代からのフレイル予防を目指し、健康格差の縮小に向けたモデル事業等を実施する。
- (5) **ワクワクEXPO with 健活10事業** 26, 180千円  
 2025年大阪・関西万博に向けた健康づくりの気運醸成を図り、府民の行動変容による健康寿命延伸を目指す。
- (6) **健康づくりに関する連携体制の整備**
- ① 地域・職域での連携体制の整備 3, 695千円  
 行政、事業者、医療保険者等の関係機関による「地域職域連携推進協議会」を設置し、関係者間の情報共有、保健医療資源の相互活用、保健事業の共同実施等により連携体制の充実を図る。
- ② 地域医療連携事業の推進 2, 628千円  
 第7次大阪府医療計画に基づき、3疾病（脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病）について、二次医療圏ごとに医療関係機関の連携を推進する事業（会議体の設置・医療従事者向け研修会等）に取り組み、地域特性に応じた医療連携体制の充実を図る。
- ③ 精度管理基礎調査の実施 5, 414千円  
 府内の健（検）診機関で診断結果に誤差のない健（検）診を行うため、精度管理基礎調査を行う。

《平均寿命と健康寿命の推移》



出典 平均寿命：厚生労働省都道府県別生命表

健康寿命：令和3年12月20日 第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料

### 3 がん対策の推進

「がん対策基本法」、国の「がん対策推進基本計画」及び「第3期大阪府がん対策推進計画」に基づいたがん対策の充実を図る。



## (1) がん対策推進体制の整備

- ① 大阪府がん対策推進委員会の運営 4, 334千円  
がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項並びに計画に基づく施策について、進捗管理等を行う「大阪府がん対策推進委員会」及び各専門部会を運営する。
- ② がん登録の実施及び推進 16, 301千円  
「がん登録等の推進に関する法律」に基づく「全国がん登録」制度について、府内医療機関のがんり患患者情報の集約及びがん登録情報の提供を大阪国際がんセンターへの委託により実施する。  
また、がん登録情報の届出を行う医療機関の実務者に対し、がん登録業務に係る研修会等を実施するとともに、地域がん登録や全国がん登録データの集計・解析業務や、標準集計表を基礎データとした年報の作成を行う。
- ③ 組織型検診体制の整備 10, 951千円  
がん検診の精度向上を図るため、府内市町村のがん検診の情報を集約する。
- ④ 精度管理センターの運営 57, 354千円  
市町村のがん検診事業を分析・評価の上、課題を明確化するとともに、改善方策についての指導・助言を行う「精度管理センター」を設置・運営する。
- ⑤ がん検診の受診促進 5, 700千円  
受診者数の増と定着を目的に、全国健康保険協会大阪支部（協会けんぽ大阪支部）及び市町村と連携した、被扶養者向けのがん検診受診促進事業を展開。
- ⑥ がんの予防につながる学習活動（がん教育）等がん対策基金事業の推進 9, 228千円  
「大阪府がん対策基金」を設置・運営し、中学校等におけるがんの予防につながる学習活動の充実支援活動事業や、企画提案公募によるがん対策貢献事業、小児・AYA世代のがん患者支援事業など、がんの予防・早期発見、その他がん対策の推進に資する事業を実施する。
- ⑦ がん患者の就労支援 145千円  
労働関係機関と連携し、がん拠点病院の相談員や医療従事者等に対する研修会を開催する。

## (2) がん診療連携拠点病院における医療提供体制の整備

- ① がん診療情報の収集及び医療機関相互の診療連携の推進等 133, 316千円  
国の「がん診療連携拠点病院」の設置を推進し、さらに府独自に「大阪府がん診療拠点病院」を指定することで、がん診療情報の収集、分析及び情報発信、医療機関相互の診療連携を図るとともに、早期診断及び緩和ケア等に関する研修会の開催等により、地域におけるがん医療の水準向上、がん医療の均てん化を図る。
- ② 設備整備等への支援（地域医療介護総合確保基金を活用） 228, 297千円  
がん診療連携拠点病院等が行う設備整備等に対する支援や、医療機関等が行う緩和ケアに関する普及啓発活動や研修等を支援する。

## (3) 重粒子線がん治療に対する患者支援事業

- ① 重粒子線治療利子補給事業 3, 765千円  
府民が、公的医療保険の適用を受けない重粒子線治療を受けるため、金融機関からの借り入れを行った場合に、その利子分の助成を行う。
- ② 小児がん患者重粒子線治療助成事業 6, 280千円  
小児がん患者が先進医療である重粒子線治療を受ける場合に、経済的な事情で治療を断念すること

がないよう助成を行う。

- (4) 小児・AYA世代のがん患者に対する妊よう性温存治療助成事業 46,082千円  
がん治療を受けながら、将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対し、がん治療に際して行う妊よう性や生殖機能の温存及び温存後の検体を用いた生殖補助医療にかかる治療費の助成を行う。
- (5) 肝炎肝がん対策の推進
- ① 肝炎ウイルス検査等の実施 46,527千円  
府内委託医療機関において肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、重症化予防を目的として肝炎医療コーディネーターを養成し、相談対応等フォローアップ事業を実施する。
- ② 肝疾患診療体制整備事業 10,352千円  
「肝疾患診療連携拠点病院」の相談支援センターにおいて、患者・家族及び地域の医療機関等に対し、肝疾患に係る情報提供・相談・支援を実施する。
- ③ 初回精密検査費用助成事業 1,407千円  
肝炎ウイルス検査の陽性者を対象に、精密検査を受けた際の検査費の自己負担分を助成することにより、早期治療につなげ、さらなる重症化の予防を図る。
- ④ 肝炎定期検査費用助成事業 2,137千円  
肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者を対象に、定期検査を受けた際の検査費用の自己負担分を一部助成することで、さらなる重症化の予防を図る。
- ⑤ 肝炎患者に対する医療費助成の実施 494,842千円  
B型及びC型肝炎患者に対し、医療費助成を行い、肝硬変・肝がんなどの重症化予防及び肝炎の感染拡大の防止を図る。
- ⑥ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 10,091千円千円  
臨床データを収集するとともに、肝がん患者等の入院・通院医療費の助成を行う。

#### 4 生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防対策の推進

「第3次大阪府健康増進計画」に基づき、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防等に取り組む。

- (1) 循環器疾患の予防対策（(地独)大阪健康安全基盤研究所委託事業） 32,656千円
- ① 医療費データ及び特定健診・特定保健指導のデータ分析  
市町村国民健康保険、後期高齢者医療広域連合及び全国健康保険協会大阪支部と連携して、医療費データや特定健診・特定保健指導のデータ等を分析するとともに、医療費及び疾病の構造分析を行う。
- ② 行動変容推進事業のフォローアップ  
汎用性の高い行動変容プログラムの普及促進のため、実態調査による府内市町村の事業の実施状況の把握、①の分析による健康課題を明確化し、市町村に対する研修会の開催等を通じて行動変容推進事業のフォローを行う。
- ③ 循環器疾患と危険因子のモニタリング及び研究  
特定集団の健康状況に係るデータを追跡・調査、研究し、保健指導等に活用する。
- ④ 府民の健康づくりを支援するシンクタンク機能  
健康づくりの専門機関として、エビデンスの確立に向けた研究の実施、健康づくり施策の企画立案に必要な基礎データ等を関係機関に提供する。

(2) 市町村健康増進事業への支援 295,728千円  
「健康増進法」に基づき、健康教育や健康診査等、健康増進事業を実施する市町村へ助成を行う。

(3) 受動喫煙防止対策の推進 272,925千円

「健康増進法」及び「大阪府受動喫煙防止条例」の周知啓発を行うとともに、飲食店が喫煙室を整備する費用や全面禁煙化する際の改装費用等への補助、相談窓口の設置等での支援を実施する。特に、府条例の全面施行（令和7年4月）に向け、条例の規制対象となる飲食店に対し、制度内容の周知や支援策の利用促進を重点的に行う。

また、法や府条例に基づく原則屋内禁煙の取組みが進むにつれ、路上等での喫煙の増加が懸念されることから、市町村や民間事業者との連携による「屋外分煙所」のモデル整備の促進を図る。

さらに、自らの意思で受動喫煙を避けることが難しい子どもたちを守るため、「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」に基づき、広く府民への周知啓発等を行う。

## 5 歯科保健対策の推進

### (1) 歯科保健の推進

① 8020（はちまるにいまる）運動の推進 2,505千円

多くの府民が8020（80歳で20本以上自分の歯を保つ）を達成できるよう、地域の保健医療関係者を8020推進アンバサダーとして養成し、各職種の既存の取組みと連携した歯科保健の啓発を促進する。

② 市町村口腔保健事業の支援 5,059千円

「第2次大阪府歯科口腔保健計画」の推進にあたり、健康づくり課内に設置した口腔保健支援センターにおいて、府内の歯科口腔保健に関する実態調査を実施するとともに、市町村において歯科口腔保健対策が効果的に実施されるよう、歯科口腔保健の推進に必要なデータを分析し、人材育成や情報提供等の支援を行う。

③ 大阪府生涯歯科保健推進審議会の運営等 1,809千円

「大阪府生涯歯科保健推進審議会」において、歯科保健の推進に関する施策についての調査審議を行うとともに、地区歯科医師会会員の中から「地域生涯歯科保健推進員」を市町村単位で確保し、市町村等に対して技術的指導や支援等を行う。

④ 障がい者施設における歯科口腔保健の推進 2,137千円

障がい者施設職員等を対象に作成した口腔スクリーニングツールを基に、障がい者施設における口腔衛生管理担当者の技術向上を目的とした研修会を開催する。

### (2) 地域歯科医療体制の整備

① 障がい者歯科診療体制の整備 45,484千円

（一社）大阪府歯科医師会に障がい者歯科診療センターの運営を委託するとともに、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者に対し高度かつ専門的な歯科医療が提供可能な府内の医療機関等（市町村が実施主体の施設を除く。）に対し助成する。

② 夜間緊急歯科診療体制の整備 16,000千円

（一社）大阪府歯科医師会に対して運営費補助を行い、夜間の緊急歯科診療体制を確保する。

### (3) 在宅歯科診療の推進（地域医療介護総合確保基金を活用）

① 在宅医療NST連携歯科チーム育成事業 3,473千円

在宅NST（栄養サポートチーム）等と連携し、在宅療養者の経口摂取支援を行う歯科医療人材の

育成に対し助成する。

- ② 新しい生活様式に対応した口腔保健指導推進事業 6, 058千円  
地域における介護施設（デイサービス施設）職員等を対象に、新しい生活様式に対応した口腔ケアに係る保健指導講習会等に対し助成する。
- (4) 歯科医療安全に関する研修会の実施等 961千円  
「歯科医療安全管理体制推進協議会」を設置し、「地域の歯科医療機関における歯科医療安全管理体制にかかる調査」の実施、調査結果に基づく報告書の作成、及び歯科医療安全に関する研修会を開催する。
- (5) 歯科衛生士等養成施設等の指定等 93千円  
歯科衛生士、歯科技工士の養成施設を指定・監督し、運営の質の維持を図る。
- (6) 医科歯科連携の推進（地域医療介護総合確保基金を活用） 58, 678千円  
脳卒中患者等が継続的に口腔機能管理を受けられるよう、府内の病院に各地域の歯科医師・歯科衛生士を派遣し研修や専門的助言を実施することで、医科歯科連携推進を図る。

## 6 栄養施策の推進

- (1) 食育の推進 2, 429千円
  - ① 食環境の整備  
生活習慣病の一次予防として、高校、大学、若年者、中高年へのライフステージに応じた食育推進、飲食店等のメニューの栄養成分表示やヘルシー化の環境づくり等を促進する。  
さらに、「第3次大阪府食育推進計画」に基づき、毎月19日を「野菜バリバリ朝食モリモリ推進の日」、8月を「食育推進強化月間」と定め、食育についての啓発を行うとともに、「野菜バリバリ朝食モリモリ！みんなで育む元気な食」を合言葉に、より一層の実践につなげる食育を推進する。
  - ② 食生活改善対策の推進  
食生活改善連絡協議会と連携して、食生活改善推進員リーダー研修を実施し、地域に密着した活動を行っている食育ボランティア等の活動を推進する。
- (2) 病院や福祉施設等に設置される特定給食施設への指導 1, 729千円  
施設訪問等により専門的な知識や技術の指導等を行い、適切な栄養管理を通じて健康増進を図る。
- (3) 国民健康・栄養調査の実施 6, 510千円  
「健康増進法」に基づき、府民の健康状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査する。
- (4) 管理栄養士実習の実施 493千円  
「栄養士法」に基づき「公衆栄養学」に係る臨地実習を行う。
- (5) 栄養士免許の交付等 626千円  
「栄養士法」に基づき、栄養士及び管理栄養士の免許に係る事務を行う。
- (6) 大阪府食育推進計画評価審議会の運営等 711千円  
「第3次大阪府食育推進計画」に基づき、府民運動としての食育をより一層推進するため、「大阪府食育推進計画評価審議会」等を運営する。
- (7) ワクワクEXPO with 第19回食育推進全国大会 9, 446千円  
万博コンセプトである「未来社会の実験場」に即した食に特化したイベントとして、令和6年度に開催を予定している「第19回食育推進全国大会」の企画・調整を行う。

## 健康推進室 国民健康保険課

### 1 国民健康保険事業の運営

医療保険制度は、昭和 36 年に国民皆保険制度が確立され、現在、健康保険、共済組合、国民健康保険等に分かれている。本府では、引き続き府民が安心して必要な医療が受けられるよう、平成 30 年度から大阪府内の市町村とともに国民健康保険の保険者となり、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、保険料率等の統一による「被保険者間の負担の公平化」と市町村・府民の「予防・健康づくり、医療費適正化へのインセンティブの強化」を進め、国民健康保険事業の運営の安定化を目指す。

また、令和 5 年度は現行方針の対象期間の最終年度であるため、方針の改定を行う。

《国民健康保険の加入状況（令和 5 年 2 月末現在）》

保険者数	市町村	4 3
	国民健康保険組合	1 5
世帯数		1, 2 7 4, 1 3 0 世帯
被保険者数		1, 8 8 4, 6 3 6 人

#### (1) 国民健康保険特別会計への繰出し

大阪府が保険者として行う事業を運営するために必要な経費を国民健康保険特別会計に繰り出す。

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| ① 国民健康保険特別会計繰出金（義務）      | 5 5, 8 6 3, 5 7 1 千円 |
| (ア) 国民健康保険都道府県繰出金        | 4 6, 6 5 2, 4 6 8 千円 |
| (イ) 国民健康保険高額医療費繰出金       | 8, 3 5 5, 7 1 9 千円   |
| (ウ) 特定健診・特定保健指導公費負担事業繰出金 | 8 5 5, 3 8 4 千円      |
| ② 国民健康保険特別会計繰出金（政策）      | 1 1 6, 2 9 5 千円      |
| (2) 国民健康保険基盤安定事業費負担金     | 4 0, 6 1 5, 3 1 9 千円 |

市町村が行う低所得者の保険料軽減に対し公費による助成を行うことにより、国保財政の基盤安定を図る。

#### (3) 国民健康保険特別会計の運営

8 1 4, 8 3 0, 4 4 1 千円

国民健康保険の安定的な財政運営、事業の効率的な実施の確保等国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たし、国保事業運営の安定化を図るため、大阪府国民健康保険特別会計を設置・運営し、必要な経費を支出する。

このうち、被保険者の予防・健康づくり、医療費適正化の推進に向けて、次のとおり保健事業を行う。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ① 国民健康保険ヘルスアップ支援事業費 | 7 9, 5 7 2 千円 |
|---------------------|---------------|
- 市町村国保との共同保険者として、被保険者の予防・健康づくりの推進や、医療費の適正化を図るため、各市町村の地域や個別の課題に応じた支援を強化し、市町村における保健事業の質の向上（好事例の創出・横展開）や、国の保険者努力支援制度における評価点獲得を図る。

- (ア) 市町村保健事業への介入支援  
市町村に有識者と共に赴き、助言等の個別支援を実施する。
- (イ) 糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業  
専門医、かかりつけ医、市町村との連携体制構築、継続支援を実施する。
- (ウ) 保健事業の充実のための人材確保・支援事業  
市町村の保健師や栄養士等を対象に、保健事業に必要なデータ分析や施策立案手法を身に付けるセミナーを実施する。
- (エ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進  
高齢者の実態把握と、**KDB** データの分析を行い、効果的な一体的実施の推進を支援する。
- (オ) 府域の地域診断事業  
地域ごとの特性を分析したシートを作成し、市町村のデータヘルス推進を支援する。

② 特定健診受診率向上プロジェクト事業費 69,275千円

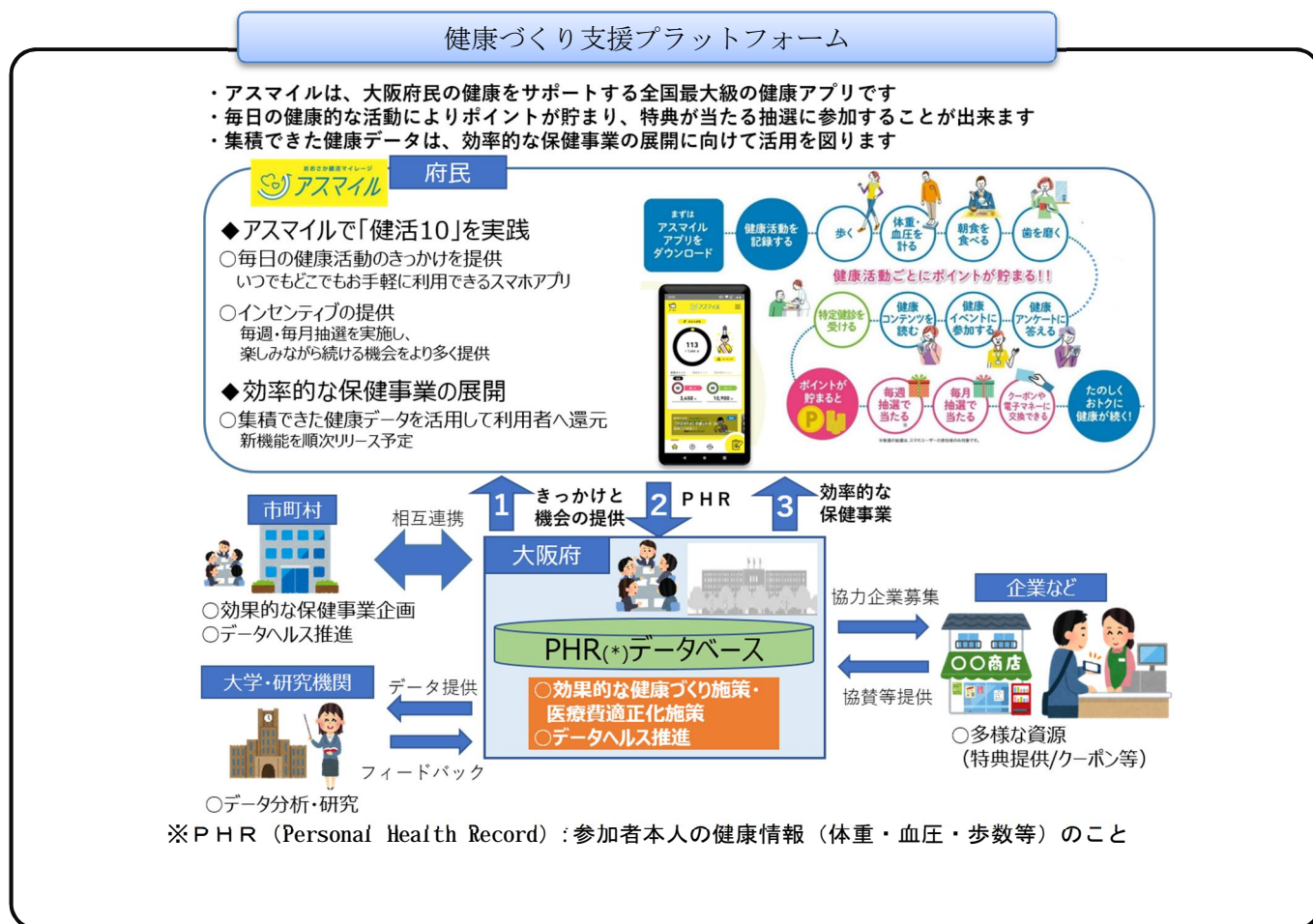
全国の中で低位にある市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上に向けて、アスマイルにおいて生活習慣病の発症確率を下げるための、個人ごとの主体的な健康づくりを勧奨するモデル（伴走型支援機能）の構築を行い、国保被保険者の予防・健康づくりの充実を図る。

③ 健康づくり支援プラットフォーム事業費 (特別会計分) 207,650千円

国保被保険者に係る「おおさか健活マイレージ アスマイル」を展開する。

(4) 健康づくり支援プラットフォーム整備等事業 (一般会計分) 363,100千円

個人インセンティブを活用した府民の継続的かつ自発的な健康づくりの促進及び特定健診や歩数等のデータ蓄積・分析体制の整備のため、「おおさか健活マイレージ アスマイル」を展開する。



## 2 後期高齢者医療制度の安定化

大阪府後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療制度に対し、その運営の安定化を図るため、次のとおり財政支援を行う。

(対象者) 1, 252, 131人(令和5年2月末現在)

- ・75歳以上の者
- ・65歳から74歳の者であって、一定の障がい状態にある旨の大阪府後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

(1) 後期高齢者医療給付費負担金 102, 712, 896千円  
高齢者の医療の確保に関する法律に係る給付額の府費負担分を大阪府後期高齢者医療広域連合に交付する。

(2) 後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金 20, 381, 710千円  
高齢者の医療の確保に関する法律に係る低所得者等の保険料軽減額の府費負担分を市町村に交付する。

(3) 後期高齢者医療高額医療費負担金 8, 390, 137千円  
レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、80万円を超える額の府費負担分を大阪府後期高齢者医療広域連合に交付する。

3 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会の運営 1, 922千円  
市町村等が行った保険料や給付についての処分(決定)に対する、不服申立ての審理・裁決を行う審査会を運営する。

4 保険医療機関等への関係規則等の周知 16, 990千円  
「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険医療機関等又は保険医等に対し、保険給付に係る診療内容や診療報酬の請求に関する関係規則及び規程等の周知徹底を効果的・効率的に行うため、医療関係団体に対して、講習事務を委託し実施する。

5 医療費適正化計画の推進 1, 089千円  
生活習慣病の発症・重症化予防の推進等により、府民の生活の質を確保・向上する形で医療の効率化を図り、医療費の適正化をめざす「第3期大阪府医療費適正化計画」(平成30年度から令和5年度)の実施状況を検証するため、「大阪府医療費適正化計画推進審議会」を設置し、その意見等を踏まえ、計画の効率的な推進を図る。

加えて、令和5年度は現行計画の最終年度であるため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、現行計画の進捗状況の調査及び分析を行うとともに、国における「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」等を踏まえ、次期計画の策定を行う。

## 1 水道等の整備の推進

人口減少等に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大、技術職員の確保等の水道事業が抱える課題に対応し、将来にわたり安全な水を安定的に供給していくため、「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」に基づき府域一水道に向けた広域化を推進する。

また、「大阪府広域的水道整備計画」に基づき、広域的な水道施設整備や水質監視等、水道事業の基盤強化を図る。

### (1) 水道の広域化及び衛生確保の推進

6, 223千円

#### ① 広域化の推進等

法定協議会につながる府域全水道事業者が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」の検討報告書を土台として、府域一水道に向けた具体的な取組みについてさらに検討を進める。

また、水道事業者間の広域的な連携を推進するため、「大阪府水道基盤強化計画」の策定を行い、その実現方策に向けた具体的な取組を推進していく。

#### ② 水道施設等への維持管理指導

水道施設への立入検査等を実施し、適切な維持管理が行われるよう水道事業者等に対し指導する。  
(水道法施行令第15条により府内33市町村が知事の権限)

さらに、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置者に対し、その衛生管理について指導・啓発を行う。

#### ③ 水質監視の徹底

「大阪府水道水質管理計画」に基づき、府域水道事業者と協力し、水道水源において水質監視や未規制化学物質等の調査を行う。また、各水質検査機関の検査の精度管理に取り組む。

さらに、クリプトスポリジウム対策が必要な水道事業者等に対し、浄水管理の強化と水道原水・浄水における水質監視を指導し、水道水の安全を確保する。

#### ④ 飲用井戸設置者等への指導等

飲用井戸設置者等に対し、「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」に基づき適正な管理についての指導・啓発を行うとともに、地下水汚染判明時には、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき関係機関と協力し、汚染井戸周辺地区調査を実施する。

#### ⑤ 災害時における既存井戸等の有効活用による生活用水の確保

市町村と協力し、「災害時協力井戸」の登録を推進する。

### (2) 水道施設・管路の耐震化等の推進

1, 725, 490千円

水道事業者等が実施する水道施設・管路耐震化事業等に対し国の生活基盤施設耐震化等交付金を交付し、老朽化対策、耐震化を推進する。

また、大規模災害時等においては「大阪広域水道震災対策相互応援協定」等に基づき広域的な対応を行う。

## 2 環境衛生施設における衛生の確保

施設の監視指導や知識の普及啓発等により、生活に身近な生活衛生関係営業施設や遊泳場、墓地、納骨堂、火葬場等の施設の衛生水準の向上を図る。

また、理容師法及び美容師法で規定する理容師養成施設及び美容師養成施設の指定・監督等を行う。



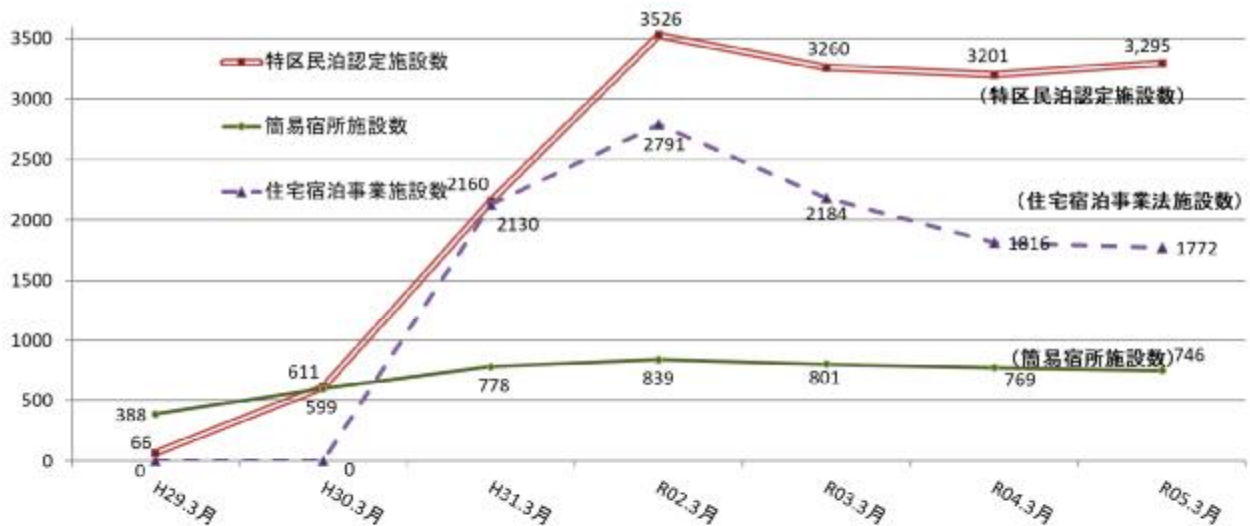
- (1) 公衆浴場や理美容業等の生活衛生関係営業施設への指導等の実施 32,849千円  
生活衛生関係営業施設（旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業）に対し、環境衛生監視員による監視指導、科学的検査及び講習会等を実施する。

また、施設の自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、業界の活性化と経営の安定化のため、指導・援助を行う。

- (2) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定・指導等の実施 558千円  
「国家戦略特別区域法」第13条の規定に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定を行うとともに、認定後の指導・立入検査を行う。

- (3) 住宅宿泊事業届出施設への指導等の実施 699千円  
「住宅宿泊事業法」に基づく住宅宿泊事業者の届出の受理を行うとともに、届出者に対して設備基準確認のため、指導・立入検査を行う。

《府内民泊施設推移》



- (4) 遊泳場等への立入検査等の実施 6,095千円  
「大阪府遊泳場条例」に基づき、海水浴場及びプールにおける衛生基準の遵守、利用者の安全確保を徹底させるため立入検査を行うとともに、施設管理者に対して、随時、衛生管理講習会等を実施する。

- (5) 墓地等に対する指導等の実施 144千円  
「墓地、埋葬等に関する法律」及び「大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例」に基づき、墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可を行うとともに、管理等の指導を行う。  
また、化製場、動物飼養場、産汚物関係施設についても、必要に応じて監視指導を行う。

- (6) 温泉の保護及び温泉利用施設への立入検査の実施 982千円  
「温泉法」に基づき、温泉保護や可燃性天然ガスによる災害の防止の観点から、温泉掘削及び動力装置設置等について「大阪府環境審議会」への諮問・答申を経て許可を行うとともに、温泉利用施設への立入指導等を行う。

- (7) 理容師及び美容師養成施設の指定等 84千円  
「第4次一括法」の施行に伴い国から移管された、理容師養成施設及び美容師養成施設を指定・

監督を行う。

### 3 生活環境における衛生の確保

府民の健康を保持・増進していく上で、生活に身近な住居等における衛生面・安全面での快適な環境の確保が必要であることから、住居衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、ビル等建築物や浄化槽等に対し環境衛生の確保についての指導を行う。

また、家庭用品について、必要な検査、指導を実施することにより安全性を確保する。

#### (1) 乳幼児繊維製品や家庭用の洗剤・エアゾル製品等に関する試買検査の実施 373千円

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、衣料品や洗剤等の一般消費者の生活の用に供される製品を原因とする健康被害を防止するため、販売店舗等から家庭用品を試買し、有害物質に係る検査を実施する。

#### (2) 特定建築物等への立入検査等の実施 11,300千円

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物所有者等に対し、適正な維持管理が行われるよう指導するとともに、建築物衛生管理業の事業者登録に係る事務及び建築物衛生管理業者への現場指導を行う。

#### (3) 浄化槽等による環境衛生の確保

##### ① 合併処理浄化槽の普及促進 12,975千円

下水道整備が非効率な地域を対象とし、市町村が浄化槽の設置を行う者に対し設置に要する費用を助成する「浄化槽設置整備事業」及び市町村が事業主体となって各戸に合併処理浄化槽を設置し、使用料を徴収して管理・運営する「公共浄化槽整備推進事業」について、補助事業を実施する。

また、浄化槽汚泥等を処理するし尿処理施設の老朽化等の問題に対し、処理体制の再構築を図る。

##### ② 浄化槽及びし尿処理施設への維持管理指導 2,229千円

「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、浄化槽及びし尿処理施設に立入検査等を実施し、適正な維持管理が行われるよう指導・啓発する。

##### ③ 浄化槽保守点検業等への立入指導 1,160千円

「大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、浄化槽保守点検業の登録事務並びに保守点検業者への立入指導を実施するとともに、浄化槽管理士に対し研修を開催し浄化槽の保守点検に関する知識及び技術の向上を図る。下水道終末処理施設について、適正な維持管理が行われるよう指導する。

##### ④ 水質検査の実施等（指定地域特定施設の維持管理指導）

「水質汚濁防止法」に基づき、「指定地域特定施設」である201人～500人槽の浄化槽について水質検査等を実施するとともに、排水基準等の遵守を指導する。

### 4 環境保健調査の実施

大気汚染等による府民の健康被害を未然に防止するため、大気中の粒子状物質等にかかる健康影響を把握する。

#### (1) 環境保健サーベイランス調査の実施 1,592千円

地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を観察するための基礎となる健康モニタリングデータを集積する。

#### (2) 光化学スモッグ被害調査の実施

光化学スモッグによる被害等の調査をする必要があると認めたときに、現地調査等を実施する。

**(3) 保健所における相談対応等の実施**

保健所において所管区域状況の把握、環境汚染にかかる相談対応、啓発等の環境保健業務を実施するとともに、関係機関と連携して住民健康調査を実施する。

1 医薬品・医療機器等の安全確保

医薬品・医療機器等について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）等関係法令に基づき、品質、有効性及び安全性を確保するとともに、適正な使用に関する啓発及び知識の普及を図る。

(1) 医薬品等製造販売業者等への監視指導

32,415千円

「医薬品医療機器等法」に基づき、医薬品・医療機器等の製造販売業、製造業、及び薬局・医薬品販売業等の許可及び承認、並びに登録販売者の販売従事登録等を適正に行う。

また、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保と、医薬品の適正な調剤及び医薬品・医療機器等の適正な販売がなされるよう、製造販売業者、製造業者、薬局開設者、医薬品販売業者及び医療機器（再生医療等製品を含む。）販売業者に対する立入検査を行うとともに、収去試験を実施し、品質を確認する。

さらに、医薬品成分の配合が疑われる健康食品（薬効標榜等）の買上げ検査を行い、医薬品成分が検出された場合には製品名を公表するなど、健康食品による健康被害の未然及び拡大防止を図る。

(2) 毒物劇物業務上取扱者等への監視指導

577千円

毒物劇物の製造、輸入、販売業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者等に対し、立入指導及び講習会を実施するなど、毒物劇物による危害発生の防止を図る。

(3) 薬局の在宅医療への参画（地域医療介護総合確保基金を活用）

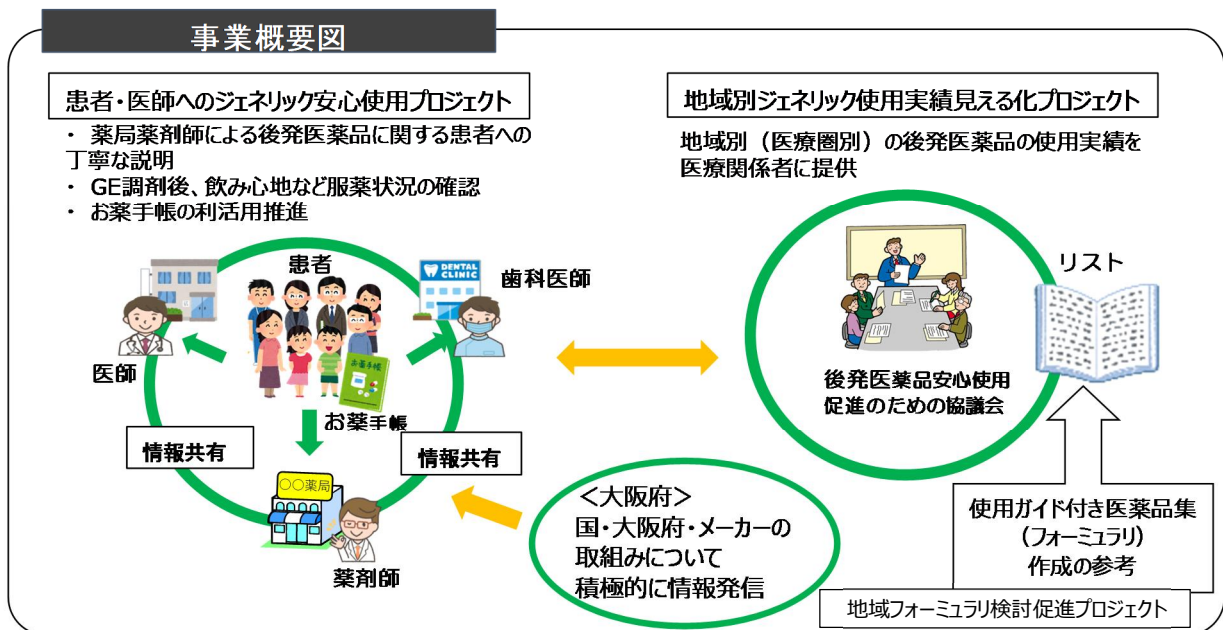
8,000千円

薬局薬剤師と多職種との連携強化促進研修及び小児在宅医療やターミナルケア等、高度多様化する在宅患者ニーズに対応できる薬剤師の育成研修に対し助成し、在宅医療に参画する薬剤師の質や地域連携薬局等の向上に寄与することで、患者のより良い薬剤管理に繋げる。

(4) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の安心使用促進

11,040千円

薬局薬剤師の丁寧な説明と服薬状況の確認等の取り組みや地域におけるフォーミュラリの作成を支援するなど、医薬品全般の適正使用の推進を通じて患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用できる環境づくりを行う。



(5) 医薬品・医療機器の開発と実現に向けた創薬支援の推進 1,941千円

分散型治験など新たな治験方法にスムーズかつ適切に対応できるよう府内の治験環境の整備を促す。

また、医薬基盤・健康・栄養研究所等の研究開発機関や、治験の現場を担う医療機関、製薬団体等と連携して、彩都バイオクラスターに集約されている研究機関及び製薬関連産業団体、大阪府等の産学官が共同で最新の知見や状況等を内外に情報発信するとともに、情報交換を行うフォーラムを開催する。

2 覚醒剤及び危険ドラッグ等薬物乱用防止対策

青少年をはじめとする府民の覚醒剤及び危険ドラッグ等の薬物乱用防止を推進するため、警察、学校等の関係機関と連携し啓発を行うとともに、「医薬品医療機器等法」「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」等に基づき監視指導を行う。

(1) 薬物乱用防止の普及・啓発 4,373千円

「大阪薬物乱用『ダメ。ゼッタイ。』第五次戦略」に基づき、関係機関・団体等と連携し、府民に対して「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の薬物乱用防止啓発事業を行う。

また、検挙人員が急増している大麻について、若年層にターゲットを絞った啓発を行うことで正しい知識を普及し、薬物に関する理解度を上げていく。

《薬物事犯の検挙人員の推移（大阪府）》 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
覚醒剤	1,296	1,142	1,071	986	833
大麻	333	412	455	464	580
麻薬	24	39	30	30	63
あへん	0	0	1	0	2
合計	1,653	1,593	1,557	1,480	1,478

(大阪府警察資料による)

(2) 麻薬覚醒剤等の取締対策 5,242千円

麻薬覚醒剤等取扱者の免許・指定事務及びこれらの施設への立入指導を行う。

また、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と協力しながら「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき継続的に知事指定薬物の指定を行い、危険ドラッグの乱用による保健衛生上の危害発生の防止を図る。

## 1 食品の安全対策の推進

食品の安全性を確保し、府民の健康を守るため、「大阪府食の安全安心推進計画」、「大阪府食品衛生監視指導計画」を策定し、「食品衛生法」等関係法令に基づく食品・施設の監視指導を実施するとともに、健康被害を防止するための情報提供や事業者の取組支援を行う等、食中毒の防止等の普及啓発を行う。

### (1) 監視指導等の実施

82,817千円

「食品衛生法」に基づき、飲食店営業等の食品関係施設の営業許可を行うとともに、食中毒予防の徹底を図るために次の施策を推進する。

#### ① 食品関係施設への監視指導

「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設に対し、保健所、食品衛生広域監視センター、市場食品衛生検査所等の食品衛生監視員による監視指導を実施する。特に、広域的に流通する食品等の製造施設、仕出し弁当調製施設等の大量調理施設、集団給食施設等について重点的に監視指導を実施する。

また、輸入食品の安全性確保を図るため、残留農薬、添加物等各種検査を実施する。

#### ② HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の取組支援等

各種業界団体等と協力し、HACCPセミナーの開催や食品衛生講習会への出務を行うとともに、施設の監視指導時に、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、事業者の実態に応じてHACCPの取組みを支援する。また、消費者に対しHACCPの考え方を普及し、事業者の意識向上につなげる。

#### ③ ふぐを処理する施設への監視指導等

「大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例」に基づき、ふぐ処理試験を実施し、ふぐを安全に処理するためのふぐ処理者を認定する。

また、食品衛生法に基づく許可等において、ふぐを処理する施設に対して監視指導を実施する。

#### ④ 大阪府中央卸売市場等における食品取扱施設への監視指導等

大阪府中央卸売市場及び加工食品卸売団地における食品取扱施設の監視指導を実施する。

また、仲買業者等に対して、食品衛生普及のための啓発を実施する。

#### ⑤ と畜場設置者等への指導等

と畜場に搬入される獣畜について、疾病り患獣畜の排除に努めるとともに、と畜場の設置者、管理者及びと畜業者に対して「と畜場法」に基づく指導を行う。

また、と畜場から搬出される枝肉等の監視、残留抗菌性物質等の検査及びと畜場内の食品加工施設への監視指導を実施する。

HACCPに沿った施設の衛生管理が適切に行われているかについて、と畜検査員による外部検証を実施し、と畜場の設置者又は管理者に適切な助言を行う。

また、BSE（牛海綿状脳症）対策として、と畜場に搬入される月齢24か月以上の牛のうち、生体検査において神経症状又は全身症状を示す牛のBSE検査を行うとともに、と畜するすべての牛について特定危険部位除去等に係る分別管理が実施されていることを確認する。

#### ⑥ 食鳥処理施設への監視指導等

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、検査対象施設（年間30万羽を超えて処理する施設）における食鳥検査を実施し疾病り患食鳥肉を排除するとともに、全ての食鳥処理施

設について、監視指導及び収去検査等を実施する。

また、HACCPに沿った施設の衛生管理が適切に行われているかについて、食鳥検査員による外部検証を実施し、食鳥処理場の設置者又は管理者に適切な助言を行う。

⑦ 調理師等養成施設の指定等

調理師養成施設や製菓衛生師養成施設の指定・監督及び食品衛生管理者等養成施設や食鳥処理衛生管理者養成施設等の登録等を行うとともに、生活衛生同業組合振興計画の認定を行う。

(2) 各種検査・調査の実施

7, 855千円

府内に流通する食品等について、販売店、製造施設、給食調理施設等に対し収去検査等を実施する。

① 規格基準検査の実施

青果物中の残留農薬、加工食品中の食品添加物、畜水産食品中の残留動物用医薬品等について、「食品衛生法」に基づく基準への適合を確認するための検査を実施する。

② 食中毒菌汚染実態調査の実施

食肉、生食用鮮魚介類等、食中毒菌及びウイルス等による汚染の可能性がある食品について、汚染実態調査を実施する。

③ アレルギー物質に関する検査及び監視指導の実施

食品中のアレルギー物質について検査を行い、製造管理、適正な表示の徹底について監視指導を実施する。

④ 水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等残留実態調査の実施

水銀、PCB等暫定的規制値が定められている魚介類等の食品について、残留実態調査を実施する。

(3) 食品衛生検査施設における検査の信頼性確保

4, 940千円

食品衛生法施行令等により定められた業務管理基準に基づき、検査精度の充実を図る。

(4) 「大阪府食の安全安心推進条例」に基づく食の安全安心の推進

2, 936千円

条例に基づき策定した第4期大阪府食の安全安心推進計画に沿って、関係部局と連携して「生産から消費にいたる一連の監視指導や検査の実施」、「健康被害の未然防止や拡大防止のための情報の公表」、「食の安全安心の情報発信の推進」、「HACCPの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進」等を行う。

(5) 府民への意識啓発・普及

1, 397千円

保健所等において、食品等事業者及び府民を対象にDVD等を活用した衛生講習会を開催し、食中毒の防止や食品衛生に関する正しい知識を普及させる。また、パネルの展示、ポスターの掲示及びリーフレット・パンフレット等を用いた広報活動のほか、府民及び食品等事業者との正確な情報の共有・相互理解の推進を図るため、リスクコミュニケーションを実施する。

(6) カネミ油症患者の検診・調査の実施

24, 010千円

近畿2府4県に在住する患者の健康診断（油症検診）と追跡調査を実施するとともに、府内在住の患者を対象とした健康実態調査を実施し、カネミ油症患者の健康状態を把握する。

## 2 食品による危害への対応

食中毒等の危機発生時には迅速かつ的確な対応により危害拡大を防止する措置を講じるとともに、平常時から危機発生に備えた「大阪府食中毒対策要綱」等に基づく体制を整える。

(1) 連絡体制の整備

府内保健所、庁内関係部局、他の自治体や厚生労働省等との緊急連絡網を活用した連絡体制を整備し、迅速な情報の収集と共有化を図る。

(2) 速やかな調査・検査の実施

速やかに健康被害状況の把握、的確な措置、原因追及を行い、被害の拡大を防止するとともに、被害者への治療法の一助とするために早急に病因物質を特定する。

(3) 再発防止措置の実施

発生事案についての詳細な分析・検証を行う。その結果を基に食品等事業者に対し指導を実施し、必要に応じて営業停止等の措置を執る。

(4) 職員研修の実施

健康被害事象発生時の迅速、的確な初動対応や疫学解析手法の習得のため、机上訓練や研修会等を実施する。

《月別食中毒発生状況》

(令和4年)

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	7	0	0	0	0	2	1	0	1	2	1	0	0
患者数	39	0	0	0	0	16	1	0	3	7	12	0	0
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く

3 食品表示の適正化の推進

7, 557千円

「食品表示法」に基づく食品の適正表示の推進を図るため、食品関連施設の監視指導を行うとともに、表示制度の普及・啓発を図る。

(1) 食品表示の監視指導の実施

① 「大阪府食品衛生監視指導計画」に基づき、食品製造施設に対して期限設定の科学的・合理的根拠の確認をはじめ、安全と品質に係る適正な表示について指導を行う。

② 食品表示指導員を配置し、府内の食品販売店を巡回点検することにより、適正表示の啓発・指導、表示の真正性の確認を行う。

(2) 精米のDNA分析による品種判別調査の実施

府内で販売されている精米の表示内容の真正性を確認するためDNA分析を行う。

(3) 不適正表示に関する疑義情報の確認、措置対応

不適正表示に関する疑義情報の収集に努めるとともに、食品表示の責任を有する事業者（以下、食品関連事業者という。）を所管する国、他自治体、保健所等の関係機関に速やかに情報を回付する。なお、政令市・中核市内の府域事業者における品質事項の食品表示基準違反については、食の安全推進課が直接立入検査を行い、是正措置を図る。

(4) 表示相談と表示制度の普及啓発

府保健所及び食の安全推進課を食品表示法に関する一元的な窓口とし、食品関連事業者の表示相談に応じるとともに、業界や各種団体等からの要請に応じて食品表示法に係る講習会の講師を務め、適正表示の推進を図る。

また、消費者を対象とした食品表示教育を実施し、食品表示制度の普及啓発を図る。



## 参考資料

### 目次

1. 5類感染症への位置づけ変更後における府の対応方針
2. 第7次大阪府医療計画【概要】（平成30年3月策定）
3. 大阪府外来医療計画【概要】（令和2年3月策定）
4. 死因究明等推進計画【概要】（令和5年3月策定）
5. 大阪府医師確保計画【概要】（令和2年3月策定）
6. 大阪府循環器病対策推進計画【概要】（令和4年3月策定）
7. 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画【概要】（令和5年3月策定）
8. 大阪府アルコール健康障がい対策推進計画【概要】（平成29年3月策定）
9. 大阪府自殺対策計画【概要】（令和5年3月策定）
10. 「健康づくり関連4計画」【概要】（平成30年3月策定）
11. 第3次大阪府健康増進計画【概要】（平成30年3月策定）
12. 第3期大阪府がん対策推進計画【概要】（平成30年3月策定）
13. 第3期大阪府医療費適正化計画【概要】（平成30年3月策定）
14. 第4期大阪府食の安全安心推進計画【概要】（令和5年3月策定）

## 5類感染症への位置づけ変更後における府の対応方針（移行期間中）

### 相談体制に係る取組み

#### 相談体制

- 新相談窓口「大阪府コロナ府民相談センター」の設置・運用
- 保健所の医療相談等（※）（※）#7119、#8000、大阪府こころの健康総合センター等

### 医療提供体制に係る取組み

#### 外来・検査体制

- 外来医療における新型コロナ治療薬の薬剤費は公費で負担
- 外来対応医療機関の公表

#### 入院医療体制

- 病床確保  
（段階的に確保病床を縮小、確保病床外の病床や確保病床を有しない病院での受入推進）
- 原則医療機関間による入院調整  
（入院調整困難事例については行政による対応 進捗に応じ医療機関間による調整へ移行）
- 入院医療における新型コロナ治療薬の薬剤費は公費で負担
- 入院医療費の自己負担軽減  
（高額療養費の自己負担額から約2万円を減額（2万円未満の場合はその額））
- 大阪コロナ重症センター（野崎徳洲会・関西医科大学）運用（病床確保期間）

#### 自宅療養者への医療体制

- 自宅療養者支援サイトの掲載内容を精査するとともに、自宅療養者等に対応する医療機関名の公表を継続

#### その他

- 後遺症対策  
新相談窓口での相談対応や後遺症受診可能医療機関の公表等
- ※ 医療機関に対し、感染対策に必要な設備整備等を支援  
また、消防機関に対し、感染対策に必要な消耗品を支援

### 高齢者施設等対策

#### 保健所による感染拡大防止の相談対応等

#### 感染制御

- 施設内療養を行う施設等への補助（医療機関との連携体制確保等要件）
- 陽性者発生時の聞き取り調査（集団発生等に重点的に対応）
- 保健所やOCRT、専門家（ICN）による助言
- 施設等従事者の定期（集中的）検査、陽性者発生時の周囲の検査  
高齢者施設等「スマホ検査センター」の運用

#### 医療提供

- 行政による入院困難事例の入院調整（進捗に応じ医療機関間の調整へ移行）
- 施設等への往診・訪問看護実施医療機関等への支援

#### 施設における対策の促進

- 物資の備蓄や人材育成、感染対策研修・訓練
- 診断・治療を行う医療機関の確保

### ワクチン接種の推進（R5年度 特例臨時接種期間中）

#### 65歳以上や基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象に5～8月に1回接種 上記を含め5歳以上のすべての者を対象に9～12月に1回接種

- ワクチン接種に係る公費負担（自己負担なし）
- 接種会場の設置・運営（ホテルプリムローズ大阪接種センター）
- 接種促進支援
  - ・高齢者施設等への巡回接種・接種券の代行手配（春開始接種時のみ）
  - ・医療機関に対する個別接種協力金（市町村事業に組替えの上一部継続）
- 副反応等に係る専門医療体制や専門相談窓口の運用

※令和5年9月以降の国庫補助制度等については、今後、国において精査

### 発生動向把握等

定点報告（週次）による感染動向等の把握、国の事務連絡等を踏まえ集団発生を把握 ※移行期間中に関わらず実施

# 5類感染症への位置づけ変更に係る主な施策の方向性

## 一相談体制一

### 新型コロナウイルスに関する相談機能

事項	現在	移行期間（5月8日～）	移行後
発熱者SOS (新型コロナウイルス受診相談センター)	➢発熱等の有症状者からの相談に対し、受診可能な医療機関を案内	➢ <b>機能を統合し、新相談窓口を設置</b> (発熱者SOSの相談機能、府民向け相談窓口の健康相談機能等を統合)	➢ <b>終了</b> ただし国の方針に準拠(※)
自宅待機SOS (コロナ罹患者24時間緊急サポートセンター)	➢自宅療養者への支援受付、宿泊療養希望者の受付・療養調整		
府民向け相談窓口	➢一般的な健康相談やその他の相談		
保健所における医療相談窓口、#7119、#8000等	➢医療に関する相談	➢ <b>継続</b>	

(※)国による財政措置や移行期間の状況を踏まえ、終期については変更の可能性がある

### こころの相談窓口

事項	現在	移行期間（5月8日～）
SNS相談フリーダイヤル(コロナ専用)	➢不安やストレスなどこころのケアに関する相談	➢ <b>終了</b>
コロナ専用相談窓口	➢医療従事者及び支援者向け、療養者向け電話相談	➢ <b>終了</b>
大阪府こころの健康総合センターや保健所等	➢こころの病やこころの健康に関する相談	➢ <b>継続</b>

## 一患者の発生動向等の把握一

事項	現在	移行後（5月8日～）
感染流行状況の把握	➢発生届（4類型）(HER-SYS) ➢総数報告(HER-SYS)	週次報告 ➢ <b>定点報告（感染症サーベイランスシステム）</b> (※1) ・現行のインフルエンザ定点医療機関（府内287機関(4.21時点)） ・年齢階級別・性別の患者数(※2)
入院者数の把握	日次報告 ➢大阪府療養者情報システム(O-CIS)等で把握 ➢病院へのヒアリングで把握	➢ <b>G-MISを用いた入院者数、ICU入室者数及び人工呼吸器使用者数等の把握を一定期間継続しつつ、入院基幹定点（府内17医療機関）へ切り替え</b> (感染症サーベイランスシステムへの切り替え時期は未定) ※具体的には、今後、国から発出される事務連絡等に基づき、対応
重症者数の把握		
死亡者数の把握	➢保健所からの報告(保健所は医療機関からの報告)	➢ <b>死亡者数の公表及び報告は終了</b> ※国において、人口動態統計で総死亡数の推移を把握。また、協力可能な自治体(保健所設置市)が報告した総死亡数をもとに、超過死亡の迅速把握を検討
病原体の動向	➢全ゲノム解析実施 ※解析目標数：新規陽性者数のうち5～10%又は300～400件/週	➢ <b>ゲノム解析目標数の見直し：100件/週程度(300～400件/月)</b> 国において、5類感染症病原体サーベイランスとの関係も含めて今後検討
集団発生の把握	➢保健所から発生報告受理	➢ <b>移行期間において保健所から高齢者施設（入所）等の集団発生報告受理</b>

(※1) 医療機関がシステム導入できない場合、保健所が代行入力  
(※2) 患者数推計については、今後国において検討

## 一感染・療養状況等の公表と府民への啓発等一

事項	現在	移行期間（5月8日～）	移行後
患者の発生状況等	➢患者の発生状況を日次公表 ・陽性者数、検査件数及び陽性率、重症・死亡者数、入院・療養者数 ➢クラスター発生状況等を週次公表 ・クラスター発生状況、自費検査の検査件数等、ゲノム解析結果	➢ <b>大阪府感染症情報センターにて週1回、定点あたり患者数を公表</b> ・患者数推計について今後、国から発出される事務連絡等に基づき、季節性インフルエンザと同様の注意喚起を実施 ※5月8日以降、当面の間、府ホームページにおいても週次で定点あたり患者報告数等を公表	
大阪モデル	➢日々、感染・療養状況をモニタリングし公表 ・直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数 ・病床使用率 ・宿泊療養施設居室使用率 ・20・30代新規陽性者数の発生動向(見張り番指標)等	➢ <b>終了</b> (大阪モデルの事業目的終了のため)	
その他	➢感染・療養状況等を週次で公表(グラフによる分析等) ➢大阪府新型コロナウイルス感染症対策サイトの運営 ・陽性者数 ・病床使用率 ・検査実施件数 ・相談件数(新型コロナ受診相談センター・府民向け相談窓口)等	➢ <b>終了</b> 府ホームページ・感染症情報センターにて週次報告	
府ホームページ	➢新型コロナ関連の情報をまとめて掲載	➢ <b>継続</b> (掲載情報を精査)	
SNS等での情報発信	➢「新型コロナバーソナルサポート(LINE)」の運用・情報発信 ➢府公式SNS等での情報発信	➢ <b>継続</b> (必要に応じて発信)	➢ <b>終了</b> ➢ <b>継続</b> (必要に応じて発信)

## 一外来医療体制一

事項	現在	移行期間（5月8日～）	移行後
公費負担(検査、外来医療費)	➢検査費用(国1/2、府1/2)、外来医療費(国10/10)を公費負担	➢ <b>終了</b> 9月末まではコロナ治療に係る自己負担額は引き続き無料(※1)	
医療機関への支援(設備整備)	➢パーテーション等の整備を支援(国10/10)	➢ <b>継続</b> 新たに指定する外来対応医療機関に対し、初度設備整備支援を追加(上限50万円)	➢ <b>終了</b> ただし国の方針に準拠(※1)
医療機関への支援(休日・大型連休)	➢日曜祝日や大型連休などの診療体制確保のため、支援金を支給	➢ <b>終了</b>	
診療・検査医療機関指定・公表	➢診療・検査医療機関を指定・公表	➢ <b>外来対応医療機関を指定・公表</b>	➢ <b>終了</b> ただし国の方針に準拠(※1)
経口抗ウイルス薬の提供等	➢経口抗ウイルス薬等の提供と服薬指導等の実施	➢ <b>経口抗ウイルス薬を取り扱う薬局を公表</b>	➢ <b>終了</b> ただし国の方針に準拠(※1)
地域外来・検査センターの運営	➢検査を実施しない診療所から紹介を受けた患者の検査を地域の中核的病院に委託	➢ <b>終了</b> (一般医療体制への移行に伴い、役割を終了)	
高齢者施設等全数検査	➢高齢者施設等の従事者・入所者を対象に、陽性者発生時に全数検査を実施	➢ <b>継続</b> 施設での発生発知時に保健所判断で実施	➢ <b>終了</b> ただし国の方針に準拠(※1)
高齢者施設等定期検査	➢入所系・居住系の高齢者施設等の従事者等は3日に1回の抗原定性検査、通所系・訪問系は週1回のPCR検査を実施	➢ <b>継続</b> 通所系・訪問系も4月中に抗原定性検査に移行(※2)	➢ <b>終了</b> ただし国の方針に準拠(※1)
高齢者施設等「スマホ検査センター」	➢入所者等に症状が出た場合にスマートフォン等で検査を申込の上、検査を実施	➢ <b>継続</b> 高齢者施設等に限定し抗原定性検査に移行	➢ <b>終了</b> ただし他検査の動向等を踏まえ判断
検査キット配布センター	➢症状が軽く、速やかに療養開始を希望される場合のセルフ検査を促進するため、検査キットを配布	➢ <b>終了</b> (自己にて備蓄を呼びかけ)	
分娩前検査	➢不安を抱える妊婦等に対し、分娩前に検査を実施	➢ <b>継続</b>	➢ <b>終了</b> ただし国の方針に準拠(※1)

(※1) 冬の感染拡大に先立って、医療機関数の拡大状況等の検証を踏まえ、国において必要な対応を検討することとなっている  
(※2) 保健所設置市は各自で取り組み

－医療提供体制－

事項	現在	移行期間（5月8日～）	移行後
公費負担 （入院医療費）	➢入院医療費（国3/4、府1/4）を公費負担	➢ <b>終了</b> 9月末まではコロナ治療に係る自己負担額は引き続き無料（※1） 高額療養費制度の自己負担限度額から約2万円を減額（2万円未満の場合はその額）	
病床確保（病床確保料）	➢確保病床の管理、空床・休止病床への補助	➢ <b>継続</b> （補助単価や休止病床の範囲は見直し） 確保病床外の病床や確保病床を有しない病院での受入れを推進し、確保病床を順次縮小	➢ <b>国の検討を踏まえ対応</b> （※1）
入院調整	➢圏域での入院調整を推進	➢ <b>原則、医療機関間による入院調整</b> 入院調整困難事例については行政による対応を継続（※2）	➢ <b>終了</b>
搬送調整（民間救急）	➢民間搬送事業者による移送を実施	➢ <b>終了</b>	
医療機関支援 （特定疾病等体制確保）	➢透析治療受入支援、妊婦の分娩支援協力金、高齢者リハビリ・ケア病床体制確保	➢ <b>終了</b> （一般医療体制への移行に伴い、役割を終了）	
医療機関への支援 （設備整備）	➢重点医療機関等に設備整備費等を補助	➢ <b>受入実績等のある医療機関を支援</b> 国制度に準拠（一部対象機器の見直し）	➢ <b>終了</b> （※1）
大阪コロナ重症センター	➢野崎徳洲会大阪コロナ重症センター： 建物等リース料補助（R5.8月まで） ➢関西医科大学大阪コロナ重症センター： 補助終了（R3年度）	➢ <b>R5.8月まで補助継続</b> ➢ <b>行政による病床確保期間は運用継続</b>	➢ <b>終了</b>

（※1）冬の感染拡大に先立って、医療機関数の拡大状況等の検証を踏まえ、国において必要な対応を検討することとなっている

（※2）入院調整については、原則圏域内の入院調整の推進と、入院調整困難事例へのセーフティネット機能の構築に取り組み、一定の進捗に応じて順次医療機関間による調整へ移行

－医療提供体制－

事項	現在	移行期間（5月8日～）	移行後
入院患者待機ステーション	➢設置運営に対する補助	➢ <b>継続</b> （感染拡大状況に応じ、市町村への設備運営補助を実施）	➢ <b>国の検討を踏まえ対応</b>
トリアージ病院の指定	➢搬送先が見つからない緊急性を要する新型コロナウイルス疑い患者へのPCR検査を実施し、搬送先を選定	➢ <b>終了</b> （一般医療体制への移行に伴い、各受入医療機関において検査を実施）	
後遺症対策	➢発熱者SOSにおける相談対応や後遺症の受診可能医療機関（29医療機関）の公表、医療機関等への情報提供を実施	➢ <b>継続</b> ・相談対応は、新相談窓口で実施 ・後遺症の受診可能医療機関の公表 ・医療機関への治療法等の啓発は継続	➢ <b>終了</b> オール医療提供体制に対応 ・相談は、保健所の医療相談に対応 ・府ホームページで後遺症に関する情報発信は継続

－宿泊療養体制－

事項	現在	移行後（5月8日～）
宿泊療養施設	宿泊療養施設を確保・運用 （15施設3,684施設）	➢ <b>終了</b> （隔離措置終了のため。原則、自宅療養。医師が入院と判断した場合は入院）
臨時の医療施設 （スマイル、大阪コロナ高齢者医療介護臨時センター・ほづせんか）	➢自宅で介護サービスが受けられない高齢者等のための療養施設として2施設を確保・運用	➢ <b>終了</b> （介護的ケアが必要な在宅等の高齢者で入院が必要な場合は確保病床への入院調整を支援）
療養施設への搬送	➢民間救急や民間タクシーを確保し、搬送	➢ <b>終了</b>

－自宅療養体制－

事項	現在	移行期間（5月8日～）	移行後
通常配食サービス	➢希望者に対して配食	➢ <b>終了</b> （隔離措置終了のため。食料品の備蓄を働きかけ）	
パルスオキシメーターの貸出	➢希望者に対してパルスオキシメーターを貸出	➢ <b>終了</b> （体調の自己管理を働きかけ）	
訪問看護師による健康観察	➢訪問看護ステーション協会に委託し、実施	➢ <b>終了</b> （外来や新相談窓口での健康相談に対応）	
オンライン診療・往診	➢オンライン診療・往診センターを運用し、希望する自宅療養者に診療や薬剤処方を実施	➢ <b>終了</b> （対応可能な医療機関の公表は継続）	
自宅往診等協力金	➢自宅療養者に往診等を行う医療機関に協力金を支給	➢ <b>終了</b> （一般医療体制への移行に伴い、役割を終了）	
外来診療病院	➢受入医療機関のうち自宅療養者の診察等を行う病院を登録・公表	➢ <b>終了</b> （一般医療体制への移行に伴い、役割を終了）	
抗体治療外来医療機関	➢抗体治療を行う医療機関を登録・公表	➢ <b>終了</b> （一般医療体制への移行に伴い、役割を終了）	
外来医療機関への無料搬送	➢自宅療養者が外来を受診する際に無料で搬送（タクシー事業者に委託）	➢ <b>終了</b> （隔離措置終了に伴い、公共交通機関等利用が可能となるため）	
陽性者登録センター	➢発生届出対象外患者の陽性者登録を受付	➢ <b>終了</b> （全数把握から定点把握に切り替わるため）	
自宅療養者支援サイト	➢生活支援や医療機関情報を掲載	➢ <b>継続</b> （コロナ自宅療養者等に対応する医療機関名の公表等、掲載情報を精査）	➢ <b>終了</b> ただし国の方針に準拠（※）

（※）冬の感染拡大に先立って、医療機関数の拡大状況等の検証を踏まえ、国において必要な対応を検討することとなっている

一 高齢者施設等対策一

事項	現在	移行期間（5月8日～）	移行後	
発生報告・相談 コールセンターによる対応	発生報告受理(陽性者発生1例目から)や感染拡大防止、往診の相談対応を実施(通常回線・往診専用ダイヤル)	継続(一部縮小) 集団発生報告受理 感染拡大防止の相談対応等(往診専用ダイヤルは終了)	継続	
	発生報告や相談への対応等を24時間体制で実施	終了 (保健所による対応)		
感染制御(予防)	定期検査(集中的検査)	継続 通所系・訪問系も4月中に抗原定性検査に移行(※2)	終了 ただし国の方針に準拠(※1)	
	高齢者施設等「スマホ検査センター」	入所者等に症状が出た場合にスマートフォン等で検査を申込の上、検査を実施	継続 高齢者施設等に限定し、抗原定性検査に移行	終了 ただし他検査の動向等を踏まえ判断
感染対策備え	物資の備蓄、人材育成等	感染対策研修の実施	継続	
助言	専門家派遣事業での専門家(ICN)による助言	継続	終了	
感染制御(拡大防止)	積極的疫学調査	高齢者施設等の従事者・入所者を対象に、陽性者発生時に全数検査を実施	継続 施設での発生探知時に保健所判断で実施	終了 ただし国の方針に準拠(※1)
		施設での陽性者発生時に聞き取り調査を実施	継続 集団発生等に重点的に対応	
助言		保健所による助言	継続 集団発生等に重点的に対応	
		OCRTによる助言	継続 保健所同行を必須として対応	終了
医療提供	診断・治療	施設協力医療機関による診断・治療	継続(強化)	
		往診協力医療機関や重点往診チームによる治療	一部継続 (重点往診チームは終了) 医療機関に対する支援事業を見直し、往診・訪問看護を行う医療機関等に対して、協力金を交付	終了
入院調整	入院フォローアップセンターや保健所で入院調整	継続 (入院調整困難事例については行政による対応継続)	終了	

(※1) 冬の感染拡大に先立って、医療機関数の拡大状況等の検証を踏まえ、国において必要な対応を検討することとなっている。(※2) 保健所設置市は各自で取組み

一 保健所業務・体制整備一

事項	現在	移行期間（5月8日～）	移行後
患者把握	日次報告 発生届(4類型)(HER-SYS) 総数報告(HER-SYS)	週次報告 定点報告(感染症サーベイランスシステム)(※1) ・現行のインフルエンザ定点医療機関(府内287機関(4.21時点)) ・年齢階級別・性別の患者数(※2)	
		医療機関からの報告	死亡者数の公表及び報告は終了 ※国において、人口動態統計で総死亡数の推移を把握。また、協力可能な自治体(保健所設置市)が報告した総死亡数をもとに、超過死亡の迅速把握を検討
集団発生の把握	保健所から発生報告受理(1名から報告)		国から発出される事務連絡等を踏まえ、保健所から発生報告受理
積極的疫学調査	ファーストタッチ(4類型のみ) 高齢者施設等に重点化して対応		継続 社会福祉施設等からの報告を受け、必要に応じて調査を実施
療養支援	療養先決定や療養解除 SMS等で療養に必要な情報を提供 入院・宿泊調整 健康観察・ハルスオキシメーターの手配		移行期入院FC(※)との連携により 一部入院調整継続(※3) (※)入院FCが名称変更(5/8～)
高齢者施設等への対応	※高齢者施設等対策を参照		
公費負担、療養証明等	保健所において、公費負担申請受理や決定、就業制限や療養証明を発行		終了 (ただし、過去の申請に基づく手続きは残存)
医療相談窓口	医療に関する相談		継続
人材派遣	派遣会社を通じて保健所等に人材を派遣		入院調整・電話相談業務に係る派遣を一部継続 終了

(※1) 医療機関がシステム導入できない場合、保健所が代行入力(※2) 患者数推計については、今後国において検討  
(※3) 入院調整については、原則圏域内の入院調整の推進と、入院調整困難事例へのセーフティネット機能の構築に取り組み、一定の進捗に応じて順次医療機関間による調整へ移行

一 ワクチン接種一

事項	現在	令和5年度(特例臨時接種期間中)	令和6年度以降
公費負担	自己負担なし(国10/10)で実施	継続	(今後、国において検討)
接種会場の設置・運営	心斎橋接種センター(大規模)及びホテルプリムローズ大阪接種センターを設置・運営	縮小 (心斎橋接種センター(大規模)はR5.3末に廃止)	(国の検討を踏まえ対応)
接種促進支援	高齢者:巡回接種・接種券の代行手配	継続 (ただし、5~8月(春夏)のみ実施)	終了 (市町村及び地域の医療機関等で対応)
	高齢者以外:医療機関に対し、個別接種協力金や職域接種補助金を支給	縮小 (個別接種協力金は市町村事業に組織の上、一部継続、職域接種補助金は廃止)	終了 (地域の医療機関で対応)
副反応等対応	専門医療体制:専門医療機関10病院と支援医療機関5病院を委託により確保	継続 (専門医療機関はコストの効率化を図るとともに支援医療機関への委託を終了)	終了 (地域医療支援病院及び特定機能病院で対応)
	専門相談窓口:一般的な相談(ワクチン制度)や専門相談(副反応)に対応	継続 (深夜帯の受付を廃止のうえ実施)	終了 (一般相談は市町村、専門相談は国で対応)

# 第7次大阪府医療計画【概要】(平成30年3月策定)



## 1. 計画のポイント

### ● 地域包括ケアシステムを支える医療の充実

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステム※の構築に向け、介護等と連携し、効果的・効率的で切れ目のない医療体制の充実を図る。

※住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制



### ● 二次医療圏単位を基本とした医療体制の整備

広域医療サービス(入院医療等)を検討する際の地域単位として、8つの二次医療圏を設定し、基本的に二次医療圏毎に、病床・診療機能について、現状分析を行い、取組を検討。

## 2. 地域医療構想(病床の機能分化・連携)の推進

### ● 入院医療需要見込み

【病床機能別】

特に急性期・回復期の医療需要が増加。がんの需要が最も多いが、大腿骨頸部骨折、肺炎など、高齢者特有の疾患で特に医療需要が増加。



### ● 既存病床数と基準病床数※

【一般病床及び療養病床】

各二次医療圏とも、「既存病床数」>「基準病床数」となっている。

二次医療圏	基準病床数	既存病床数 (2017年 6月30日現在)
豊能	6,711	9,194
三島	4,745	6,636
北河内	8,342	9,940
中河内	4,534	5,893
南河内	4,097	6,665
堺市	5,695	9,496
泉州	4,847	8,918
大阪市	21,919	32,264
大阪府	60,890	89,006

【基準病床数の見込み】

- ・2025年においても府全域では、「既存病床数」>「基準病床数」となる見込み。
- ・一部二次医療圏で、「既存病床数」<「基準病床数」となる可能性があり、病床整備の可否の検討が必要。

【精神・感染症・結核病床】  
(三次医療圏(大阪府全域)で設定)

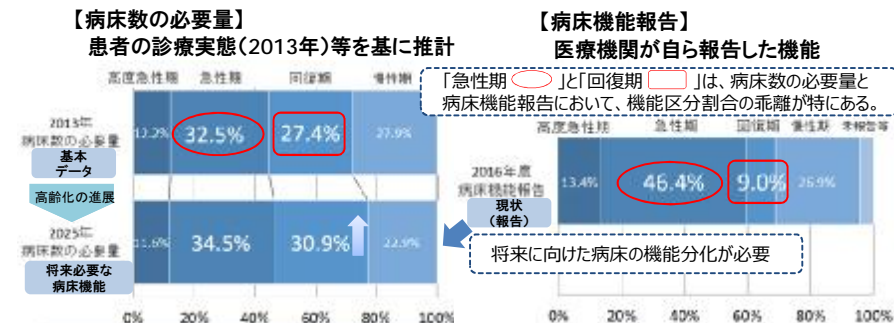
種別	基準病床数	既存病床数 (2017年 6月30日現在)
精神	17,497	18,705
感染症	78	78
結核	282	442



※医療法に基づき、医療機関の病床の適正配置を目的に設定する基準。既存病床数が基準病床数を超える地域では、病院及び有床診療所の開設、増床等は原則できない。

### ● 病床機能分化の状況と将来必要となる病床機能

- ・「病床数の必要量」は、2025年には、特に回復期の割合が増加する見込みであり、需要増加に応じた病床機能の確保が必要。
- ・現状の病床機能の指標となる「病床機能報告」は、「病床数の必要量」と病床機能区分の定義が異なり、単純な比較ができないため、病床機能報告の分析が必要。



【主な目標】

- ・2025年に必要な病床機能の確保(回復期病床の割合の増加)

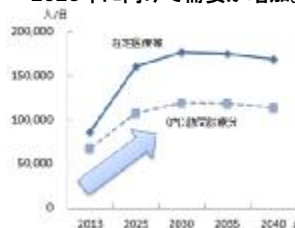
▶ 主な取組

- ・地域の医療体制を分析(病床機能・疾患別の診療実績等)し、二次医療圏の「将来のあるべき姿(指標の設定)」について、医療機関と方向性を共有した上で、医療機関の機能分化・連携を促す。
- ・将来の病床機能を検討するにあたり、基準病床数について、毎年見直しを検討する。

## 3. 在宅医療の充実

### ● 在宅医療需要の見込みと在宅医療に求められる機能

- ・2025年に向けて需要が増加。
- ・退院支援から看取りまでの体制の構築が必要。



【主な目標】

- ・在宅患者の急変時の受入体制の確保
- ・円滑な在宅復帰を支える人材・機能の確保

▶ 主な取組

- ・在宅療養後方支援病院等の在宅医療サービスの基盤整備に取組む。
- ・多職種連携を進めるため在宅医療にかかる人材の育成(研修など)を図る。

## 4. 5疾病4事業の視点からの医療体制の充実

5疾病(がん、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病、精神疾患)、4事業(救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療)について、現状・課題に応じた医療体制の充実に向けた取組を進める。

# 大阪府外来医療計画【概要】（令和2年3月策定）

## 1 外来医療計画とは

- 記載事項  
「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(医療法第30条の4第2項第10号)  
▶ 第7次大阪府医療計画に追加
- 計画の期間  
令和2(2020)年度から令和5(2023)年度の4年間

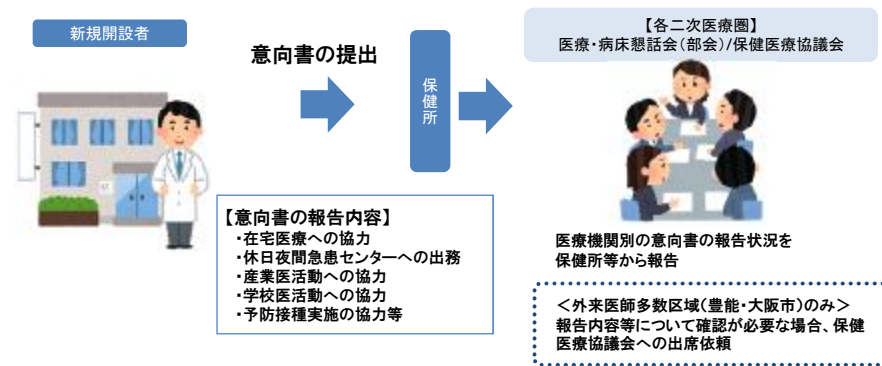
## 2 計画の取組

医療関係者の地域医療に関する知識の向上、地域医療への協力の啓発を図り、地域医療に対する行動変容を促す

(1) 外来医療機能を「見える化した情報」の医療関係者への周知

(2) 新規開設者への対応（一般診療所）

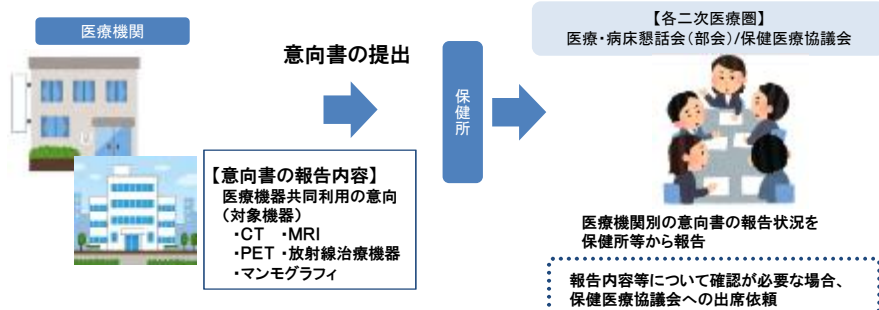
◆ 診療所開設後の「地域医療への協力に関する意向書」の提出を依頼



【目標】地域医療への協力に関する意向書の認知度100%

(3) 医療機器の新規購入・更新医療機関への対応（一般診療所・病院）

◆ 「医療機器の共同利用に関する意向書」の提出を依頼



【目標】医療機器の共同利用に関する意向書の認知度100%

## 外来医療にかかる大阪府内の状況

● 一般診療所医師の状況

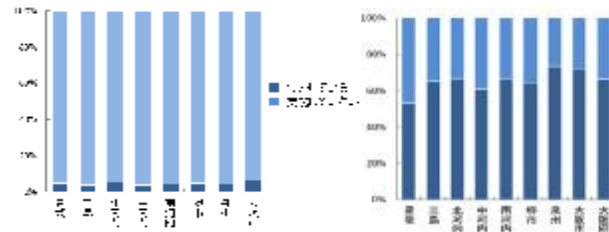
・地域間で診療所医師には偏在があり、豊能と大阪府が外来医師多数区域となっている。

二次医療圏	外来医師偏在指標		二次医療圏	外来医師偏在指標	
	全国順位	値		全国順位	値
大阪市 (外来医師多数区域)	14	138.3	堺市	143	101.2
豊能 (外来医師多数区域)	76	112.3	北河内	145	101.0
【参考】全国		106.3	泉州	146	100.7
中河内	123	103.9	三島	149	100.2
南河内	136	102.7			

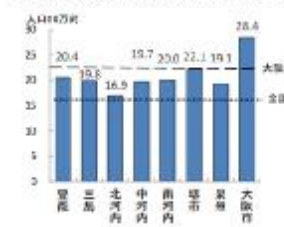
● 外来医療機能等にかかる状況

・時間外の外来診療、在宅医療(訪問診療)、産業医、学校医は、地域の医師によって支えられているが、一般診療所医師は60代以上が約半数を占め、新規開業者の地域医療への協力が必要。

◆ 一般診療所の時間外診療(日曜日・祝日)状況(令和元年) ◆ 学校医の出務の有無(令和元年)



◆ 人口10万人対訪問診療実施施設数(平成20年)



◆ 年齢別医師の状況(平成30年)



● 医療機器の配置状況等

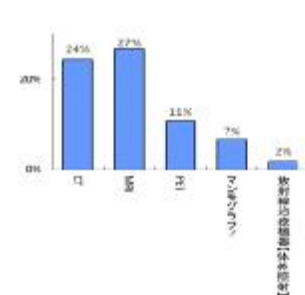
・府内医療機関の人口当たりの医療機器数は、全国と大きな差はない。

・CT・MRI等の医療機器は、20%強の一般診療所が共同利用の希望がある。

◆ 調整人口当たりの医療機器保有台数

二次医療圏	調整人口あたり台数			
	CT	MRI	PET	マンモグラフィ
豊能	8.8	4.2	0.91	2.3
三島	9.6	3.8	0.27	2.9
北河内	8.0	4.2	0.25	2.5
中河内	7.2	4.0	0.36	2.6
南河内	9.9	5.0	0.46	2.7
堺市	9.2	4.2	0.24	2.1
泉州	12.1	4.0	0.34	2.4
大阪市	12.5	5.6	0.86	3.6
大阪府	10.2	4.6	0.54	2.8
全国	11.1	5.3	0.61	3.4

◆ 医療機器別共同利用の希望一般診療所数の割合(令和元年)



# ■「大阪府死因究明等推進計画」【概要】（令和5年3月策定）

## 1. 基本的事項

### ● 計画の趣旨

死因究明等推進基本法に基づき閣議決定された「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、府における死因究明と身元確認に関する施策を進めるため策定するもの

### ● 計画の位置づけ

「死因究明等推進基本法」にもとづき令和3年6月に閣議決定した「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた施策の実施等を促すため、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定

### ● 計画期間

令和5年度～令和7年度（3年間）

## 2. 現状と課題

### ＜現状＞

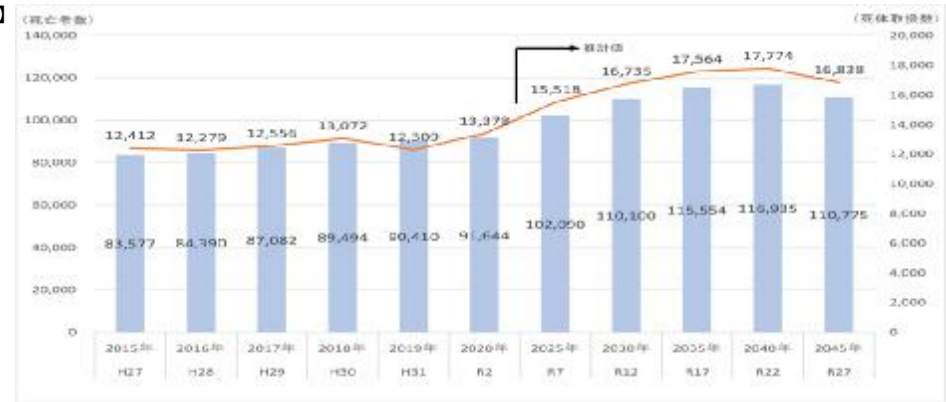
- ① 府内死亡者数の増加に伴い、死因不明の死体取扱数の増加見込（2040年ピーク時は、2020年比約1.3倍の17,774件）【図1】
- ② 監察医制度のない大阪市以外での死亡時画像診断が限定的（市内1,876件、市外53件）
- ③ 在宅での看取りが円滑に進むよう「人生会議」を周知啓発
- ④ 大規模災害時には、多数の死者、身元不明者が発生見込



### ＜抽出された課題＞

- ① 死因究明等に関わる人材の確保と育成
- ② 大阪市内と大阪市以外の死因究明体制の均てん化
- ③ 死因究明等の制度に関する周知啓発等
- ④ 大規模災害に備えた身元確認調査体制の整備

【図1】



## 3. 計画の基本方針等

課題を踏まえ、次の基本方針を念頭に、4つの重点施策を推進する。

- 【基本方針】**
- 2040年の超高齢多死社会を見据え、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の体制を府域全体で整備していく。
  - 体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

4つの重点施策	主な取組内容	主な目標	
1 死因診断体制の整備	(1) 臨床医向け研修 (2) 人材の確保・育成 (3) 歯科医師への研修 (4) 検案サポート医体制の検討 (5) 救急医療機関との相談体制構築 (6) 警察医への情報提供	死因診断の重要性に対する理解促進 等 府内医学系5大学へのヒアリングを実施 歯牙による身元確認対応が可能な歯科医師の育成とスキルアップ 死亡時画像診断に係る読影技術向上研修 救急医と監察医による死因判定等の意見交換 等 捜査への影響等に留意した司法解剖結果等の情報提供	・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数 毎年100名以上 ・監察医事務所での実習生受け入れ数 年間10名以上 ・監察医の委嘱数 3年間で5名以上（初年度に実効性のある対応を実施） ・大阪市外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり ・大阪市内の救急医療機関と監察医の意見交換を継続し、日頃から相談できる体制構築
2 適切な検査・解剖体制の構築	(1) 死亡時画像診断の導入及び活用 (2) 遺族感情に配慮した対応 (3) データの利活用	モデル地域における試行実施の効果検証と、他地域への展開 等 市外の均てん化を進めるための国モデル事業を通じたノウハウ蓄積 等 監察医事務所データベースを公衆衛生の向上と疾病予防等に活用 等	・大阪市外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できるよう、必要となる施設設備の導入促進や警察医のバックアップなど、地域の状況に応じた仕組みづくり ・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回） ・公衆衛生向上に資する府民や関係機関への効果的な情報提供
3 施設の連携・強化	(1) 法医学教室等との連携推進 (2) 監察医事務所の設備等の対策	府内医学系5大学等と連携した検査・解剖体制の構築 等 国の補助金等を活用しながら施設や設備の充実 等	・大阪市外の死因究明体制の課題等について再整理 ・監察医事務所の施設や設備充実
4 施策推進のための環境整備	(1) 府民啓発 (2) 警察における検視体制の充実 (3) 身元確認体制の整備	人生会議を通じた死因調査体制の理解促進 等 署員のレベルアップの取組継続等による検視官の効率的運用 等 大規模災害の発生に備えた関係者間での情報共有 等	・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化 ・身元確認のための歯牙情報のデータベース化に取り組む好事例の共有 ・大規模災害発災を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内）

## 4. 推進体制等

- 大阪府死因調査等協議会を構成する関係者間で協議や調整をしながら連携して対応することが不可欠であり、それぞれの役割の中でその役割を果たしていく
- 本計画に記載している方向性や目標に対し、取組内容や結果について、毎年、大阪府死因調査等協議会の場において報告するとともに、進捗状況を確認
- 計画期間内であっても、社会情勢や死因究明等を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じてこの計画を柔軟に見直す



# 大阪府医師確保計画【概要】（令和2年3月策定）

## 1 計画のポイント(医師確保の方針)

- 平成30年7月の医療法改正により、都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うため策定
- 医療計画の中で新たに「医師の確保に関する事項」として位置づけ
- 計画期間は3年(最初の計画に限り4年間)で、以降3年毎に見直し

## ● 府の実情をふまえた独自の調査・分析による必要となる医師数の算出

国の示す医師偏在指標等(※)も踏まえつつ、府独自で地域の医療需要や医師の勤務実態等を調査・分析し算出

※医師偏在指標：国が、全国の二次医療圏ごとに、医師偏在の状況を客観的に示した指標。全国の335の二次医療圏(47都道府県)のうち、上位1/3を医師多数区域(都道府県)に、下位1/3を医師少数区域(都道府県)にそれぞれ設定。

## ● 府内の診療科偏在と地域偏在に対応するための取組推進

地域医療支援センターの取組強化や、キャリア形成プログラム、勤務環境改善の取組、産婦人科・小児科における医療提供体制の検討等を通じた偏在対策推進

## ● 「医師確保」「地域医療構想」「医師の働き方改革」を三位一体で推進

医療機関ごとの担うべき機能の議論を踏まえた医師の派遣調整や、R6年度からの医師の時間外労働上限規制導入を踏まえた医師確保の取組、産婦人科・小児科における医療機関の集約化シミュレーションの検討などにより、持続可能な医療提供体制を確保

## 2 医師確保の現状と課題

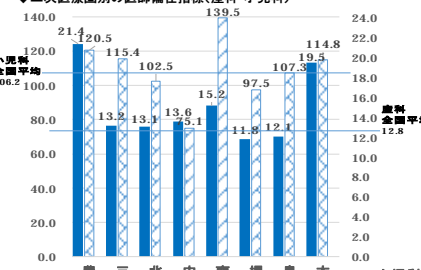
- 国が目標と定める地域偏在解消年の2036年と2017年比較で府域の医療需要は10%の増となり、医療提供体制の確保が課題
- 医師の地域偏在と診療科偏在、勤務環境改善が課題

◆二次医療圏ごとの比較では偏在が見られる  
◆二次医療圏別の医師偏在指標



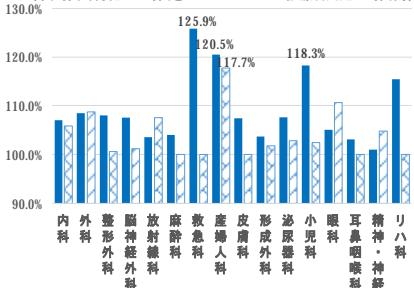
出典 厚生労働省 医師偏在指標

◆産科・小児科の圏域間偏在が見られる  
中河内の小児科は、全国下位3分の1以下に当たる相対的医師少数区域に該当  
◆二次医療圏別の医師偏在指標(産科・小児科)



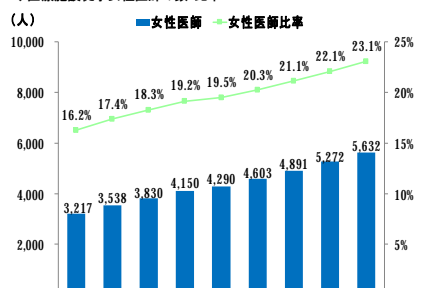
出典 厚生労働省 医師偏在指標

◆医師の時間外労働が多く、診療科にもばらつき  
◆年間時間外労働960時間を100%としたときの診療科別超過時間割合



出典 大阪府医師確保計画及び外来医療計画の策定のためのアンケート調査  
出典 医師確保計画策定に向けた医師の勤務実態追加調査

◆女性医師の割合が増加  
◆医療施設従事女性医師の数・比率



出典 厚生労働省「平成30年度 医師・歯科医師・薬剤師調査」

## 3 府独自の調査・分析による必要となる医師数の算出

### 国の目標医師数・必要医師数

- ◆目標医師数(2023年)  
全国下位33.3%の脱出に必要な医師数  
※ 本府は医師多数都道府県(上位33.3%)に該当するため目標医師数は設定しない
- ◆必要医師数(2036年)  
全国の基準となる医師偏在指標の値(需要に一致)で医師偏在が解消されている数値  
⇒府は現在医師数よりマイナス値となる

### 国の指標等における課題

- ① 全国の医師需要に一致する場合の医師偏在指標の値から算出されており府内の需要に基づく数値でない
- ② 病院・診療所・診療科別の状況などが十分考慮されていない
- ③ 働き方改革や地域医療構想の取組が十分考慮されていない

### 府独自の調査・分析の実施

- 病院・診療所・医師を対象に、勤務実態や医師確保策についてアンケート・ヒアリングを実施(病院(518施設)・有床診療所(220施設)・全施設無床診療所(1000施設)：府内8131施設から抽出)
- 上記の実態調査や、病院・診療所・診療科別の性・年齢別労働時間、詳細な人口推計を勘案し、必要となる医師数を算出

## ● 府算出による必要となる医師数(2036年)

二次医療圏	府算出による数値		府算出による数値	
	現在医師数	必要医師数(2036年)	現在医師数	必要となる医師数(2036年)
豊能	3,538	2,882	3,313	4,229
三島	1,914	1,962	1,853	2,203
北河内	2,598	2,905	2,446	2,703
中河内	1,479	1,782	1,534	1,560
南河内	1,720	1,510	1,430	1,600
堺市	1,906	2,254	1,853	2,087
泉州	1,890	2,333	1,925	2,129
大阪市	8,841	6,509	8,779	9,943
大阪府計	23,886(a)	22,206	23,133(c)	26,454(d)
	(b)-(a)	▲1,680	(d)-(c)	3,321

単位：人

## ● 府算出による必要となる医師数(2023年)

### <産婦人科> 単位：人

病院	現在医師数	2023年	2036年
全体	623	745	738

※産婦人科、小児科は国から2023年のみ計画に記載するよう求められている。2036年については参考として記載

### <小児科> 単位：人

病院	現在医師数	2023年	2036年
全体	838	1,013	943

### <救急科> 単位：人

3次医療機関	現在医師数	2023年	2036年
全体	171	266	274

※救急科は国から計画への記載は求められていないが、参考として記載

## 4 医師確保に向けた主な取組

### ● 医師確保の取組

- 医師の派遣計画の策定やキャリア相談等を行う「地域医療支援センター」の機能強化(R2年度から本庁に設置、直営化)
- 臨床研修制度や専門医制度に対する関係機関との連携・国への要望等

### ◆二次医療圏の医師の確保

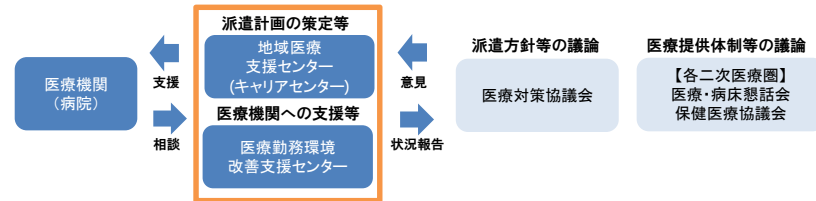
- 「キャリア形成プログラム(※)」を活用した地域医療構想を踏まえた重点的な医師の派遣調整  
※ 修学資金を貸与した地域枠医師や自治医科大学卒業医師等に対し、キャリア形成(出産、育児等の対応を含む。)と偏在対策を両立させたプログラム

### ◆診療科別の医師の確保

- 政策的に確保が必要な領域(周産期、救急等)のキャリア形成プログラムの進路コース設定・誘導
- 産婦人科・小児科は、労働時間の上限設定に伴う必要医師数増の緩和を図るため、集約化シミュレーションなどを用いて、NICUや分娩の取扱い等について適切かつ効率的な医療提供体制を検討

### ● 勤務環境改善の取組

- 医療勤務環境改善支援センターの運営による医療機関での勤務環境改善の取組に対する支援  
医師事務作業補助者の確保やタスクシフトの推進等による医師に対する負担の集中の軽減等
- 地域医療支援センターと連携した地域枠医師等の派遣先でのフォロー等
- 女性医師支援、院内保育所の整備等



## 5 計画のPDCAサイクルの推進

### ◆府医療対策協議会における進捗管理

毎年度：数値目標により進捗取組評価 令和5(2023)年度：計画評価

# 大阪府循環器病対策推進計画【概要】(令和4年3月策定)

## 策定の趣旨

### ◆計画の趣旨

- 脳卒中や心臓病などの循環器病が、国民の疾病による死亡の原因及び介護を要する状態となる原因の主要なものとなっていることから、急性期から回復期・慢性期まで一貫した診療提供体制の構築が求められている。
- ⇒ 幅広く循環器病対策を総合的に取り組むことを目的として、計画を策定。

### ◆計画の位置付け

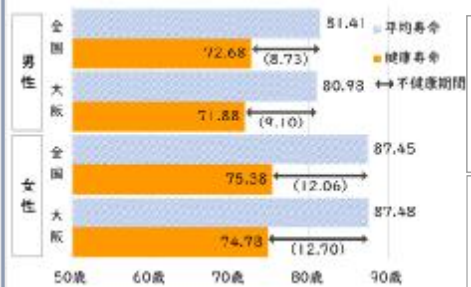
- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号。以下「基本法」という。)に定める「都道府県循環器病対策推進計画」

### ◆計画期間

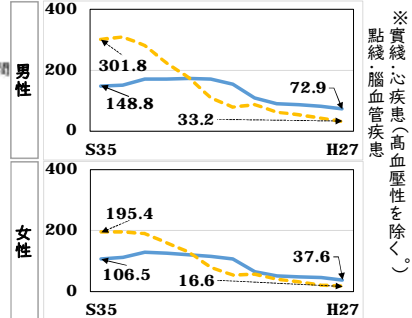
- 令和4年度から2年間(「第7次大阪府医療計画」等、保健、医療及び福祉に関する事項を定めた計画等の終了時期に合わせる。)

## 現状

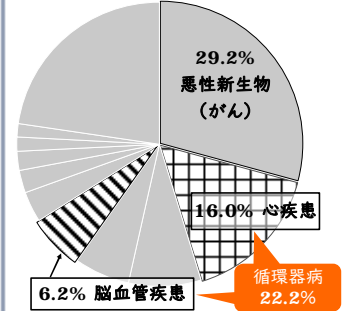
### ◆平均寿命と健康寿命との差(R1)



### ◆大阪府の年齢調整死亡率の推移(人口10万人対)



### ◆大阪府の主要死亡原因(R1)



### ◆「要支援状態」又は「要介護状態」に至った原因(R1)

現在の要介護状態	1位	2位	3位
要介護者	認知症 17.0	脳血管疾患(脳卒中) 16.1	高齢による衰弱 12.8
要支援1	関節疾患 18.9	高齢による衰弱 16.1	骨折・転倒 14.2
要支援2	関節疾患 20.3	高齢による衰弱 17.9	骨折・転倒 13.5
要介護者	認知症 17.5	骨折・転倒 14.9	高齢による衰弱 14.4
要介護1	認知症 24.3	脳血管疾患(脳卒中) 19.2	骨折・転倒 12.0
要介護2	認知症 29.8	脳血管疾患(脳卒中) 14.5	高齢による衰弱 13.7
要介護3	認知症 18.7	脳血管疾患(脳卒中) 17.8	骨折・転倒 13.5
要介護4	認知症 27.0	脳血管疾患(脳卒中) 24.1	骨折・転倒 12.1
要介護5	脳血管疾患(脳卒中) 23.6	認知症 20.2	骨折・転倒 15.1
要介護5	認知症 24.7	認知症 24.0	高齢による衰弱 8.9

## 基本的な方向性・重点課題

### 基本的な方向性

- ① 循環器病の発症予防及び重症化防止の推進
- ② 循環器病患者に対する医療、福祉サービスの継続的かつ総合的な実施

### 重点課題

- ① 循環器病に関する正しい知識に基づく自己管理行動の定着
- ② 循環器病に関する治療(急性期から回復期・慢性期まで)や療養支援などの体制の整備

## 個別施策(取組内容)

項目	主な目標・指標
<b>(1) 循環器病予防の取組の強化</b>	
① 循環器病の発症予防や重症化防止などの知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙、飲酒などの「8つの重点分野」における生活習慣病の予防</li> <li>重症化防止に向けた府民への啓発</li> </ul>	【第3次大阪府健康増進計画】 ◦ 成人の喫煙率(男性/女性) H28年⇒R5年度) 30.4%/10.7%⇒15%/5% ◦ 特定健康診査受診率 (H27年度⇒R5年度) 45.6%⇒70%以上
② 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な健診の受診による、疾患の早期発見につながる取組の推進</li> <li>疾患発見時の速やかな医療機関への受診及び疾患に応じた継続的治療につながる取組の推進</li> </ul>	◦ 特定保健指導実施率 (H27年度⇒R5年度) 13.1%⇒45%
<b>(2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実</b>	
① 救急医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム(ORION)を活用した、迅速かつ適切な救急搬送</li> <li>12誘導心電図の導入促進及び救急隊員の学習機会の確保</li> <li>「キャリア形成プログラム」及び地域医療支援センターの運営等による医師確保</li> </ul>	【大阪府医師確保計画(2020年度～2023年度)】 ◦ キャリア形成プログラム作成率 (R2年度以降新規対象者、H30年度⇒R5年度) 40%⇒100%
② 循環器病に係る医療提供体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>ORIONを活用した循環器病にかかる搬送・受入れに関する課題に対する検証・分析</li> <li>脳血管疾患及び心臓疾患の医療体制等の把握及び地域の医療機関の自主的な取組の促進</li> <li>小児期から成人期への移行医療支援及び療養生活に係る情報提供及び相談支援の在り方検討 など</li> </ul>	【第7次大阪府医療計画】 ◦ 脳卒中救急搬送患者における搬送困難患者数(H27年⇒R5年度) 891件⇒「減少」 ◦ 心臓疾患救急搬送患者における搬送困難患者数(H27年⇒R5年度) 1,136件⇒「減少」 ◦ 訪問診療件数 (H26年9月⇒R5年度) 107,714件⇒190,820件
③ 社会連携に基づく循環器病対策及び循環器病患者支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療サービスの基盤整備、人材育成、医療職及び介護職に対する在宅医療の理解促進</li> <li>「日常の療養支援」などの4つの場面における医療・介護連携に関する取組推進 など</li> </ul>	◦ 介護支援連携指導料算定件数(H27年⇒R5年度) 25,321件⇒37,230件 ◦ 「リハビリテーション等の取組」では、左記の取組を進めることにより、効果的・効率的な医療体制の構築をめざしている。
④ リハビリテーション等の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士養成所への指導・助言による適切な運営</li> </ul>	
<b>(3) 循環器病患者等を支えるための環境づくり</b>	
① 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>循環器病患者及びその家族が必要とする情報収集及び情報提供の促進</li> <li>循環器病患者及びその家族が抱える悩み等に関する関係相談機関の連携促進</li> </ul>	
② 循環器病の緩和ケア <ul style="list-style-type: none"> <li>循環器病患者に対する緩和ケアの方法・体制等の検討</li> </ul>	
③ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援及び治療と仕事の両立支援・就労支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能障がい支援拠点機関が中心となって展開する研修会や普及啓発等を通じた支援力向上、理解促進</li> <li>両立支援コーディネーターの周知、関係相談機関との連携による治療と仕事の両立支援 など</li> </ul>	
<b>(4) 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備</b>	
① 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>循環器病に関する情報収集の実施及び国が進める相談支援等への協力</li> </ul>	

## 推進体制・計画の評価

- 「大阪府循環器病対策推進懇話会」を設置し、循環器病対策に関わる方々からの意見聴取の場を設け、実効性を高める取組の推進
- 適切なデータに基づく進捗管理

## 全体目標

「健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」の實現(参考)第3次大阪府健康増進計画(2023年度までに2歳以上の健康寿命の延伸(H25年比較))

# 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画【概要】（令和5年3月策定）

## 1. 基本的事項

### 1 基本理念

- アルコール、薬物等に対する依存に関する施策等との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。（基本法第3条・第4条、基本条例第3条）

### 1 計画の位置付け

- 基本法第13条第1項及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定。

### 1 2期計画の期間

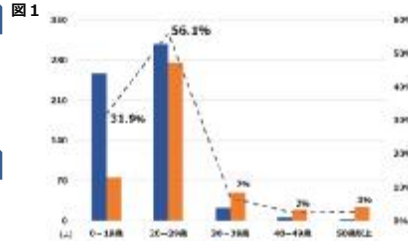
- 令和5年度から令和7年度までの3年間

## 2. 現状と課題

### (1) ギャンブル等依存症を巡る状況【「ギャンブル等と健康に関する調査」(令和3年2月実施)等より】

#### ① 経験したギャンブル等の種類

- 生涯での経験 ※ロト・ナンバース等を含む
  - 「宝くじ」 60.5% 「パチンコ」 51.2% 「競馬」 33.2%
- 過去1年での経験
  - 「宝くじ」 47.6% 「競馬」 15.5% 「パチンコ」 14.7%



#### ② 初めてギャンブル等をするようになった年齢【図1】

- 平均「0-19歳」：31.9%
- 平均「20歳代」：56.1%

#### ③ ギャンブル等依存が疑われる人 (SOGS5点以上) のギャンブル等行動

- ギャンブル等の種類【図2】
  - 過去1年での経験：「パチンコ」 90.9% 「競馬」 72.7%
  - （最もお金を使用）：「パチンコ」 50.0% 「パチスロ」 31.8%
- ※SOGS (South Oaks Gambling Screen) とは、アメリカのサウスオックス財団が開発したギャンブル等依存症の診断のための質問票。



#### ④ 家族等がギャンブル問題から受けた影響【図3】

- 「浪費、借金による経済的困難」：37%
- 「借金の肩代わり」：16%



#### ⑤ ギャンブル等依存の相談者の借金額【図4】

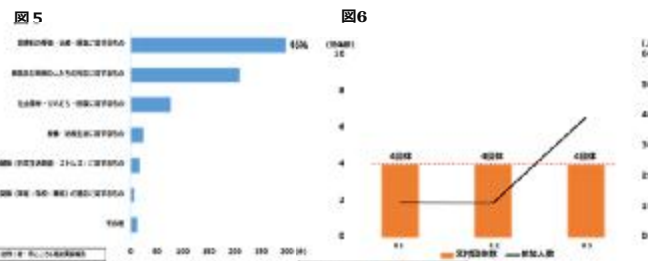
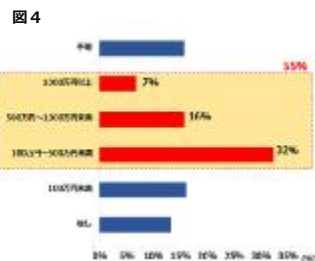
- 「100万円以上」：55%

#### ⑥ 専門相談における主訴の内容【図5】

- 「精神科の受診・治療・病気に関するもの」：46%

#### ⑦ OAC加盟機関・団体への補助実績【図6】

- 早期介入・回復継続支援事業参画団体数
  - 「R1-R3団体数」：4団体 (横這い)



### (2) ギャンブル等依存が疑われる人等の推計

- SOGS5点以上で、過去1年以内にギャンブル等依存が疑われる人の割合は成人の1.9%、府の成人人口（令和4年12月現在：750万人）にあてはめると約14万3千人と推計され、うちギャンブル障害に該当する人は約半数と推定。
- また、SOGS3～4点の割合は成人の1.5%、府の成人人口にあてはめると約11万3千人と推計。府では、これに該当する層を、過去1年間のギャンブル等行動から将来「ギャンブル等依存のリスクがある人」と捉え、発生予防の観点から、上記のギャンブル等依存が疑われる人と合わせた割合（3.4%）について、今後の推移を把握していく。

#### <推計>

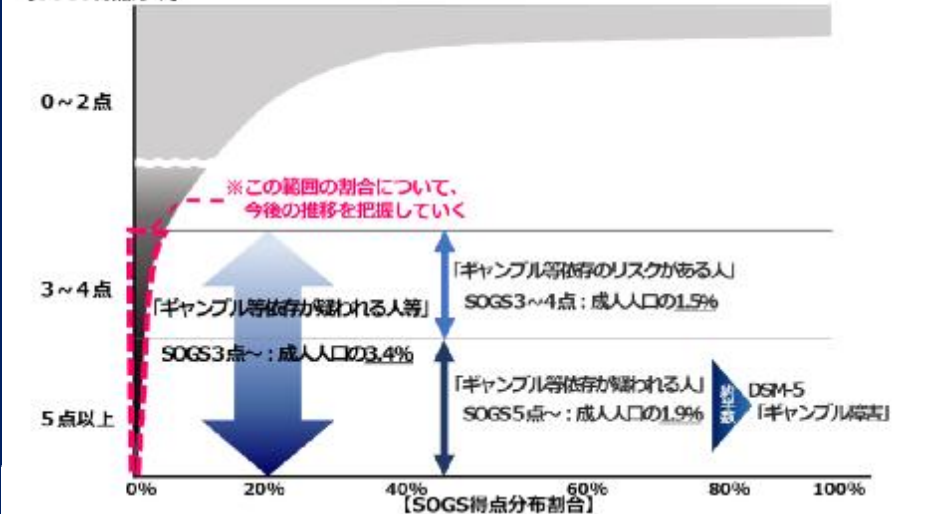
SOGS	割合	参考推計値
5点以上	ギャンブル等依存が疑われる人 ⇒ 成人の1.9%	約14.3万人
3～4点	ギャンブル等依存のリスクがある人 ⇒ 成人の1.5%	約11.3万人
成人の3.4%		

#### <注釈>

- 府実態調査は、大阪府内の住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の18,000名を対象に、3,886人（回収率21.6%）より回答を得、有効票は3,785票（有効回答率21.0%）であった。
- 国実態調査の報告書（R3.8公表）における、過去1年間にギャンブル等依存が疑われる者の割合は2.2%であった。
- また、同報告書では、SOGSを用いた推計値は、国際的診断基準であるDSMを用いた割合より高くなることが報告されているほか、SOGSとDSM-5の基準による診断結果を比較すると、「SOGS5点以上でギャンブル障害が疑われた者の53%は、DSM-5のギャンブル障害には該当しない」とする研究が紹介されている。
- なお、上記割合は、95%信頼区間（同じ調査を100回実施した場合、95回はその区間内になることを意味する。国実態調査では1.9-2.5、府実態調査(SOGS5点-)では1.5-2.3。）の間で変動する可能性がある。

### ギャンブル等依存が疑われる人等のイメージ

#### 【SOGS得点分布】



### 3. 基本的な考え方と具体的な取組み

#### I 基本的な考え方

の基本理念や現状と課題等を踏まえ、第1期計画での5つの基本方針に、調査・分析の推進と人材の養成を加えた7つの基本方針に沿って、9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策の更なる強化を図る。

#### II 基本方針に基づく施策体系と個別目標

基本理念	基本方針	重点施策	取組み
アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する	I 普及啓発の強化	【重点①】若年層を対象とした予防啓発の強化	n児童・生徒への普及啓発 <b>新規・拡充</b> n大学・専修学校等への普及啓発 n若年層にかかわる機会がある人々への普及啓発
		【重点②】依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	n府民への普及啓発 <b>新規</b> n多様な関係機関と連携した啓発月間における普及啓発 <b>拡充</b>
	II 相談支援体制の強化	【重点③】依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	n相談窓口の整備 <b>新規</b> n本人及び家族等への相談支援の充実 n回復支援の充実
		【重点④】治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	nギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実 <b>新規</b> n専門治療プログラムの普及 n受診したギャンブル等依存症の本人等への支援
	IV 切れ目のない回復支援体制の強化	【重点⑤】関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	nネットワークの強化 <b>新規</b> n円滑な連携支援の実施 <b>新規</b>
		【重点⑥】自助グループ・民間団体等の活動の充実	n自助グループ・民間団体等が行う活動への支援 <b>拡充</b> n自助グループ・民間団体等との協働
	V 大阪独自の支援体制の推進	【重点⑦】予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	nOATISによる取組みの推進 n「(仮称)大阪依存症センター」の整備 <b>新規</b>
	VI 調査・分析の推進	【重点⑧】ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	nギャンブル等依存症に関する実態調査 nギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握 <b>拡充</b>
	VII 人材の養成	【重点⑨】相談支援等を担う人材の養成	n段階的養成プログラムの作成 <b>新規</b> n様々な相談窓口等での相談対応力の向上

#### I 全体目標

のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、「府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する」ことを目標とする。

の府実態調査結果を基に、令和7年度における以下の数値について、計画作成時点の令和4年度の数値からの増減をめざす。

- 全体目標に対する指標
- (1) 「『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合」の低減
  - (2) 「『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合」の増加

指標	現状	目標
①高等学校等における予防啓発授業等の実施率	4校※1 (R3年度末)	毎年度100%※2 (R5-7年度末)
②教員向け研修会の参加者数(対面での研修を基本とする)	133名※3 (R3年度末)	毎年度100名以上 (R5-7年度末)
①依存症総合ポータルサイトのアクセス数	5,606件 (R3年度末)	毎年度2万件以上※4 (R5-7年度末)
②府民セミナー・シンポジウムの参加者数	473名 (R3年度末)	毎年度2,000名以上 (R5-7年度末)
相談拠点及び「依存症ほっとライン(SNS相談)」の相談数	3,244件 (R4年度末見込)	1.5倍 (R7年度末)
ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	25機関 (R3年度末)	60機関 (R7年度末)
相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	約25% (R3年度末)	50%程度※5 (R7年度末)
①補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	4団体 (R3年度末)	増加 (R7年度末)
②相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	約33% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)
ワンストップ支援を提供できる機能を整備	-	整備完了 (18開業まで※6)
ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回 (R3年度)	毎年度1回 (R5-7年度末)
関係機関職員専門研修により養成した相談員数	461人 (R3年度末)	毎年度500人以上 (R5-7年度末)

※1 府立高校における出前授業の実施数のため参考値 ※2 R5年度は実施時期が下半期となるため半数の50% 実施状況は府立高校を対象に把握  
 ※3 Web研修のみの参加者数であるため参考値 ※4 R5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件  
 ※5 新規の相談には全て自助G等を紹介・情報提供する ※6 IR区域整備計画の認定等の進捗に合わせ計画的に推進

### 4. 第2期計画の推進体制等

#### I 推進会議等

- 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議 **新規**
- 大阪府依存症関連機関連携会議・専門部会
- 大阪府依存症対策庁内連携会議

#### I 進捗管理等

- 本計画については、推進本部において、計画に基づき実施する施策の実施状況の評価を行うとともに、その結果の取りまとめを行う際には、推進会議の意見を聴取する。
- 本計画の進捗等の状況変化により、必要が生じた場合は、計画の見直しを行う。

#### I ギャンブル等依存症対策基金

- ギャンブル等依存症対策の推進に資するための資金を積み立てるため設置。
- 本基金を活用し、府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現を目的とするギャンブル等依存症対策の取組みを推進。

# 大阪府アルコール健康障がい対策推進計画【概要】（平成 29 年度策定・令和 3 年度見直し）

## 位置付け

アルコール健康障害対策基本法(平成 25 年法律第 109 号)第 14 条第 1 項の「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定

## 計画の対象期間

平成 29 (2017) 年度から 7 年間 (2023 年度まで)

## 取組みの方向性

1. 治療と回復及び相談体制の強化
2. 発生・進行・再発の各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施

## 主な取組み

### 【アルコール専門医療機関・相談機関の明確化】

- ・治療拠点機関と相談拠点機関の情報提供
- ・アルコール依存症の専門的治療を行う医療機関の情報提供

### 【関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備】

- ・医療・保健・福祉・教育・自助グループ等の連携体制 (SBIRTS※を含む) の構築の推進
- ※ Screening, Brief Intervention, Referral to Treatment and Self-help groups
- ・研修や事例検討会による支援スキルの向上

### 【身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化】

- ・アルコール使用障がいスクリーニング、ブリーフインターベンションの普及
- ・連携による早期発見・早期治療

### 【発生予防・再発予防の充実】

- ・飲酒に伴うリスク、不適切な飲酒等についての啓発の推進
- ・20 歳未満の者等の不適切な飲酒に対しての指導・取締りの実施
- ・回復支援を行う自助グループや関連団体への支援
- ・地域生活支援充実のための施策の推進

## 目標数値

※下線部は令和 3 年度での見直し箇所

注：1~3 は国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の目標年度・数値

### 1. 20 歳未満の飲酒者をなくす

学年	性別	平成 26 年	平成 29 年
中学 3 年	男性	7.2%	3.8%
	女性	5.2%	2.7%
高校 3 年	男性	13.7%	10.7%
	女性	10.9%	8.1%

令和 5 年 (2023 年) 目標値
<b>0 %</b>

### 2. 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす

1 日平均純アルコールで  
男性 40g (日本酒換算で 2 合) 以上  
女性 20g (日本酒換算で 1 合) 以上

	性別	平成 27 年 ※1	平成 29 年 ※2
府	男性	17.7%	14.1%
	女性	11.0%	13.7%
国	男性	13.9%	14.7%
	女性	8.1%	8.6%

令和 5 年 (2023 年) 目標値	
男性	13.0%
女性	6.4%

※1：府の値は平成 26 年、27 年の平均値 ※2：府の値は平成 28 年、29 年の平均値

### 3. 妊娠中の飲酒をなくす

平成 25 年度 (2013 年度) 平成 29 年度 (2017 年度)  
4.3% → 1.2%

令和 5 年度 (2023 年度) 目標値
<b>0 %</b>

### 4. 身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する

平成 28 年度 (2016 年度) 令和 3 年度 (2021 年度) 令和 5 年度 (2023 年度) 目標値  
研修受講者 0 人 → 研修受講者 763 人 → 研修受講者 1,000 人

## 推進体制

◇アルコール健康障がい対策連絡会議 (庁内会議)

政策企画部、府民文化部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部、  
教育庁、大阪府警察、健康医療部 (地域保健課が事務局) が参画

◇アルコール健康障がい対策部会 (関係者会議)

# 「大阪府自殺対策計画」【概要】(令和5年3月策定)

## 1 基本的事項

### 〈基本理念〉

自殺対策基本法第2条に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざして、自殺対策を総合的に推進する。

〈計画の位置付け〉自殺対策基本法第13条第1項に定める「都道府県自殺対策計画」

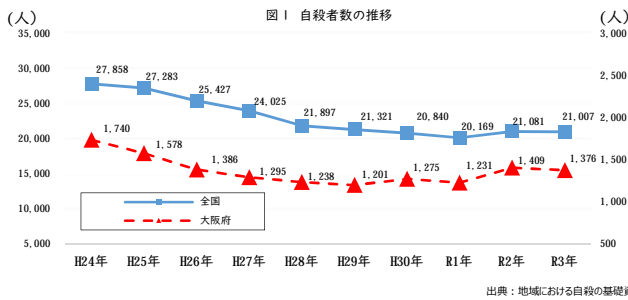
〈計画期間〉令和5年度～令和10年度（6年間）

## 2 現状とこれまでの取組

### 現状

#### 〇自殺者数

- 減少傾向を維持していたが、令和2年は前年より増加



#### 〇特に20歳未満の自殺が増加

- 男性：平成24年 15名 ⇒ 令和3年 33名
- 女性：平成24年 8名 ⇒ 令和3年 22名

#### 〇自殺死亡率（※人口10万人当たりの自殺者数）

- 低下傾向を維持していたが、令和2年は前年より上昇
- 平成24年：19.6 → 令和3年：15.6

### これまでの取組み

- 〇大阪府自殺対策基本指針を踏まえ展開してきた、重点的な施策ごとの事業については、107事業中9割以上が目標を達成。
- 〇また、府内各市町村の自殺対策計画の策定については、43市町村すべてが令和3年度までに策定済み。
- 〇しかし、府内の自殺者数については、令和2年に増加に転じ、令和3年の自殺者数は平成29年より増加。

## 3 基本的な考え方

自殺対策基本法第13条に基づき、国の自殺総合対策大綱及び府における自殺の現状や大阪府自殺対策基本指針を踏まえたこれまでの取組みなどを勘案し、2つの基本的な認識の下、7つの基本的な方針に沿って、当面、特に集中的に取組まなければならない施策として、11の重点施策を設定する。

### 基本的な認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する

### 基本的な方針

1. 生きることの包括的な支援として取組む
2. 府民一人ひとりの問題として取組む
3. 社会的要因を踏まえて取組む
4. 事前対応、危機対応、事後対応ごとに取組む
5. 自殺の実態に基づき継続的に取組む
6. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む
7. 市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する

### 重点施策

1. 府民のこころの健康づくりを進める
2. 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 社会的な取組みで自殺を防ぐ
4. 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
7. 遺された人の支援を充実する
8. 自殺の状況に関する調査・分析を推進する
9. 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
10. 地域レベルの実践的な取組みを支援する
11. 子ども・若者の自殺対策を推進する【追加】

### 全体目標

計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する。

【指標：令和9年の自殺死亡率を13.0以下（※）とする】

（※：国大綱の数値目標（令和8年：13.0以下）を参考に設定）

# 「健康づくり関連4計画」【概要】（平成30年3月策定）

【共通理念】『全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会「いのち輝く健康未来都市・大阪」の実現』

【計画期間】平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

【共通目標】「健康寿命の延伸（2023年度目標：2歳以上延伸）」「健康格差の縮小（2023年度目標：健康寿命の市町村格差の縮小）」

【基本方針】「ライフステージに応じた取組み（若い世代・働く世代・高齢者）」「府民の健康づくりを支える社会環境整備（多様な主体との連携・協働）」等

## 第3次 大阪府健康増進計画

- 平均寿命（男80.23・女86.73）、健康寿命（男70.46・女72.49）とも全国より短く、不健康期間の短縮が必要。
- 市町村における健康寿命の差は、最大で、男4.6歳・女4.0歳であり、その縮小に向けて、各市町村の健康課題に応じた取組みが必要。

### 【計画の取組み】

2023年度目標：特定健診受診率70%以上

- 1 生活習慣病の予防（生活習慣の改善）**
  - ▶ヘルスリテラシーの習得による健康行動の実践、栄養・食生活、運動、喫煙等の生活習慣改善を推進
- 2 生活習慣病の早期発見・重症化予防**
  - ▶職域・医療保険者等におけるけんしんの受診促進
  - ▶未治療者や治療中断者に対する医療機関への受診勧奨の促進
- 3 府民の健康づくりを支える社会環境整備**
  - ▶市町村の健康指標の見える化を通じた健康格差の縮小
  - ▶職場・地域等における健康づくりの推進

## 第3次 大阪府食育推進計画

- 栄養バランスのとれた食事を実践している人の割合（38.5%）は全国より低い。若い世代では朝食摂取、高齢者ではたんぱく質摂取が課題。
- 外食の利用頻度が高い人ほど野菜摂取量は少ない傾向。外食産業等との一層の連携が必要。

### 【計画の取組み】

- 1 健康的な食生活の実践・食に関する理解促進**
  - ▶学校、地域、食品関連事業者等との連携による健康的な食生活の実践を促す取組みを推進
  - ▶食の安全安心の取組み
  - ▶生産から消費までを通じた食育の推進
- 2 食育を支える社会環境整備**
  - ▶多様な主体による食育推進運動の展開
  - ▶多様な主体が参画したネットワークの強化

## 第2次 大阪府歯科口腔保健計画

- 成人期において、歯周病の治療が必要な人は約4～5割。また、年齢とともに高くなる傾向。
- 若い世代（20代・30代）では、かかりつけ歯科医を有する者（46.3%）、定期的な歯科健診受診者（41.4%）は低く、若い世代の普及啓発等が必要。

### 【計画の取組み】

- 1 歯科疾患の予防・早期発見、口の機能の維持向上**
  - ▶定期的な歯科健診、かかりつけ歯科医の重要性、口の機能の維持向上の理解を促進
- 2 歯と口の健康づくりを支える社会環境整備**
  - ▶多様な主体との連携・協働のもと、歯と口の健康づくりに係る普及啓発を推進

## 第3期 大阪府がん対策推進計画

- がん年齢調整死亡率（75歳未満 79.9（人口10万対））は依然として全国より高い。
- 喫煙等生活習慣改善によるがん予防・教育の充実が必要。
- 検診受診率は全国最低レベル（胃33.7%）。受診率向上が課題。
- 5年相対生存率は年々改善、治療と仕事の両立支援等の充実が必要。

### 【基本理念・基本目標】

「がんを知り、がん予防を進めるとともに、がんになっても心身ともに適切な医療を受けられ、安心して暮らせる社会の構築」  
▶がん年齢調整死亡率（75歳未満）、がん年齢調整率（進行がん）の減少、がん患者や家族の生活の質の確保

### 【計画の取組み】

2023年度目標：がん検診受診率（胃・大腸）40%（肺・乳・子宮）45%

- 1 がんの予防・早期発見**
  - ▶たばこ対策、がん教育、がん検診・肝炎ウイルス検査の推進
- 2 がん医療の充実**
  - ▶医療提供体制の充実、小児・AYA世代等への対応、緩和ケア推進
- 3 患者支援の充実**
  - ▶就労支援、大阪重粒子線センターにおける患者支援、アピランスケア等
- 4 がん対策を社会全体で進める環境づくり**
  - ▶社会全体の機運づくり、がん対策基金の効果的な活用、がん患者会等との連携推進

# 第3次大阪府健康増進計画【概要】(平成30年3月策定)

## 1. 計画の基本的事項等【第1章・第2章】

- 趣旨・背景：急速に進む少子高齢化、大都市圏で唯一の人口減少への転換など、社会情勢の変化等を踏まえつつ、府民の健康寿命の延伸の実現に向けて、府民の健康状況と課題を把握し、その解決を図るための取組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進する。
- 計画の位置づけ：健康増進法第8条第1項に基づく都道府県計画。大阪府医療計画、大阪府食育推進計画、大阪府歯科口腔保健計画、大阪府がん対策推進計画、大阪府医療費適正化計画等との整合を図る。
- 計画期間：平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)(6年間)
- 第2次計画(平成25年度から平成29年度)の評価(全指標58項目)：「目標値に達した」15項目/「改善傾向」14項目/「変わらない」18項目/「悪化している」11項目

## 2. 府民の健康をめぐる状況(「健康指標」からみた現状と課題)【第3章】

- ①「平均寿命・健康寿命」とも全国より短く、不健康期間の短縮が必要  
《平均寿命》(大阪) 男 80.23・女 86.73 (全国) 男 80.77・女 87.01  
《健康寿命》(大阪) 男 70.46・女 72.49 (全国) 男 71.19・女 74.21
- ②「健康格差(府内市町村間における健康寿命の差)」の縮小に向けて、市町村の健康課題に応じた効果的な取組みが必要  
《健康格差》男 4.6歳・女 4.0歳 \*最も高い自治体と低い自治体の差
- ③「死因・介護の要因」は生活習慣と関わりの深い疾患によるものが5割を超えており、生活習慣病等の発症と重症化を予防する取組みが必要  
《主要死因》がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病：5割超  
《介護要因》高齢による衰弱・骨折・転倒、生活習慣病：約6割
- ④「病气やけが等による自覚症状(有訴者)」の割合は全国より高く、運動や休養等の生活習慣の改善が必要  
《有訴者の割合》(大阪) 31.75% (全国) 30.59% \*主な症状：腰痛、肩こり
- ⑤「健康への関心」がある層の7割、関心がない層の約4割がメタボ予防・改善を継続的に実践。関心がない層や関心があっても実践できていない層に対し、具体的な健康行動への誘導を図ることが必要
- ⑥「特定健診受診率」は向上しているものの全国より低位。受診率等の向上を図り、疾患の早期発見・治療が必要  
《特定健診受診率》(大阪) 45.6% (全国) 50.1%

## 3. 基本的な考え方【第4章】・取組みと目標【第5章】・推進体制【第6章】

<b>((基本理念))</b> 全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会 ~いのち輝く健康未来都市・大阪の実現~	<b>((基本目標))</b> ■健康寿命の延伸《2023年度目標：2歳以上延伸》 ■健康格差の縮小《2023年度目標：市町村格差の縮小》	<b>((基本方針))</b> (1) 生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防 (2) ライフステージに応じた取組み (3) 府民の健康づくりを支える社会環境整備
---	---	---

具体的取組み		府民・行政等みんなできず目標	行政等が取り組む主な数値目標	計画策定時数値	2023年度目標
1. 生活習慣病の予防(生活習慣の改善)	(1) ヘルスリテラシー ▼学校や大学、職場等における健康教育の推進 ▼女性のヘルスリテラシー向上 ▼中小企業における「健康経営」の普及	◇健康への関心度を高めます	●健康への関心度	87.4% [H27]	100%
	(2) 栄養・食生活 ▼大学や企業等との連携による食生活の改善 ▼「食育」など食生活の改善に向けた普及啓発	◇朝食欠食率を低くします	●朝食欠食率(20-30歳代)	25.2% [H26]	15%以下
	(3) 身体活動・運動 ▼学校や大学、地域における運動・体力づくり ▼高齢者の運動機会の創出(フレイル予防に向けた運動プログラムの開発)	◇習慣的に運動に取り組む府民を増やします	●運動習慣のある者の割合	60.8% [H28]	67%
	(4) 休養・睡眠 ▼ライフステージに応じた睡眠・休養の充実(小・中・高校等において健全な生活リズムの形成を育む健康教育の充実)	◇睡眠による休養が十分とれている府民を増やします	●睡眠による休養が十分とれている者の割合	76.9% [H26]	85%以上
	(5) 飲酒 ▼適量飲酒の指導(医療保険者等との連携による特定健診の問診等における減酒指導の促進) ▼飲酒と健康に関する啓発・相談	◇生活習慣病のリスクを高める飲酒を減らします	●生活習慣病のリスクを高める量を飲酒者の割合(男/女)	17.7%/11.0% [H26]	13%/6.4%
	(6) 喫煙 ▼喫煙率の減少(母子手帳交付時等を活用した女性に対する禁煙指導の促進) ▼望まない受動喫煙の防止(受動喫煙のない環境づくり)	◇喫煙率を下げ、受動喫煙を減らします	●成人の喫煙率(男/女)	30.4%/10.7% [H28]	15%/5%
	(7) 歯と口の健康 ▼歯磨き習慣の促進(小・中・高等における健康教育の充実) ▼歯と口の健康に係る普及啓発(職域等における研修等の実施)	◇定期的に歯科健診を受ける府民の割合を増やします	●過去1年に歯科健診を受診した者の割合(20歳以上)	51.4% [H28]	55%以上
	(8) こころの健康 ▼職域等におけるこころの健康サポート(中小企業におけるメンタルヘルス対策の推進) ▼地域におけるこころの健康づくり	◇過度のストレスを抱える府民の割合を減らします	●心理的苦痛を感じている者の割合(20歳以上)	10.6% [H28]	10%以下
2. 生活習慣病の早期発見・重症化予防	(1) けんしん(健診・がん検診) ▼受診率向上に向けた市町村支援(受診者へのインセンティブ付与など、受診意欲を高める取組み推進) ▼職域等における受診促進(がん検診受診推進員の養成) ▼医療保険者等における受診促進(特定健診・がん検診の同時受診機会の創出) ▼ライフステージに応じた普及啓発(女性特有の疾患を対象としたがん検診受診促進セミナー等の開催)	◇けんしんの受診率を上げます	●特定健診受診率 ●がん検診受診率(胃/大腸)	45.6% [H27] 33.7%/34.4% [H28]	70%以上 40%/40%
	(2) 重症化予防 ▼未治療者や治療中断者に対する医療機関への受診勧奨の促進 ▼糖尿病の重症化予防(ハイリスク者を対象とする受診勧奨・保健指導等の実施) ▼医療データを活用した受診促進策の推進(特定健診・レセプトデータの分析等を通じた保健指導プログラムの開発・提供等)	◇生活習慣による疾患の未治療者の割合を減らします	●未治療者の割合(高血圧/糖尿病)	38.0%/36.0% [H26]	減少
3. 府民の健康づくりを支える社会環境整備	▼市町村の健康格差の縮小(市町村における健康指標の見える化、健康課題に応じた取組み促進) ▼ICT等を活用した健康情報等に係る基盤づくり ▼職場における健康づくり(中小企業のニーズに沿った支援人材の派遣による健康経営の推進)	◇地域や職場における健康づくりへの参加を増やします	●健康づくりを進める住民の自主組織の数	715団体 [H28]	増加

((推進体制)) 府民の健康づくり関係団体等で構成する「大阪府地域職域連携推進協議会」を活用し、オール大阪の体制により効果的な健康づくり施策を推進(多様な主体の連携・協働)



# 第3期大阪府がん対策推進計画【概要】(平成30年3月策定)

## 1. 計画の基本的事項等【第1章・第2章】

- 位置づけ: がん対策基本法第12条第1項に基づく都道府県計画
- 目的: がん患者への医療の提供等の現状と課題を把握し、その解決を図るための取組みを社会全体で総合的かつ計画的に推進
- 期間: 平成30(2018)年度から令和5(2023)年度(6年間)
- 他計画との整合性: 大阪府保健医療計画、大阪府健康増進計画、大阪府高齢者計画など他計画との整合を図る
- 前計画の評価: 全体目標「75歳未満の全がん年齢調整死亡率」の目標達成は困難な見通し (H29死亡率(対H19年比): 目標▲30%減⇒見込▲約20%減)

## 2. 大阪府におけるがんの現状と課題【第3章】

### 1. がんの現状と課題(全体の状況)

- ・ がん年齢調整死亡率(平成29年、75歳未満)は全国に比べ減少率は大きいが、依然として全国に比べ高い
- ・ 5年相対生存率は年々改善、治療と仕事の両立支援等必要な支援を受けられる環境整備が必要
- ・ 二次医療圏別の年齢調整り患率・死亡率には1.1~1.3倍程度の違いがあり、二次医療圏別に差の縮小について検討が必要
- ・ ライフステージ別のり患・死亡率の多いがんに応じた対策が必要

### 2. 大阪府のがん対策の現状と課題

#### ① がんの予防・早期発見

- ・ 喫煙等生活習慣の改善によるがん予防、がん教育の充実が必要
- ・ がん検診受診率は年々向上も依然全国最低レベル、受診率向上が課題

#### ② がん医療の充実

- ・ がん診療拠点病院による均てん化、二次医療圏毎の地域連携の充実が必要
- ・ 小児・AYA世代のがん、希少がん等のそれぞれの特性に応じた対策が重要
- ・ 緩和ケアの普及啓発、提供体制の充実、緩和ケア研修会の受講促進等

#### ③ 患者支援の充実

- ・ がん相談支援センターの利用促進につながる取組みが必要
- ・ がんに関する必要な情報にアクセスできる環境整備が課題
- ・ 小児・AYA世代の多様なニーズに沿った支援、働く世代の治療と仕事の両立支援、高齢世代の意思決定支援が必要

#### ④ がん対策を社会全体で進める環境づくり

- ・ 患者や家族を含めた府民、医療関係団体や医療保険者、教育関係者、企業、マスメディアなど、社会全体で普及啓発やがん患者の支援体制の構築が必要
- ・ がん対策基金の効果的な活用、がん患者団体等との連携が必要

## 3. 基本的な考え方【第4章】・個別の取組みと目標【第5章】・計画の推進体制【第6章】

### 《基本理念》

がんを知り、がん予防を進めるとともに、がんになっても心身ともに適切な医療を受けられ、安心して暮らせる社会の構築

### 《全体目標》

- 大阪府のがん年齢調整死亡率(75歳未満)《目標: 平成29年の79.9人を72.3人<人口10万人対>(10年後には66.9人)》
- 大阪府のがん年齢調整り患率(進行がん)の減少(二次医療圏毎のがんによる死亡率・り患率の差の縮小)
- がん患者や家族の生活の質の確保

具体的取組み		主な個別目標(●)及びモニタリング指標(▽)(例)	現状値	2023年度目標値
1. がんの予防・早期発見	(1) <b>がんの1次予防</b> ▼たばこ対策(喫煙率の減少、受動喫煙の防止) ▼食生活、適正体重、身体活動量、適量飲酒など生活習慣の改善 ▼がん教育、がんに関する知識の普及啓発 ▼がんに関する感染症対策	● 成人の喫煙率の減少(男/女)	30.4%/10.7% (H28年)	15%/5%
	(2) <b>がん検診によるがんの早期発見(2次予防)</b> ▼精度管理センター事業による市町村のがん検診受診率向上 ▼がん検診の精度管理の充実 ▼職域におけるがん検診の普及啓発	● 敷地内禁煙の割合(病院/私立小中高等学校)	73.5%/51.9% (H28年度)	100%
	(3) <b>肝炎肝がん対策の推進</b> ▼肝炎肝がんの予防 ▼肝炎ウイルス検査の受診促進 ▼肝炎医療の推進(肝炎ウイルス陽性者への精密検査受診勧奨、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制の充実) ▼肝炎肝がんに関する普及啓発(研修会、講演会等)	● がん検診受診率(胃/大腸)	33.7%/34.4% (H28年)	40%/40%
2. がん医療の充実	(1) <b>医療提供体制の充実</b> ▼がん診療拠点病院の機能強化 ▼がん医療連携体制の充実 ▼人材育成の充実	● がん精密検査受診率(胃/大腸)	85.7%/70.2% (H26年度)	90%/80%
	(2) <b>小児・AYA世代のがん・希少がん等・高齢者のがん対策</b> ▼小児・AYA世代のがん医療の連携・協力体制、長期フォローアップ体制の充実 ▼高齢者のがん診療ガイドラインのがん診療拠点病院等への普及 ▼希少がん患者への適切な医療提供のための検討	● がん患者の5年相対生存率	61.0% (H21年診断患者)	改善
	(3) <b>新たな治療法の活用</b> ▼重粒子線治療施設等とがん診療拠点病院との連携 ▼がんゲノム医療に関する体制整備の検討	▽ 年間新入院がん患者数	165,061名/64病院(小児がん除く)(H28年)	
	(4) <b>がん登録の推進</b> ▼がん登録の精度向上 ▼がん登録による情報の提供、活用	▽ 悪性腫瘍手術件数	54,603件/64病院(小児がん除く)(H28年)	
	(5) <b>緩和ケアの推進</b> ▼緩和ケアの普及啓発 ▼質の高い緩和ケア提供体制の確保 ▼緩和ケア研修会の受講促進、受講後のフォローアップ体制の充実等 ▼在宅緩和ケアの充実	▽ 小児(0~14歳)がんの5年実測生存率	81.9% (H17年~H21年)	
		▽ DCO%(がん登録データの精度の維持)	7.9% (H24年)	
3. 患者支援の充実	(1) <b>がん患者の相談支援</b> ▼がん相談支援センターの機能強化 ▼がん相談支援センターの周知と利用促進	● がん患者の緩和ケアに対する満足度	58.6% (H29.3)	100%
	(2) <b>がん患者への情報提供</b> ▼がん患者が必要とする情報にアクセスできる環境整備	▽ 緩和ケア研修会受講者数	10,788名 (H29年12月)	
	(3) <b>就労支援などがんサバイバーシップ支援</b> ▼小児・AYA世代のがん患者の就学・就労等 ▼がん患者の治療と仕事の両立支援 ▼高齢者のがん患者の意思決定支援 ▼アピアランスケア、生殖機能の温存、大阪重粒子線センターにおける患者支援等	● がん相談支援センターの認知度	82% (H29.3)	100%
4. がん対策を社会全体で進める環境づくり	(1) <b>社会全体での機運づくり</b> ▼府民、医療関係者、医療保険者など、様々な主体と連携した取組み	▽ がん相談支援センターの相談件数	86,140件/64病院(小児がん除く)(H28年)	
	(2) <b>大阪府がん対策基金</b> ▼基金の効果的な活用 ▼患者会活動の充実 ▼民間団体の自主的活動支援	▽ がん検診受診推進員認定数	3,978人 (H29.3)	
	(3) <b>がん患者会等との連携促進</b> ▼患者団体協議会等との意見交換 ▼患者会等の情報提供 ▼患者サロン等の整備促進	▽ 患者会、患者支援団体及び患者サロンの数	患者会及び患者支援団体: 36団体 患者サロン: 58病院	

《推進体制》 本計画に沿って実施する取組内容について「大阪府がん対策推進委員会」に毎年度報告し、進捗管理に関するPDCAサイクルを実施し、施策に反映。

# 第3期大阪府医療費適正化計画【概要】（平成30年3月策定）

## 計画の位置づけ

### 【計画の位置づけ】

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく法定計画
- 国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に即して策定
- 医療費の現状や課題に基づき、医療費の伸びの適正化を推進することが目的

### 【計画の期間】

第2期 平成25年度から平成29年度の5年間  
第3期 平成30年度から令和5年度の6年間

### 【他計画との関係】

医療計画、健康増進計画、高齢者計画、国民健康保険運営方針と調和を図る。

## 大阪府の医療費や受療行動の地域差の状況

国、都道府県、保険者、医療の担い手等が医療費等の状況を把握し、連携して適正化にあたるため、国から提供されたデータセット（NDBレセプトデータから抽出）なども活用し、全国や他府県との比較を行い、原因等を分析し「見える化」

### ○総医療費・1人当たり医療費の状況

- ・H17：2兆4,347億円⇒H27：3兆2,193億円
- ・人口1人あたりは36万4千円(H27)で全国18番目（国保：35万1千円で全国28番目（年齢調整後18番目）、後期高齢：105万3千円で全国8番目（同4番目）、協会けんぽ：17万8千円で全国14番目（同6番目））
- ・高齢者医療費が約3分の1を占め、高齢化の進展によりさらに増加見込み

### ○疾病別・診療種別・年齢別の医療費の状況

- ・入院外：患者数の多い疾患（高血圧、動脈硬化症、整形外科疾患、糖尿病）と1人当たり医療費が高い疾患（悪性新生物、腎不全）の割合が大きい。
- ・入院：手術等の外科的治療が必要な疾患（整形外科疾患、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物）や高額な治療薬を使用する疾患（悪性新生物、脳血管疾患）の割合が大きい。
- ・市町村国保・後期高齢・協会けんぽとも、高齢になるほど全国平均と比較して1人当たり医療費や各診療種別医療費が高くなる傾向。

### ○生活習慣病等の状況

- ・働く世代からの生活習慣病にかかる受療率は全国に比べ低く、未治療者も多く存在。一方、高齢になってからの生活習慣病にかかる医療費が高い傾向。
- ・特定健診受診率・特定保健指導実施率・がん検診受診率は全国で低水準。

### ○受療行動や医薬品等の状況

- ・重複・頻回受診、重複・多剤投薬、残薬は一定存在。
- ・後発医薬品の使用割合は向上しているものの全国平均より低い。

### ○療養費の状況（柔道整復師やハリ・キウなど）

- ・1件当たりの額が全国平均より高く、療養費の総医療費に占める割合は全国で最も高い。

### ○府民の医療に関する正しい知識の普及状況

- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師を決めていない、お薬手帳を適切に活用できていない、他の医療機関を受診する際の受診状況を医師に伝えないなどの割合が一定存在。

## 基本理念～計画のめざすべき姿

▼府民の生活の質の維持・向上に資する適切な医療の効率的な提供

▼高齢化に伴う医療費の伸びへの対応

▼医療費の地域差縮減に向けた取組

## 施策の3つの柱と取組

### 1. 生活習慣病の重症化予防等

- (1)生活習慣病の重症化予防等
- ①特定健診・特定保健指導の実施率の向上
  - ②早期受診や治療の継続等により、重症化を予防するための取組
  - ③高齢者の重症化予防の取組
  - ④生活習慣と社会環境の改善
- (2)がんの予防及び早期発見

### 2. 医療の効率的な提供の推進

- (1)医薬品の適正使用
- (2)後発医薬品の普及・啓発の推進
- (3)療養費の適正支給
- (4)医療機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築

### 3. 健康医療情報の効果的な発信

- (1)医療費の見える化・データヘルスの推進
- (2)府民への情報発信の強化

### 【府の取組方針】

- ◆市町村や保険者、医療の担い手等との積極的な連携  
保険者協議会や地域・職域連携推進協議会などの場も活用し、連携した取組を進めるとともに、データ分析を通じた健康課題等の提供や好事例の創出・横展開を図り、市町村や保険者等を積極的に支援
- ◆市町村国保に対するインセンティブ強化  
保険者努力支援制度等を活用し、健康づくり事業や医療費適正化などに取り組む市町村を重点的に支援
- ◆健康づくりに取り組む被保険者への支援  
被保険者自身による健康づくり・疾病予防のための取組を推進

### 【主な目標値】

項目	目標値 (R5年度)
特定健康診査受診率	70%以上
特定保健指導実施率	45%以上
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数	1,000人未満
メボリックソート <sup>®</sup> 0-100該当者及び予備群減少率	H20比▲25%以上
成人喫煙率	男性 15% 女性 5%
がん検診受診率	胃・大腸 40% 肺・子宮・乳 45%
がんによる死亡率 (75歳未満のがんの年齢調整死亡率(10万人対))	72.3人 (10年後に66.9人)
重複投薬・多剤投薬にかかる調剤費等	H25比 半減
後発医薬品使用割合	80%以上
療養費1件当たりの医療費	全国平均に近づける
データヘルス計画を策定し取組を行う市町村数	全市町村

## 医療費の見込み

国から示された将来推計ツールに従い算出

- 入院外：自然体の医療費見込みから、以下の効果を踏まえ算出
  - ▲特定健診・保健指導の実施率の向上(70%,45%)【12億円】
  - ▲後発医薬品の使用促進(80%)【248億円】
  - ▲1人当たり入院外医療費の地域差縮減に向けた取組 (糖尿病の重症化予防【15億円】、重複投薬【0.5億円】・多剤投薬【44億円】の適正化)
- 入院：病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた推計

令和5(2023)年度時点の医療費の見込み

入院外	22,440.5億円【適正化前：22,760億円】
入院	16,336億円
合計	38,776.5億円【適正化効果額：▲319.5億円】

## 計画の推進・評価

- 毎年度、個別施策の取組状況、指標、目標について進捗状況を公表
- 計画期間の最終年度に進捗状況に関する調査・分析を行うとともに、期間終了の翌年度に実績評価を実施
- 上記について、学識経験者等で構成する大阪府医療費適正化計画推進審議会で検証しPDCAに基づく計画の効果的な推進を図る

# 第4期大阪府食の安全安心推進計画【概要】（令和5年3月策定）

## 第1章 推進計画策定の基本的な考え方

### ■策定の趣旨

第3期推進計画で掲げた施策等に継続して取り組むことを基本としつつ、食を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、食の安全安心の確保に關する施策をより一層推進するため、第4期推進計画を策定

### ■目指すべき姿・スローガン

条例の基本理念にのっとり、府、食品関連事業者、府民等が責務や役割を理解し、共に協力して食の安全安心の確保に取り組む

生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心

### ■計画の基本的事項

#### <位置づけ>

食の安全安心の確保に關する施策を総合的かつ計画的に進めるために、「大阪府食の安全安心推進条例」の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定

<計画期間> 令和5年度～令和9年度までの5年間

## 第2章 食の安全安心に關する現状と課題

### ■食を取り巻く環境や社会情勢の変化

- ①食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化
- ②ライフスタイルの変化
- ③スマートフォン・SNSの普及やデジタル化の加速
- ④食品ロス削減への関心の高まり
- ⑤外国人労働者や訪日外国人の増加

### ■第3期推進計画の取組状況

4つの施策の柱を設け、関係部局が連携して52の事業を実施。総合的には概ね計画どおり取組が行えたと評価できるが、コロナ禍の影響で一部計画どおり取組めなかった事業があった

### ■重点課題

#### 法改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化への対応

HACCPは導入がゴールではなくスタートであり、PDCAサイクルにより適切に運用されるよう、継続的な取組を支援していく必要がある

#### 社会情勢の変化を踏まえた情報の発信

食生活の変化や食品ロス削減の推進などの食に關する社会の動向を踏まえた食の安全情報の発信、オンラインツールや多言語に対応した情報の発信に積極的に取り組んでいく必要がある

## 第4章 各施策の取組体制

- 施策の推進体制 ■ 国や地方自治体との連携 ■ 人材の育成

## 第5章 資料等

- 大阪府食の安全安心推進条例、用語説明など

## 第3章 食の安全安心の確保に關する施策

### ■施策展開の方向性

- ・ 4つの施策の柱に、11の基本施策を掲げ、49の個別の取組事業を展開（うち13の取組事業（14項目）に数値目標を設定）
- ・ 重点課題に対応するための基本施策を重点施策として位置付け
- ・ 事業者の責務や府民の役割を、それぞれの取組ポイントとして記載

（府の取組事業…丸付き数字 府関連施設の取組…◎）

施策の柱	基本施策	個別の取組事業
<b>柱1</b> <b>生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保</b> （生産から消費に至る各段階において、関係法令に基づき監視指導や検査を行う）	(1) 監視指導	①農業の適正使用の推進 ②畜産農場における飼養衛生管理等の推進 ③養殖場等における魚類防疫の推進 ④大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ⑤と畜場・大規模食鳥処理場における食肉等の安全確保の推進
	(2) 食品等の試験検査	⑥大阪府内産農産物の農業使用状況等調査 ⑦家畜(家きんを含む)における動物由来感染症の病原体保有状況調査 ⑧鳥インフルエンザのサーベイランス ⑨養殖魚の水産用医薬品に係る調査 ⑩貝毒対策の実施 ⑪大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査 ⑫農畜水産物の生産過程における法令遵守のための措置 ⑬無承認無許可医薬品(いわゆる健康食品)に係る医薬品成分検査
	(3) 食品表示の適正化の推進	⑭食品表示関係法令に基づく適正表示の推進 ⑮健康食品関係施設への監視指導 ⑯米のDNA品種別検査による表示内容の確認 ⑰食品表示制度の普及推進
<b>柱2</b> <b>健康被害の未然防止や拡大防止</b> （健康への悪影響を未然に防止するため情報の収集や調査研究を行うとともに、緊急時に迅速・的確に対応するため危機管理体制を確保する）	(1) 情報の収集及び調査研究	⑱食品に關する相談への適切な対応 ⑲食品監視指導のための調査研究の推進 ⑳食の安全に關する研究の推進
	(2) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保	㉑食中毒調査実施体制の確保 ㉒災害発生時における食品衛生監視指導の実施 ㉓健康食品等による健康被害相談への適切な対応 ㉔貝毒発生時の体制の確保 ㉕特定家畜伝染病発生時の体制の確保 ㉖大阪府食の安全安心推進委員会の開催
	(3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表	㉗健康被害の拡大防止のための情報の公表
<b>柱3</b> <b>情報の提供の充実</b> （食品の安全安心に關する情報発信の推進、及びリスクコミュニケーションを促進することにより、関係者間の相互理解の推進を図る）	重点 (1) 食の安全安心の情報発信の推進	㉘ホームページやメールマガジン等のオンラインツールによる情報発信【充実】 ㉙広報誌やリーフレット等の紙媒体による情報発信 ㉚外国人に対応した啓発媒体による情報発信【新規】 ㉛行政、企業等の主催するイベントやキャンペーンでの情報発信 ㉜自主回収(リコール)情報の提供 ㉝食に關する社会の動向を踏まえた情報の提供【新規】 ㉞食育の推進による食に關する理解の促進 ㉟学校関係者に対する食物アレルギーの研修の実施 ㊱消費者団体等の活動内容の発表 ㊲食の安全に關する情報発信
	(2) リスクコミュニケーションの促進	㊳食の安全に關するリスクコミュニケーションの推進 ㊴大阪府食品衛生監視指導計画策定時の意見募集 ㊵府民ニーズの把握
<b>柱4</b> <b>事業者の自主的な取組の促進</b> （生産者、事業者が行う食の安全安心確保のための自主的な取組を支援する）	(1) 生産段階における支援	㊶大阪府農業管理指導士の育成・研修の開催 ㊷畜産農場の飼養衛生管理等の普及推進 ㊸養殖場等に対する魚類防疫に關する講習会の実施 ㊹大阪工コ農産物認証制度の推進 ㊺環境農林水産技術支援のためのセミナーの開催 ㊻農林水産業、畜産業、食品産業等に關する技術相談等の対応 ㊼食品関連実験室の活用
	重点 (2) HACCPの取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進	㊽HACCPに沿った衛生管理の取組支援 ㊾と畜場・大規模食鳥処理場におけるHACCPに基づく衛生管理の取組支援 ㊿食品衛生に關する知識習得の支援 ㊽大阪版食の安全安心認証制度の推進 ㊽食品衛生指導員制度への支援
	(3) 顕彰の実施	㊽大阪府食の安全安心顕彰制度に基づく顕彰 ㊽食品衛生関係優良施設等の表彰